○然要望に対し、今次賃金改訂に関する左議決議文を手交したいとの動議提案。

提案理由。

現在私共の生活は食べる丈で精一杯である上に、又もや米価の値上がり交通費の値上り等で甚な形を変えた収奪が行われつゝある矢先、私共の生活支柱である父や夫や子供の労働賃金は低賃金に圧迫されんとして居ります。私共は今次賃金斗争に日夜を分たず苦労している「中斗」に対しても又生活を守る上からも、だつとこのまゝ手をこまぬいて居られない。

今回各地方炭婦協代表が一堂に会した機会に是非共、問題の件を実施し炭婦協の決心と態度を運営側に承知させたい。

○動議は満場一致で採択決定の上、文書並に決議文手交の方法は事務局に一任する。

○（福）中央炭労に要請として、炭婦協未加入組織或は未組織支部の組織化、育成強化に当り労働組合の無関心や、会社の切崩し等に依つて組織強化が行詰つて居るのを是然方を要請する。

回答＝中央炭労としては各地方本部、支部に対して可及的速かに示達する事を言明

○役員選挙

各地より詮衡委員を選出し、本日（十一日）会議を持ち役員を詮衡した上、明日の大会にはかる事になつた。

○詮衡委員会の結果発表、満場一致確認

会長　野中　ツマ（福）

副会長　多島　光子（北）

○幹事選出、満場一致で確認

（北）三名　（常）二名　（山）二名　（福）三名、杉原寿西子、湊島ハツネ、只限様（他地方省略）

○宣言

会長より宣言朗読の後原案通り確認決定した

宣言文

「世界の平和は人口の半数を占める私達婦人の自覚にあるといわれます。日本婦人の美徳とたゝえられた私達の忍従と諦は封建的た特権階級や我まゝ者の温床となつて丈でなく遂には日本の進路を誤らせ幾百万の戦争犠牲者と、全国民の窮乏となつて報いられました。

此の尊い犠牲をもつてよみがえつた婦人の自覚は、労働組合の運動と共に日本民主化の推進力となつたのであります。

今や国際事情の影響を受けた反動の嵐は、日本民主化といえ、未だ若い苗木を吹きちぎり、私達婦人を古い人形の美徳の中に再び閉じ込め様として居ます。

又私達の環境を支配する各種事情や社会問題は労働組合や民主団体の努力にも拘らず辛くも現状を維持して居る状態で、生活苦から起る悲劇は深刻化するばかりであります。

こうした折、国民の多数を占める私達婦人と其の団体は支配階級が意識的に作つた婦人の美徳という殻の中に閉じこもつて社会奉仕的な活動を形式的に行つて居る丈でよいでしょうか、此の事は日本の保守的な支配階級の基盤を固くするだけでなく、私達婦人を経済や社会問題に対し、能力が無いかの様な心理的　を与え、男性に対しても昔ながらの劣等的な差別感を婦人自らがつくる事になります。

それで私達は個人の人格の尊厳という人類普遍の権利を基調とし、婦人の人格と教養を高め経済的或は社会的一切の不公平な差別や取扱を是正し、自己主張をするように他人を尊重するという民主的人格的な社会建設のために私達は全国的に炭鉱主婦協議会を結成し民主団体の一翼として再出発をしたのであります。

私達の志す其の途は荊に満ちて居りますが、正義は必ず成就する事を確信して、困難や障害をとに低む事なく希望に対する強い生甲斐を感じながら理想の日の実現をはかるため、労働組合と相提携して全力を尽す事を誓い、私達日本炭鉱主婦協議会の宣言といたします。

昭和二十七年九月十二日

日本炭鉱主婦協議会結成大会

L

○退任届の件

今次の選挙運動並に今後の政治運動を活発に行うため、退任届の正式手続をなす事を決定した

○協議会開催

前回の申合せに依り座談会実施前に決議文の要旨は、八の要点附添資料を参照されたい。

以上

教宣資料 ６

長期斗争へ万全を期せ

目次

まえがき　一
連盟を背后から動かす日圣連　二
一、まず職務評価を叩く　二
二、総同盟を褒めちぎる　二
三、マーケット・バスケットの全的否定　三
四、緊急調整への依存　四
五、政界要求と日圣連　五
団交圣過と対立点　六
一、団交の圣過　六
二、連盟の考え方と対立点　六
1、マーケット・バスケットは根拠なし（生活）――組合反論　六
2、賃金も労働力の限界無視、企業努力一辺倒　七
3、基準外賃金、臨給その他　七
4、圣過措置は八〇％支払　七
長期斗争の態勢と見通し　八九

1952.10.9
大之浦労組 教宣部

まえがき

今次賃金斗争は　初期の見透しに違はず、いよいよ困難性を明らかにしてきた。われ／＼は、第五回定期大会（五月二十七日～六月一日）の時期に、既にそのことを予想し、強く統一交渉を推進する決定を行った。五回大会で指摘した通り、戦后七年を経過している今日、鉱工業生産指数は、戦前の水準を四〇%上廻っているにかゝわらず、扶養家族三人の者で、手取二万五千円を保障されていない。当然物価と賃金は、少くとも同比率で高騰しているなら、労働者の生活も押しつぶされることはあないたろうが、終戦后のインフレは、物価の高騰に賃上げが追いつけず、インフレの度に、労働者の生活は苦境に立たされた。このことは、むしろ保守反動政府が独占資本の利益を擁護するために、労働者をギセイにすることを承知の上でインフレ増進を企図したとみるのが正しい分析である。七月総評大会に於ても、インフレがもたらした低賃金が、実は再軍備と軍需産業の拡大に原因していることを鋭く衝いている。

総じて日本経済は自立していないと断言出来る。経済自立が、最終的には労働者への犠牲になるのであるが、自立を条件づける自由貿易すら、中国との途が遮断されている現状であり、民族資本の中に買弁的な外資の導入がなされ、平和産業を阻む軍需下請産業が強行されているのである。経済状勢が、かくのごとき日米一辺倒、日米経済協力（米に軍事面の）の形で進められる限り、凡そ日本経済の自立はあり得ないし、かつ結果的には、労働者の真の解放もあり得ないのである。

かゝる経済の偏向を、さらに倍加するものに、現在の政治情勢がある。今次総選挙に於ける革新政党の飛躍的進出にもかゝわらず、なお保守反動政党の勢力は大きい。勿論、吉田、鳩山の抗争が、やがて自由党の分裂をもたらし、勢力の二分化、政権の弱体化をもたらす時期も考えられるが、だからといって直に革新政党の絶対的な力にはなり得ない。温存された権力と掌握した全力を総動員して、彼等は依然として、労働組合に対する挑戦を求めるであろう。そのことは、具体的には、吉田が敷いたレール……破防法、労働法の改悪等を、さらに悪化拡大し、労働者の団結権、団体行動権を奪至する方向へと、ひた走りに走りつゞけることになる。

われ／＼の団体交渉は、以上のような非常に不利な客観情勢の中で斗われている。然るが故に、鉄連の態度は従来にない強硬であり、合理化理論を一蹴して、力でもって対決する小生意気な言辞を暗にほのめかしている。

われ／＼が、このように追いつめられた形は、未だかつて一度もない。追いつめられたということは力の形容ではなく、連盟の無反省な挑発的な態度が、合理主義で行うとするわれ／＼の要求を一方的に踏みにじった形をいうのであるが、この段階にくれば、われ／＼としても伝家の宝刀を抜く以外にないのである。相手が肥弁を示し、労働者の生活実態に目を掩い、ひたすらギセイを求めることにのみ狂奔するとすれば、実力斗争もまたやむを得ない。

さりとて、この実力斗争は、生半可の決意では目的を達成出来得ないことは明白だ。斗えば、ストを打ては、何とかプラスされた過去の甘い夢の再現ではない。すべてが冷やかな現実である。連盟が悲鳴を上げるか、炭労が悲惨な敗退に終るかの分岐点を決する死斗である。

われ／＼は、以下に述べる諸々の情勢を正しく理解し、飽くまで斗う決意を固め、この賃金斗争の勝利を収めたい。

連盟を背後から動かす日經連

一、まず総評組織を叩く

今次賃金斗争の相手——鉄鋼連盟は、予想通り強硬だが、この連盟の我無者羅は、どこから来るのか、いうまでもなく連盟をバックアップしているものは、日経連である。

日経連は、ことあるごとに、総評と傘下組合を叩いてきた、善悪を分別せず、組織力を弱化し、崩壊させるためにのみ、その目的と手段を選ばずして叩いてきている。

総評がいう「秋季斗争」は、日経連を震え上らした。それは「今次賃金斗争は、巾広い秋季斗争として打出され、その勝敗を決するものは、総労働力対総資本力である」という堂々たる声明にある。

日経連は、総評大会を次のごとく評価しあえて強気を見せんとした。

一、秋季賃金斗争を呼号しているが、国会解散を予想し政治的にばかり動き下部組合員の信頼を失う。

二、大会では、海員、センイ、私鉄のごとき不満を抱くいわゆる右派の単組が、一方的にその主張を押えられた。内部対立のため斗うことは不可能である。

三、殊に、自由労連加盟問題については、これを過少評価し、或は一種の偏見を以ている、やがてこのことが組織を危機に追い込む。

四、賃金斗争が、如何にはげしくなっても経営者は強気であり、又特需が減少している今日、何としても応じられる訳がない。

この分析は勿論希望的であるが、その後各産業が大会を開き賃上げを決定し、要求額を決定することと併行して、日経連の強硬な攻勢が表れてきた。

まず大局的には、総評の呼号する秋季斗争は、日本共産党が裏で糸をひいているということを打出してきている、端的にいつて、日共はメーデー事件、各種交通妨害事件、小河内山村工作隊事件等の一連の暴力事件によって失敗し、徳田論文は、「大衆路線」にかえることを指摘、早速総評組織内にフラク活動を展開、これは略々成功したので、今度は各労組内に喰込み、秋季斗争をかげであやつるというのである。このことは人気を失いつゝある日共と総評を悪意に結びつけ、賃斗、秋季斗争が、組合幹部と組合員のギャップによって失敗せんことを目論んでいるのである。日経連が最近盛んに「職場防衛」を主張していることと思い合せれば、このことは同時に職制確立により下部組合員の懐柔、切くずしにより直接賃金斗争を切くずそうとすることにあるのである。

二、総同盟をほめちぎる

八月総同盟大会の賃金斗争方針は、総評の賃金綱領を、目下政治的ふくみをもった要求方式であると非難している、このことは全く日経連の見方と軌を一にするものであり、去る三月七日の関東経営者協会（関東経協）が発表した「秋季攻勢と理論生計費の分析」とも、全く同様の見地に立っている。これは日経連を喜ばし有頂天にさせる外の何ものでもないが、総同盟のかゝる斗争方針の分析が、労斗以来「斗はざる総同盟」の批判に対する自己弁解にすぎないことはいうまでもない。

では、総同盟の「賃金斗争方針」とは何か？　一言にしていえば「労働者の生産性」の向上を前提としている限り現在の、いや将来にわたっても生活完全保障の賃金とはなり得ない、炭鉱の場合、生産性の向上とは、能率の向上であり、鉱員諸君を苦境に立たせる、この立場をとる限り日経連を完全に喜ばし、安心させる。日本経済史上の最大汚点ともいうべき、チープ、レーバーは、実に総同盟のかゝる危険きわまりなき斗争方針に由来するものである。

総評大会で、全センイ同盟の低賃金斗争が、幹部の努力不足からおきざりにされている——という批判がなされた、勿論これは猛烈な反論があって、議場は混乱したが、しかし、センイ同盟は残念ながらこのような批判を受くべき欠点を、その「白書」の中でむしろ得意気にのべている、この「白書」は、政府が出す「経済白書」以上に日経連の立場を擁護するものであり、総評の中でも猛烈に批判されざるを得ないものであった。日経連は九月一日「秋季攻勢の指標と、総評の賃金綱領」の中で、次のようにこ

のセンイ同盟の「白書」を賞讃している。

「全セン同盟が、賃金白書を発表し産業の実態、生活の現状、国民経済構造等あらゆる角度から検討し具体的に賃金を獲得しようとする真剣な努力を重ね、年令構成、生活条件、勤続、労務構成等に充分な考慮を払い、単なる物盗り主義の賃金要求を排除し、総評の賃金綱領、総同盟の賃金政策に真向から鋭い批判を浴せている点である、少くとも労働者の生活安定、賃金水準の向上を真剣に考える労働組合は当然かゝる地道な経路を辿るべきであり、かゝる動きが労働組合の主勢力を占めることこそ、労働者の今後の発展を約束するものである」。

これは、その分析が日経連と全く同一であるからである。

要するに総同盟のごとく、能率上昇なくしては賃金向上なしといい、全セン同盟のごとく、「女子労働者の賃金は決して安くない」といきつて「女子哀史」は昔のことと云つてみたりするところに、日経連の我が意を得たところがあり、陰でほくそえみする所以でもある。かゝる反労働者的考え方を払拭できない組合は、今次のわれ〳〵の斗争に、矢張り大きな障害となることを忘れてはならない、勿論以上の「賃金引上げ否定」の方向は、その後総同盟、全センイ同盟の内部から痛烈に批判されたことも明記しておきたい。

三、マーケット、バスケットの全面否定

次にマーケット、バスケット理論を真ッ向から否定してきている。マーケット、バスケット理論は、いうまでもなく秋季賃金斗争の要求金額算定中心理論である。マ、バ理論は、しかし単なる理論ではなく夙に古くから使用されている。

マーケット、バスケットは一九二三年、英国労働党によつて創案された。それは各国の実質賃金を正しく評価するために、欧州諸国で一般に消費されている一定の食物量を設定して、この価格統計が調査され、それぞれの国の名目賃金と比較されて、実質賃金の比較が試みられたのである。この方式は直にその后、生活問題研究家達によつて、全消費形式にまで拡大され、一切の生活必需品に適用され、マーケット、バスケットは完成されたのである。

わが国に於て、マーケット、バスケットは為政者達によつて悪用されたが、とも角も、わが国でされこれを使用したという歴史をもつている。その一、二の例をあげると。

一、昭和十七年内閣統計局によつて「物による家計調査」が行はれた。

二、協調会でも、京浜地帯を中心に「物による生計調査が試みられた。

三、戦后、アメリカから輸入されたが、GHQの実態調査により行われた。

然し、この何れもが、結果的には、何れも日本の労働者の賃金水準が劣悪であることを実証し、これを一般に発表することは、かえつて批判が多いということで伏せられていた。

高つて、今年春季斗争には、鉄鋼労連、私鉄等が、マーケット、バスケットを採用して要求書を作成したが、経営者側の猛反対にあつて、その正当性を貫くことは出来なかつた。

日経連は、その主張をタイムスに述べている通り、「マーケット、バスケット理論は、架空の理論であり変化自在な根拠のないものであるといつている。その反駁する内容を理解するには、次の特長的な一流の反論を基礎にせねばならない。

一、賃金は、労働者の生活が、どのように苦しくても、（これを極端にいえば、飢餓賃金ということ）生活を中心に要求すべきでない。

二、支払う側―経営者の支払能力、労働力の需給、労働条件等の綜合的な見地から賃金要求の具体的なものが決定される。

右の一、二の外に中間的に「労働の対価」に応じて支払はれると、もつともらしいことを云つている。何か、わけの分らぬ理論らしい理論を、せんじつめてゆくと、結局支払能力のみが絶対的であり、支払能力を決る要素は、労働者を駆使する経営者の腕力―恣意的、一方的―によるものだ、他の科学的な一切の賃金理論は、先づこの前提を満された後に云々さるべきだというのである。しかし満たされたということは、絶対にあり得ない、資本家の利益追求が無限大である限り理論的賃金要求は否定されることになる。結局すべては、賃金に関する限り、労働者の要求は容れられないというのである。

鉱連の団体交渉席上での理論、マーケット・バスケットへの反駁も、右の域を出ず、科学的賃金算定とは、マーケット・バスケットの外に如何なるものがあるかを問うても、彼等は云はない。否、云えないのだ。減々令で日鉱連が固く枠をかけているのだから、たゞ企業の実態を不当に悪意に見積り、むしろ賃下げをやると主張することによつて、対抗してきている。利潤を低く、相手の理論を否定し、反駁することは容易である、然らば、自ら正しいと思はれる科学的理論を主張せねばならない。

四、緊急調整への依存

七月三十一日、改悪労調法は国会を通過した。日鉱連の自由党に対する猛烈な運動が効奏したのである。然し日鉱連は、まだそれでも不満の意を表明した。

一、治安対策が充分でない。治安は一応破防法で対処できるかと思はれるが、これはなかなか実施困難だ。職場に対する破壊活動のきめてにはなり得ない。

二、改正労調法で官公労組に交渉権を与えたことは、今後官公労組が、政治斗争に動く可能性がある。

三、労調法第四章の二、緊急調整は、中労委の意見を聞いて、はじめて発動するので、実用困難である。また五十日間のスト禁止措置は短かすぎる。

等のことを発表している。しかし不満の裏に、この緊急調整には充分期待していることは事実で、「一度決定された法律は尊重されなければならない」と云っている自分達に不利な点は無視するが、このように経営者の利益を擁護する法は尊重しなければならないという。

とに角、この改正労調法中緊急調整は、彼等の最後の砦であり、橋頭堡である。必ずや、この線で労働組合のすべての争議行為を切崩そうとするのである。

緊急調整の発動の条件は

一、国民経済、国民生活が著しく脅かされる現実のおそがある。

二、内閣総理大臣が中労委の意見を聞く。

三、発動を決定したときは中労委に、この事件の解決措置を依頼する。

ことゝなっている。

この中で、一の条件判断は、中労委の意図の中にも出るだろうが、何といっても、時の内閣総理大臣の考え方、見方に左右される可能性の方が大きい。現在のごとく保守反動政府を擁する日経連は、陰に陽に、働きかけて争議弾圧に、この緊急調整の発動を行うことは明らかである。

われわれは、緊急調整が軽々に発動されるとは思はないし、又、発動されたときの戦術についても、充分斗える準備を行う。この法律が恣意的に悪用される巾をもつものである限り、恣意的悪用の為政者とも斗はねばならない。従って具体的に次の対策が考えられる。

一、緊急調整にいう「国民経済及び生活が著しく脅かされる現実のおそれ」の判定について、争議行為が本質的に労働組合の基本的権利である点との競合を充分喚起することにより、発動を未然に防止しなければならない。

二、又、「脅かされる現実のおそれ」を判定するのは、世論の方向を無視することができないとの根拠に立ち、常に斗いの過程で、世論の支持を我々の側に有利にしておかなければならない。

三、それでも尚且、反動政府は一切を無視して悪用することは充分ありうるので、かゝる場合は、実力斗争段階で、有効な手段―斗争のマイナスにならないような戦術戦略を樹てて行く。

この中で、われわれの決意の集約されるところは、三である。このときこそ組織の死命をかけた戦術戦略であろう。冒頭に書いた「喰うか喰はれるか」「組織の存亡」を決する斗い、凄惨な斗いの場が展開されるのである。

このことを、われわれが予想し、一切の準備を完了し、決意を抱く限り、緊急調整は左程われわれの妨げにはなり得ない。

アメリカ炭坑労働組合の争議は、このことを率直に教えている。ジョン・ルイス委員長の発した「スト中止指令」は、この限りに於てタ・ハ法の罰則を避けなかつた。然し各支部組合は、スト中止指令に従はず、堂々と斗つた。結局この斗争は勝利を記録したが、さりとて、指導者が組合員から浮び上つたということでもない。中央指導者と下部組合員の意志は、完全に一致して タ、ハ法の不備を衝いて斗つ

たまでのことである。

実際、斗争が長期に亘り、下部組合員の斗争意欲が激化し、鉄をも焼く灼熱の団結が高まつた中途で、この緊急調整が来して、いくばくの力をもち得よう、また、幹部は、則威号々為々とこの法を受けるわけにも行かない。

四、日経連の、緊急調整への依存が、強ければ強いほど、斗いは堅固になることを自覚しなければならない

五、政界模様と日経連

十月一日に政界模様は一変した。一変したという見方は、

一、自由党改進党の議席減少
二、社会党の飛躍的進出
三、共産党の潰滅
四、保守反動政党と、階級政党との明確な二大対立、このことによる諸派、無所属の激減

しかし、このことは、安心の要素にはならない。自由党が、鳩山、吉田対立抗争で、分裂を予想されていても、絶対多数党は事実であり、分裂しても、改進党との連立を鳩山が考えている限り、政治勢力に於ける保守反動の力は絶大である。また分裂したところで反対派が、労働者階級に味方することなど夢想だにできない。

ただわれわれは、日経連と保守反動政党との結びつきを考える必要がある。経済界から莫大に流れた政治資金によつて、多数を占めた反動政党の今后の動向は、想像するまでもなく、頗るはつきりした形でわれわれの総ての行動を束縛してくる。前述した日経連の緊急調整依存は一例にすぎない。積極的に組織活動を封殺する反動立法を推進し、インフレを増進させ、大衆収奪政策を強行し、日経連の吸引器の役目を受持つて、搾取による独占資本の肥太を企図するであろう。

社会党の進出は、結果であり、日経連の恐怖の的である。われわれは、社会党のこの力を一〇〇％に利用することにより、斗争を有利に展開できる、かつての斗争の成果が議会勢力の弱さから、徹底されなかつた憾みを、忘れることはできないが、今後の国会斗争は、前よりも容易に押しすすめることが可能である。依然として院外斗争の必要性がある。院外斗争は、秋季斗争を力強く押し、この結果が越冬資金斗争の勝利を約束することにもなる。われわれは、度々労働組合が政治活動を行うことに対する非難を耳にした、しかし日経連自体が経済団体でありながら、政治的には中立でなく、保守反動を全力で動かしていることを考えるとき、われわれが、単に狭義の経済斗争で勝つことは、むしろナンセンスである。政界模様を、充分分析して、斗いの戦術に有利に用いることも以上の観点から必要である。

団交の經過と対立点

一　団交の経過

八月十三日に十月以降賃金要求書を提出、団体交渉を同月二十五日より開始して、完全に対立するまで十一回の団交をもつた、対立点は後述するが、一応の参考として、今日迄の団交の期日と簡単な内容を列記する。

団交回数	日時	
１	8.25 PM 2	交渉委員紹介、交渉単位の確認、要求書説明、連盟総合回答約す。
２	9.1 PM 2	第一次案提示（標準、賃金引下げ案）
３	9.6 PM 2	第一次案反ばく、炭労賃金案承認を迫る　連盟拒否
４	9.9 PM 2	連盟バスケ方式を非難、バスケを中心に理論斗争
６	9.19 PM 2	前回のバスケ方式非難を再び組合より批判、正当性を強調
６	9.26 PM 2	バスケ方式対立のまゝ、物別れ、経過措置で切下げ案を連盟出す
７	9.27 AM 10	標準について連盟理論を反ばく　経過措置一〇〇％支持の要求書手交
８	9.29 PM 2	標準で連盟を叩くも対立したまゝ、物別れ　経過措置山元交渉の責任追及一〇〇％支持強調
９	10.2 PM 2	賃金は各社別にやると連盟主張、組合統一交渉強く主張、対立物別れ、基準外も全く対立、経過措置押しえがまとまらず次回に持越す。
10	10.4 AM 10	
11	10.6	

以上は概略であるが、こゝから伺えるとおり、連盟は総てを拒否、又は反対してきている、まで団交回数も完全対立迄は非常に少い、このことは連盟の一貫した賃下げ強行の考えが撤回されない限り全く無用の団交は用がないともいえる。

二　連盟の考え方と対立点

日経連の指示を忠実に守つて、連盟は賃上げを拒否する方向で、組合の総ての理論を反ばくし　要求書のすべてについて誠意を示していない

１　マーケットバスケットは権威なし（連盟）＝組合反論

マーケットバスケットについては日経連の全面的否定という形でその大綱を記した。要するにバスケ方式は科学的方法とはいゝながらも、絶対唯一のものでなく、とりようでは、出される数字が、どのようにも変化するから信用できないというのが、主な連盟の主張である。

組合は、バスケ方式は、慰安を求める炭坑労働者の当然の姿をそのまゝ反映して、それを具体的に組立てたもので、カロリー、蛋白・脂肪の取方についても、これを品目に直すと極く通常のものである（これ等については、調査部資料を参照されたい）

要するに連盟の狙いはバスケ方式を容認することになれば、どうしても賃上げを認めねばならない破目になるので基準賃金を形成するこのバスケ方式を否定することが、即要求額を根底から覆がえすと考えているからである。

然らば何によつて連盟は労働者の賃金を決定しようとするのか、それは簡単に云つて利潤の中の極く一部分を労働者の欲求、生活実態等は全く考えないで出そうということで、資本の蓄積を主とし労働者賃金を従属させることである。

そのために、連盟は、盛に企業の危機を訴えている、業界不況を打開できないと宣伝している。

若し連盟のいうようにそれが事実とすれば何故会社経理を真実に公開して組合に真の協力を求めないかといいたい。

そも〱会社経理というものは秘密を建前とし会社内部の相当地位の幹部でさえ、真相はなか〱破握できないといわれる。

かつて社会党が第一党のときの内閣で成立した「炭管法」のときも経理の公開、労使協議会に於ける協議事項の中に会社経理の項はなかつた。

独占資本の正体は、つまるところ労働者賃金からの出来る丈の搾取することによる利潤追及に外ならないのだ。バスケ方式に替る科学的方式は、連盟は提示できない。科学的方式を採用すること自体、現行賃金の低さをバクロすることになるのを怖れるからである。

われ〳〵はバスケの正当性を押し、この賃金交渉で連盟側の非合理を追及しなければならない

2

採炭＝労働力の限界無視、企業努力一辺倒

採炭に至っては、論争するのもバカ〳〵しい位に連盟の考え方は、企業努力を重視し労働者の努力を無視している。平均一二〇％の上昇を示している実績の内上昇分の二〇％が労働者の努力だと、過少評価し、資本の力が八〇％だというのである。

四八六億円を借金しているから経理が苦しいといい、この借金で能率を上げたのだから採炭を上ろうということは、一体どのように理解すればいゝのか　？

まえ採炭は拘束時間と関係なく請負賃金を決る一応の「ものさし」という

こんな無茶な理論は成立たないのだが、時間との関連を認めれば、組合の時間修正を検討せねばならないので、このように矛盾していることを言う。請負賃金の一〇〇％を保障されるのに九時間、十時間かかねばならないこと、そしたら、一体坑内労働者の労働条件とは、全くドレイであり基準法も何もあったものではない。二十三年十二月改定書では、明らかに拘束八時間を採炭を明確に規定している。

この事実についても、連盟は「それは一応の目安だ」と逃げている。

吾々は採炭が今迄の交渉の度毎に引上げられ請負給者がタコの如く、自分で自分の体を喰って行く事実をいやという程経験した。今度の交渉ではこの採炭には絶体引下げる態度を固く守らねばならない。

このことは連盟の以上の独りよがりの理論を否定し採炭の時間修正を斗う以外にはない

3

基準外賃金、転給その他

基準外賃金については、第一次案で連盟のいう「中央統一交渉とするには無理がある」という理由で拒否している。無理があるかないかは、考え方の相違だが、吾々は基準賃金が統一されて、基準外が統一出来得ないという理論を認めることはできない。基準法に超過労働の場合二十五％の割増率を一律に決定してあるが、これを支払わねば違法であるが　一律に決定するということの無理ということの論拠は、このことからも解釈できない。高いとか低いとかなら話は別だが決して無理ではない。

転給については、連盟は各社間取決め中央交渉否定を主張している。このことは吾々は転給の特殊性ということの外に、連盟のねらいが組織斗争の切崩し低労組の分裂にある点を見逃してはならない。

協定期間は連盟、六ケ月を回答してきている。かつての斗争はむしろ組合側が短期協定を主張してきたが、立場が全く逆である。連盟の考え方が石炭界の不況が次第に深刻になることを見込みに入れてのことであるが、同時に組合に対する不況の認識を求めているゼスチュアでもある何れにしても組合の要求としている総ての内容、従って賃　採炭　すべてが否定されている

4

暫定措置は八〇％支払

十月以降賃金の暫定措置については、連盟は第一次提示の内容で支払うと申入れてきた。これは請負給者については約八〇％の賃下げである。

従来の暫定措置は、従来の一〇〇％を支払ってきたにもかゝわらず今回の連盟の出方は全く従来の慣例を破るものであり、同時に自ら労使関係を紛争に導くものである。組合は数字の団交で強力に連盟の不合理を難詰したが連盟は、その態度に反省を示さない。

少くとも連盟の考え方には、第一に賃下げを強行しようとする意図がうかがえる。しかもこのことを組合員に先入意識として植付けることにより賃金要求の意欲をそう失させようとするものである。さらに請負給者をのみ孤立させることにより、団結力を崩してゆこうとしている。定額給者には関係のないこの支払方法は、各個撃破の好個の材料として連盟は利用せんとしているのである。

このような連盟の出方、陰謀には各々は団交の当初から充分の配慮を以て当ってきた。即ち第一回団交或は事務折衝で「中央での交渉事項は、支部組合では二重交渉しない」ということを連盟に確約させたがこの確約に基いて判断すると連盟の手段は明らかに違反している。下部組合では各経営者が一方的に、八〇％支払を支部組合宛申入れているが、二重交渉をやらない確約を破っている。団交席上、組合は違約を強く追求したが、連盟は「一応九月末で協定が切れ無協約になったということで各社は職業所見通にしたし」とい、「努力してもらう以上一応何らかの形で賃金を支払わねばならない以上、現在提示している案で支払ひ、新賃金決定次第精算する」とも云っている。組合は現行賃金の一〇〇％を支払って、後日精算しても同じことではないか、仮払をどうせ精算するのなら、組合員の労働意欲を減退させ、紛争を激発させるようなやり方は、賢明ではない」と追求したが、三回に亘る組合主張を全く黙殺している

長期斗争の態勢と見通し

今迄述べてきた諸々の情勢を、綜合判断するとき、今次斗争の重大性を卒直に認めなければならない。斗争の重大性とは長期斗争に外ならない、然し長期斗争は何もだらだらと交渉を続ける意味ではなく「長期実力斗争」をいうのであるが、吾々は凡る面に亘る長期実力斗争を決意するとき、連盟の陰謀と低賃金政策を完全に反撥することができ、勝利はわれわれの手中に帰する。

斗争が出炭計画に及ぼす影響はどうか。このことは、斗争効果を判断する上に要因となるものである。七月貯炭状況をみると、大手十八社の貯炭状況は坑所八九万五千屯、港頭六四万一千屯、市場一〇五万七千屯、合計二五九万余屯、八月は合計二六二万七千余屯である。大体八月が例年貯炭の最大を示すので、九月に入れば貯炭が激増するから、これから次第に荷捌きが活溌化する。十月二日の日本経済新聞は、石炭荷動きの活溌化を伝え次の如く云っている。「石炭協会の調べによれば……国内炭の荷捌きは、一三〇万四千屯と九月上旬より九万四千屯上廻っている」然も一方では、賃金交渉の不満を反映して貯炭は減少しつゝある。即ち同旬の貯炭は八月下旬〜九月上旬の増加八万八千屯に比べると、僅かに二万四千余屯の増加で、結局出炭意慾が減少しつゝあることを如実に示しているものである。大手十八社の一日出炭量は約一〇万屯であるから、若しここで二〇〇万屯の貯炭があっても、荷動き活溌化に伴い、十数日のストライキが大きく影響することは事実である。一旬で一三〇万屯の荷動きがあるので、二〇〇万屯の貯炭は、十日のストで完全に零に近い数字になるし、一方重要産業の貯炭二二〇万屯も、更に十日ストを打つことによって相当大きい打撃を受けることになる。然し実際には、二十日のストでは、単に貯炭を消すのみであり、その後のストこそ、最後の勝利を収めることになる。

こう見てくると、吾々がストによる勝利を収めようとする限り、少くとも一ヶ月以上のストを計画せねばならないことになる。勿論、単なる力の対決のみでは能のない話で、この外に凡ゆる方法……例えば政治的に、或は秋季斗争との関連の中に、解決を有利に導く、努力を必要とするが、何といっても決定的なものは、一ヶ月以上のストを打つ決意がなければ勝てないということである。

斗争は、長期に亘る程相手を苦境に追込むと共に、また吾々自身も苦しい斗いである。特に斗争生活対策は万全をつくさねばならない。その方法については、従来とられて来たもの、例えば能率積立金の喰いのばし、保安要員からのカンパ、アルバイト（公共事業等に優先的に雇傭できるよう地方公共団体に働きかける）等いろいろのものが考えられる。支部組合によっては生活協同組合を通じて、これを積極的に利用することも必要であろうし農業期を利用するアルバイトも季節的に好個の対策となり得よう。

しかし、斗争の長期化は生活を最低線でも維持する決意をもつ限り、先づ食生活の圧迫から崩れることは、まずないと言ってよい。斗争の破局の最大原因は何時の場合も、組織分裂、自個利益主張から始まる。十七社の統一交渉は、特に連帯性と相互信頼を必要とする。この体制が確立していれば企業別に対する連盟の分裂作戦は未然に防止できるし、むしろ積極的に連盟の野心を粉砕することができる。

吾々は破防法を中心とする改悪法反対のスト、いわゆる「労斗」の中で、第六回臨時大会批判にあったごとく、多くの欠陥を認める。この労斗ストに対する日経連の野心、連盟の切崩しは、そのまゝ今次斗争にも現れてくるであろう。企業連に対する彼等の野謀こそ斗争の最大障碍であることを強く認識しなければならない。

下部組合員は、十月国会議員選挙で大なる自信を得た。この自信は組織えの信頼と統一斗争の勝利を認めていることに他ならない。

労斗批判から次第に立直り始めている組織意識を更に拡大するのが今次斗争であり、又幾日ストが続けられても、斗いに得た自信は動揺しない

年末に近づくにつれて、例年の期末斗争も、準備されねばならないが、期斗の勝利を確信づけるものは一つにかゝって今次賃斗でなくてはならない。

「賃斗の余力を駆って期斗へ」がわれ〱の戦術である。

教宣資料

民主的教育制度（日本の）確立のために

（一九五三・九・三〇）

教宣部

世界の平和と日本の独立に重大な関係を有する講和条約に対し、単独講和条約を以つて締結した吉田内閣は、それによつて生じる第三次世界大戦の危機と、国内不安に対処するために、凡ゆる面から資本主義支配階級の強化を目論んでいることは明白である。その愚民政策の極端な現れとして、破防法を作り、言論・集会・結社の基本的人権を制限し、国民をいわる見ざる、言わざる、聞かざるの鉄鎖（三猿主義というくさりで）を縛り、完全に自由を封殺せんとしている。

財政的には、資本家擁護の予算編成に終始し、社会保障費・文化教育等を大巾に削減して、実に二千億に達する再軍備警察費を編成している。

従つて教育制度についても、吉田内閣は政令諮問委員会に諮り、教育委員を任命制度下に置いて教育行政を官僚化する一方、六・三制を六・二制に変革して、義務教育を短縮し、或は中・高等学校の教育課程を改訂し、大学の学制を変更して、国民の一般教育を高める普通教育を抑え、生産的産業教育の振興に偏向せんとしている。これは明かに再軍備に要する費用を教育費の節減に求め、勤労青少年に対する徒弟教育の再現をはかつて、資本主義体制の強化を企図するものに外ならない。

これら一連の政策は、実に平和憲法を無視し、文化国家の建設を根底から覆す暴挙であり、植民地教育の普及とレイ属文化の発達を企図するものである。吾々はこの悪辣な計画を粉砕し、飽く迄平和的な文化国家の建設を目指し、その国家社会の形成者としての人間育成のため、教育財政を確立し、六・三学制を堅持し、且つ教育に対する不当な権力支配を排除して、教育行政の民主化をはかり、学問の自由と民主的教育の確立のため斗はねばならない。

一、教育財政の確立

六・三制を完全実施して、憲法に規定された義務教育の機会均等を保障するためには、国家としても教育財政の確立が最も重要なものであるにも拘らず、現在は平衡交付金制度に依存している関係上、地方財政の窮乏に支配され、極めて貧困な実情にあり、憲法の規定はおろかその日の教育の維持すら困難な状態である。加えて再軍備が講和条約発効に伴う防衛費に、莫額の費用を見積るに至つては、更に教育費の一大縮減を見ることは必定である。

この際平衡交付金制度を改善して、教育費の大巾国庫負担の途を開き、六・三制は固より、教育無償制度、社会教育、科学研究、教学振興、育英制度、ユネスコ関係等、これまですべて放置されている部面の、財政的措置をはからねばならない。

二、六・三制完全実施

すでに述べた如く、六・三制の完全実施のため、具体的には次のことを斗いとらねばならぬ。

(イ) 学制改悪の防止

政府は前述の計画を含み、政令諮問委員会に諮り、義務教育の短縮をはかり、中・高等学校の教育課程を徒弟教育再現の方向に改訂し、大学の学制を改悪して、専修大学を置いたり、修士課程博士課程等を設置する意向をもたらすものであるが、これらは教育を単なる財政の理由、或は生産目的の方便に考える立場であり、新学制の意義を没却し、勤労青少年の教育を奪つて、教育の機会均等を破かいするのみならず、文化国家建設に重要な国民の教育水準を低下させるものであつて、吾々としては飽くまでかゝる学制の改悪を防止し、現行学制の大成を期さなければならない。

(2)　定時制高校の充実と道徳教育の整備．

勤労青少年の進学と合理化のため、定時制高校制度を充実し、道徳教育を整備拡充すべきである。

(2)、六・三制教育施設の整備

六・三制施設の基礎を確立するため、早急に左の諸施設を整備しなければならない。

1、六・三制校舎の建築。

2、戦災小学校の復旧

3、老朽、危険校舎の改築。

4、台風災害復旧

三、学校給食、育英制度、義務教育、無償制度の確立。

政府は学校給食の文部予算を削除し、農林関係の食糧改善費に依る僅かな補助で責を免れようとしているが、学校給食は教育制度中重要なもので、文部省所轄としてこの制度を確立しなければならない。

現行の義務教育に於ける教科書無償給与の法律は実施法であって、極めて不備なものである。これを改正して、義務教育者に対し、教科書の無償給与を行う制度を確立し、現行の育英制度を拡た教育の機会均等を徹底させなければならない。

四、学問教育の自由擁護の制度を確立

学内の自由をまもるためには、大学に対する官僚支配を排除し、学園の自由と民主化の確立を図り教育の自由を護るためには、団体等規正法、教職員適格審査法等の弾圧法を廃棄し、教職員に対する公務員身分制度を改正し、その労働基本権を保障し、政治活動の制限を排除するようにしなければならない。

以上

資料10

檄

一九五二、一〇、二七　一　教宣部

ニュース．スト状況「中小」九州 27日24時間突入．常盤 27日24時間突入　山口 28日から24時間反プクスト、北海道 26日24時間，30日48時間スト

十月以降賃金要求の交渉が資側の賃下げ、能率引上げの図案によつて平和的に解決しようとする途が完全に断たれてしまつた。好まざる実力行使の指令が中斗から出された経緯については、十月九日の「スト宣言」に余すところなく表明されている。

ストライキは、われ／＼の最後にして最大の武器であり、これによる事態の反省がない間はその結果が一般産業に壊滅的打撃を与えることになつても、中途であいまいな終止符をうつことは許されない。万一、産業界の危機がストによつて招来されたとすれば、それはすべて炭鉱の責任であり、石炭経営者としての無能を自ら天下にバクロする以外のなにものでもない。

彼等は常に一般大衆、国民生活がストによつて直接脅かされているごとく宣伝している。それによつて世論を反組合的に形成し、政府権力と相俟つて ストを封殺せんとしているのである。われ／＼は日本経済の民主的再建、平和的独立を熱願するものであり、対米依存による軍拡特需経済と真向から対立するものである。従つて政府権力がかゝる戦争準備企業と結託する限りわれ／＼の斗いも権力への抵抗にならざるを得ないのである。

かく考えるとき、我々の斗いは重大でありかつ長期化せざるを得ない。権力と独占企業は米軍駐留期間の保護助成によつて不動の地位を築いており、独立が回復された今日では、既に世界経済の寄生として現れてきている。これ程根強い経営者団体の出先機関である連盟の力による反省を求める以上、安易な斗いでは効果は稀薄になり、無駄な期間を徒らに空過するのみである。またわれ／＼は如何に生活合理化、食いのばしも、アルバイト等を積極的に推進しても今日までの飢餓賃金の故に蓄え皆無の情勢では、いよいよ悲惨な生活維持しかできないであらう。要するにわれ／＼は生きることの最低限度の線すら放棄することを覚悟して長期斗争に突入したのであるから　経営者の立場を守護する一切の考え方は此の際放棄せねばならない。

斗争長期化の中では、第一にスト切崩しが積極的に行われていることを警告せねばならない。しかも現在ではこのことが明白に働きつつある。

切崩しの形態も複雑微妙を極め、暴力団、職制による圧迫支配は従来の斗争にも随処に見られるが生活苦に便乗した保安要員差出によつて思想的にも介入せんとすることを考慮し団結心にひゞを入れる一切の経営者の策動に注意せねばならない。スト十日に及ぶ今日、経営者はスト后の能率向上のため、切羽維持を目論み、これを彼等一流の斗争戦術として打出してきている。

このことは、保安要員差出しに際し、特に考慮さるべきで、現在各支部では強力な斗争意欲と絶対勝利の確信において保安要員についても厳格に指令の精神を遵守しているが斗争が今後ますます熾烈化するに従い落盤、払崩壊等の防止すること、いわゆる利潤追求の炭鉱が専ら保安の要素として変更差出方を請求されることが考えられる。これは明かに保安に藉口した生産手段維持であつてこれでは斗争の効果は期すべくもない。

保安要員差出しの際最低限度として規正さるべき点は指令されているが、最終戦までの過程においても斗いの意義と効果を十分認識する上に立つて判断されねばならない。他方保安要員は斗争意識を堅持して、かりそめにも組合員としての自覚を忘却することがあつてはならない。斗争心の喪失は相手側をして保安業務以外の業務に駆使される端を与え同時に職場を放棄している他の同志に斗争意欲を失わせることにもなる。保安要員こそ、スト中職場を組合的立場から監視する重要な斗争点である。

一部支部には保安要員に出勤した者が多いと聞くが、以上の責任を自覚するときは、単に安易な生活費稼ぎの観念が斗争を失敗させ、同志組合員に如何に多大の迷惑を及ぼすことを知るべきであらう。むしろ保安要員差出に際しては、希望者なきため人選難に陥るのが真の斗争の姿であることを深く考えねばならない。

われ／＼の斗争は[illegible]すごとく長期化する。如何に長期化しても少くとも組織内部から利害相反目して斗争態勢が崩れることのなきよう戒心し、絶対的自信の下に最後まで斗い抜きたい。

一九五二年十月二十三日

日本炭鉱労働組合

中央斗争委員会

教宣資料　NO11

秋季斗争における
経営者陣営の「情勢判断」

経営者陣営もいよいよ総選挙戦一段落後の秋季労働攻勢に備えて、これが対策を着々準備しており、九月一七日の関経協臨時総会にひきつづいて一〇月一四日には日経連臨時総会が開かれる。

⑨日経連の秋期労働攻勢に対する基本的考え方は

一、経済基盤が資本の合理化段階へ差しかかっていることを見失っての総評の二五〇〇〇円要求の形は全く見当ちがいだ。

二、総評内の左右対立の激化が芽生えてから漸次表面化しつつ進行していること。

三、昨秋と異り日共の非合法活動という恐るべき組織が浸透しつつある。総評等は労働攻勢に大きな影響は与えない。

という判断であり、日経連は秋季労働攻勢に対し、つぎのような現状分析をなしている。

「春季攻勢は権力闘争であり、秋季攻勢は総資本との決戦である」と豪語した総評高野事務局長の構想も、理念としての構想に止り現実は矢張り各単産主体の経済闘争を中心として進みつつある。ただ表面を覆う全體的指導理念を最低賃金八〇〇〇円、戦前回復賃金二五〇〇〇円を軸とする政治攻勢で、この政治攻勢が各単産にどれだけ滲み出ているかの問題である。その點では電産に最も強く出ているといえよう。

経済的統一要求を政治攻勢の形で持込む基盤が、現実の日本の労働運動には未だ出来ていないとみるべきで、今秋のこれが一つの萌芽と見られて差支えない。形としては合化労連のごとく単一化が先行し、総評の連合體化が先行した後の問題であろう。しかしそれすら日本の資本主義の発展過程ではなお幾多の道を辿ることであろう。

差当つては今秋から来春へ向けて来れる資本合理化段階、従つて人員整理の不可避性（局部的滲透性を有つが）の問題に直面せねばならない。

これを會上で逆に迎え討たんとする観念的指導理念に総評が陥りつつあることに悲劇の素因がある。同時に総評の対日共に触れつつある運命が総評の爆発點をより近からしめている。全自動車の総評加盟、全金属の産別の枠を外しての総評加盟が決定的要素となるであろう。

ともあれ秋季攻勢は電産、炭労を軸として一〇月以降強力に展開されることは必至である。形としても政治的攻勢の要素としても今秋の攻勢は昨秋の九・一スト以来の労働攻勢と何ら變らない如くみえる。しかし仔細に検討すれば今秋の労働攻勢の背景には、昨秋と質的に變化しつつある姿を認めねばならない。それは三つの分野においてである。

第一は、背景をなす経済基盤が景氣の波調高低という形は一先ず捨象して考えて、基盤的に資本の合理化段階へ差掛つていることである。この本質を見失つての労働攻勢は単なる賃金闘争に終ること必定である。その故に総評は政治攻勢を理念的に正しとしたのであろうが、その持込み方が最低賃金制はともあれとして二五〇〇〇円の形では全く的を外したものといえる。確に総評の指導者は大きな條件分析と闘争方向の誤謬を犯しつつある。

第二は、この誤謬の表面化としての総評内の左右の対立の激化がある。しかしこれとていまだ萌芽的のものであり、秋季攻勢の過程の裡には顕現しないであろうが、昨秋とは異つた進行狀

態にある點を見失ってはならない。

第三は、日共の動向で、昨秋と異り軍事活動という恐るべき組織が滲透しつつある點である。

これらの分析、なかんずく第一の分析は労使双方の課題である。とまれ総選挙は労働攻勢に大きな影響を与えないとみて差支えない。問題はその後の勢力分野に掛る。

教宣資料
NO/2

敵陣營の動き

一九五三、十〃六
大之浦労組教宣部

ストに突入して十九日目を迎え山元體勢の確立と共に、靜かなる斗爭はかつてない規模と意氣とによつて繰げられている。この時に当つて敵の陣營はどうか、一應次の様にのべてみよう。

⑨

一、中央の動き

日經連は、連日といつて良い程会議をひらいている。それは対電産並に炭労スト対策であつて、先日の日經連声明にみられる様に「最後迄頑張る」事について調整しているものと見られている。では何故に日經連がこの様な強硬な態度にでたかについては大體二つの見方がある。

米國の対日政策との關係

米國では目下極東特に対日政策の具體的方針を確立した様である。その内容は

1.急速なる日本の再軍備の爲の資金投入問題
2.貿易政策確立と軍需生産の拡大

この二點であるようだ、從つて米國としては、日本經済の安定?のための労働資金の釘づけを考えている

（ドッヂ國務長官顧問の動き）この事を日本の資本蓄積を促進する唯一の方法だとしているのは、これによつて米國よりの援助資金が少なくて済むからである。又日本の再軍備が朝鮮問題と關連して米國では眞剣に討議されているそれは近々の新聞に報じられている様に表面的な動きになつているし吉田鳩山の紛爭が吉田の強引な突破作戰によつてなされたのも實にそのうらには講和会議に於ける秘密協定があつたものと思われる又それは先國会に於ける吉田首相の答辯中「再軍備はやらない」との発言に対し、翌日の米國新聞紙は筆をそろえて「吉田の大うそつき」と非難したのをみても分るのである。又最近のマ大使の全國にわたる行動はそれを裏づけるものであると総評幹部は言つている。これから判断されるものは

1.米國の援助資金の受入態勢の確立を期している。
2.軍需生産の拡大による利潤がストの損害をカバーし得るとの見通しに立つている。
3.貿易の促進の條件として國内經済の維持（即自力による資本蓄積）を確立せんとしている
4.之等の理由によつてこの線に眞正面から反対している民主勢力（労働組合）を徹底的に粉砕する必要に迫られている從つて指導の問題からも強硬な態度に出ている

この様に日經連の動きはその黒幕によつてなされているとの見解が成り立つのである

二、連盟の動き

連盟では中央に於て十七日、十九日に学者会議を開いてスト対策並部外対策について審議した模様であるこの時にはスト切崩しの方策も論議されたとの噂さもあるが会議全體としては相当活潑な論爭が行われたそうであるが更にこの会議は十九日に持越されある種の答

料をもつて討議されこの結果二十六日の社長会議で再確認される様である。この会議の内容はいろ々々綜合すると

(1)炭労ストに対する対策（坑内の保線並販路の調整）(2)スト後資金運用（銀行政府えの働きかけ）(3)日経連並運輸産業との連絡の緊密化(4)政治的問題として政府えの働きかけを緊密化する。以上の様である従つてこの様な決定は速やかに下部の会社え指示として流され各社はそれによつて動いているその表われとしては弱小組合えの威力を増大することや坑内維持の為のカケ引きが盛んに行われている。

又石炭販路の調整の為大手筋では中小炭を買入混炭して送炭（港湾に於）している。然特需工場であれば兎角その他の企業では相当の不満をもつている様であるそれはこちらから行つた情報係にももらしているその工場が大きな特需工場である點も注目される実際の所電産炭労ストは各企業間にその企業のもつ性格上から相当動揺を與えている、その内部調整に苦慮している様でそれが九経連九鉱連の「ストは甘受する」との声明となつて表われている。この様にしなくてはならなかつたのも内部調整がうまく行つていない様でこれは石炭内部に於ても同じであつて、日経連はスト脱落（鉱業連盟の）者に対しては金融面その他で制裁するところまで強化している様であるが実際に仲々六づかしい問題である。

二、貯炭の動き

一日十万屯としてもスト突入以来百六十万屯の減炭となり需要度は急激な上昇率を辿つて居り北海道の如きはある所から廻送している状態である更に銘柄炭は極端な不足のためこゝ一週間内に相当の不足数をみるものと思われる。連盟としては貯炭六百万屯と豪語しているがその実粗悪炭や無煙炭等を除くとあと二百万屯足らずであつてこれが急激な減炭を見せているので貯炭量は最早底をつきつゝある、ブローカーの扱つている石炭はスト突入後七百円から九百円の値上りを示しており炭價に一番響くといわれている大阪市場に於てはスト突入と同時に四百円の値上りを示している。

三、炭労中斗の動き

炭労中斗としてはあくまで連盟が屈服するまで「待つ」態勢にあつてこちら側から連盟に働きかけるようなことは全然やつていない（遠藤中斗より電話）との事である、この段階にあつては最早力と力の斗争になつたものとしてお互死力を傾して斗う外はないとの見解に立つている

四、各単産の動き

全自動車、私鉄総連、鉄鋼連等の重要単産は十一月一日にそれぞれ年末手当並賃金のベースアップの要求を提出して斗争態勢の中にもつていつた。更に国鉄、官公労の人事裁定の給与斗争が今月中にまき起つて来るし又各単産労組の期末手当斗争も漸く本格化して来つゝある。「総資本対総労働」の斗いは漸く本格化した訳である又電産に於ては六日七日の両日二十五年以来の停電ストを実施することになつており炭坑に対しても「人命」にかゝわりのない限りの停電を行う予定であり中労委の動きと共に大詰に近づきつゝある

五、政府の動き

吉田、鳩山の紛争の終了と共に組閣に着手吾々とは関係なく二十九日全閣僚が決り、速かに第一回の閣議を開いたが内容は発表していない、一應緊急の問題として炭労スト、電産

ストの情勢報告を受けた後この対策を協議決定したものと思われる。今の処緊急調整の発動は現在の議員勢力からして「やらない」との見方をしている様であるが日経連並鉱連の政府要望に副つて間接的な組合弾圧にのり出して来る可能性がある。それは業者に対する補助金の問題ともからんで今後の動きが注目される訳である。

以上の様な情勢を総合判断するならば

1.スト十九日目は労使双方にとつて直接的影響はないといつていゝ程であるが、今後の斗争は長期にわたる激しい力と力の斗争が予想される

2.一ケ月ストは不可避であること。

3.それ丈に今次斗争は敵に対して徹底的な打撃である。

4.その為には坑内荒廃の度合を大きくする必要があること。

5.今後十四。五日目のストが最も大きな効果を上げる期間だけに敵の切込みが必至である。

6.敵も全国的な各産業との斗争が起る前になんらかの手を打つて来るだろう。

7.連盟内部の動きは日と共に大きくなつて来ることは現況から必至である

従つて情宣の対策としては、あくまでスト態勢堅持以外にはない、今までの斗争の様に逐一中央の動きを知らせて組合員の態勢を維持する方法は今度の斗争には望めない、むしろ連盟の動きようを各山元の保安問題からでもひきだしてこゝから切込みをかける必要があるだろう。

特に必要な事は今次斗争が連盟の「賃金引下げと十四時間労働えの復活」がキッカケとなつて連盟側の挑戦によつて起きた斗争であることを下部に徹底させなければ今迄の斗争の経験しかもたない組合員に動揺を与える結果となる

その意味で手探的なストの見透しについて組合員に知らせることはさけるべきである日経連・鉱業連盟はかつてない斗争態勢の整備と強硬な態度をもつて吾々に斗を挑んで来ていることをわすれてはならない。

日本の労働運動に於ておそらく最初の長期ストであることをさらに認識されなくてはならない。

以上

教宣資料
NO/3

一九五二、十、七
教　宣　部

ストによる貯炭の現況及びその効果

スト突入後運盟は貯炭の量を大巾に誇示し、所謂〃命〃と〃貯炭〃に物を云わせた積りで、吾々労働者の力を無視していたが…では現在迄ストの効果がどの面に表れているか概略をみてみよう。

1. 貯炭と減産

(イ) 当初生産地貯炭約二百七十万トン、其の他大口工場、港所、港頭貯炭を全部総計して、七百万トンの数字を誇大に宣傳えつとめていたが、仮に運盟の発表数字をそのまゝ認めたとしても、その貯炭の中には、悪質な低品位炭が多分に含まれ、原料用、発生炉用の高品位炭が少ないことは事実で、例えば高品位の全國一日当りの出炭と全國一日当りの消費をみると……

全國一日当り消費量「第一表」

原料用炭	一万八千トン
発生炉用炭	六千トン
一般用其の他	九万　トン

全國一日当り減炭量「第二表」

原料用炭	一万三千トン以上
発生炉用炭	五千四百トン
一般用其の他	五万八千余トン

註ー十七社のみ

……となり、此の面から大口工場に與える打撃は甚だ大である。

(ロ) 猶九月末山元貯炭は約二百六十万トンと云われていたが、スト突入以來十月末迄の減炭は十七社のみで約一五〇万トン〜一六〇万トンであり、これに各地方中小鉱の一日当りの減炭は二万二千三百トンであるので、現在では約百五十万トン程度の貯炭であり、正常貯炭二百五十万トンを遥かに下廻つている。

註…大之浦減炭一日当り三、五〇〇トン

2. 然も企業の維持費、ストに入つていない所の職員の給與等、其の他を集計すると十七社の一日当りの損失は、金額にして約五億円にものぼるとみられており、斯うした中から経営者は世論の反撃を労働者に集中させることに全力を挙げており、動揺しつゝある連盟内の強化に必至である。

3. 更に今次炭労がとつた保安要員の統制は漸くにしてその効果を表し始め、坑道の崩壊と荒廃は減炭と出炭の損失に輪をかけており、それ以上に深刻な打撃を與えている。例えば常磐の湧水、古河目尾、大峰の落盤、自然発火などが相ついで起り、組合に対する〃一部出炭の要請〃〃保安要員の増員〃〃業務命令〃等となつて、動揺の実態をさらけ出している。

経営者はストにどう対処しているか

以上の様に続々表れるストの効果は、大きく連盟内部に打撃を與えているが、これに対して連盟〜経営者はどう対処するであろうか。

1 斗争の孤立化

(イ) 労斗の経験と本質的階級性の立場から、共斗に立ち上つた炭労、電産を共に孤立させる方向を打ち出すことは明らかであり、例えば報道機関を通じて〃電源スト〃に依る一般輿論の悪化を狙つており、又此の方法は曾つての斗争に於いて成功している。

(ロ) 各企業単組の賃上攻勢をあらゆる方法と手段で延引させようとしている。これにより総評の呼號する秋季斗争の集約をさけ、炭労を一本斗争として孤立させ、下部から批判を導かんとしている。

2 斗争の分断化

(イ) 現在十七社の斗争と、地方中小鉱が漸く波を合せて斗いの波を起しているが、これに対しては先ず中小鉱の特殊事情を充分考慮して、斗争からの脱落を期することは間違いない。

(ロ) 日鉱関係との自然的斗争の波の集約も十一月に入れば起つてくるが、これに対しても何らかの手を打つであろう。

3 斗争態勢の切り崩し

(イ) 福利厚生面の利用を極度に引締めてくる。

(ロ) 組合幹部と大衆の〃離間策〃

(ハ) 分裂を策す愛労シンパを最大限に利用する。

(ニ) 良心的幹部を共産党に結びつけることにより、排除する方向を求む。

(ホ) 総評の指導性を共産党と直結させんと企図している。

(ヘ) 破壊活動排除（防共を含む）という美名に依る職場防衛隊等の設置。

(ト) 賃斗を〃政治斗争だ〃と大きく故意にアッピール宣伝し、上部組織えの連携を絶たんとしている。

(チ) 会社側の態勢は磐石であり、貯炭も莫大であることを大衆に宣伝し、スト長期化に対する一般大衆、特に主婦に恐怖心を植えつけんとする。

(リ) 幹部に対する中傷、誹謗等のデマ宣伝（特に中斗、教宣関係）の激化

(ヌ) 職員或は助手等職階制の利用

4 政治的動き

(イ) 報道機関関係に対する独占資本の支配からくる見えざる力が多分にあると解釈される。

(ロ) 緊急調整発動の動きは現状として考えられない。

(ハ) 中労委の調停斡旋の動きは主として先ず電産に加えられ、特に政府の関心は組閣完了と同時に昂つている。

(ニ) 従つて先ず共斗から電産を切り離し、炭労を孤立化させ、その後に炭労に対する中労委の調停がでてくるものと予想される。

5 連盟内部の強化

各企業の損失をプール負担する件は既に考えられており、具体的には(ニ)の日経連の労務対策を強硬に推進することにある。

以上

教宣資料No14

秋季攻勢に対する日圣連の労仂対策

炭労、電産の争議などを中心とする総評系労組の秋季攻勢に対して圣営者側は従来みられなかったほどの強い態度を採り、労仂対策はむしろ治安対策を基本とすべきであるとの観点から日本圣営者団体連盟でも(1)マーケットバスケット方式のような不合理な賃金要求は拒否すべきである。(2)政治斗争的な色彩を排除すべきである。(3)職場規律を乱すような労仂者は整理すべきであるとして各企業圣営者に対し、この際不合理とみられる労組側の要求には絶対妥協しないように呼び掛けている。

(1)、現在の景気が特殊産業を除いて全般的に不況でこの傾向は当分続くものとみられ合理化理化の必要性が強く叫ばれている。このような場合に一部産業の賃金上昇は結局各産業部門のコスト高を招いて圣済全体に悪影響を与え、特に電力、石炭などの基礎産業部門の場合はこの傾向が強い。

(2)、総評の秋季攻勢は表面は圣済斗争でも実質的には政治斗争的色彩が濃く、これに圣営者側が妥協すれば今後の労仂政策の上で圣営者は不利な状態に追込まれる危険が強まる、たとえば労仂法規の改正問題でも独立後が新しい事態に直面して占領中に我が国圣済の実情を無視して作られた部分の改正が今後は必要となるが、総評の政治的な労仂攻勢に妥協すればこれ等の改正も困難となる

(3) 共産党は今回の総選挙で完敗したが総評の支持する社会党左派が進出したことは、総評の同党左派に対する発言力を強めることになって、共産党はこの点に注目して労仂戦線を総評に統一しようとする「総評なだれ込み戦術」を採っているので、これに対処するには総評の斗争にあくまでも妥協しないことが必要である、などの理由にもとづくものとみられている、この様な線にもとづき圣営者側が現在具体的に採ろうとしているおもな対策は次のようである。

(イ)、争議対策

現実に争議が行われた場合圣営者側は理論的に組合側の要求を反ばくするとともに中労委の斡旋が行われても圣営者全体として不当に不利になるとみられる場合はこれを拒否する（この原則に立って炭労、電産の要求に対して圣営者側はその要求の根本理論となっている・マーケットバスケット方式を徹底的に反ばくし、電産の場合は中労委の調停案をもハッキリ拒否し、ストが起った場合は圣営者が一致して対抗している）、もし争議中に組合側が公益に違反するような行為たとえば電産が全国的停電ストなどを行った場合には業務妨害罪容疑で告発するなどの強硬措置を採る。

(ロ) 政治斗争対策

総評の要求がすでに政治的な色彩を持っている以上、圣営者側もこれに対抗して政府や有力政党に働きかける、たとえば総評が社会党左派の議員提出の形で国会に提出しようとしている「最低賃金法案」などに対しては絶対に反対する。

(ハ) 労仂法規対策

労仂基準法、労仂組合法、労仂関係調整法のいはゆる労仂三法は改正を必要とする点が多いが特に労仂基準法のなかの労仂時間に関する規定や労調法の労仂委員会の権限に関する規定を早急に改正する、さらに労仂法規の改正とともに治安対策を強化し破防法だけで不十分な場合はさらに強固な治安法規を考慮し労組から破壊活動を排除する。

(ニ) 職場防衛対策

共産党の破壊に対する職場防衛組織を全産業部門に及ぼし特に基礎産業や兵器関係産業はこの組織を強化するための特別措置を講ずるようにする。

以上

1952.11.7.

教宣資料
NO15

一九五二、十、七
教宣部

今次斗争に於ける労資の言い分はこうだ

今次斗争は「講和後の労資の力関係をきめるための一本勝負」といわれている程、労働者にとつても資本家にとつてもこの上もない重要な斗いである。それだけに斗争の熾烈さは戦後最上のものといえよう。以下労資の言い分を分析して見よう。

※ 対立の基本點

組合側は今度はじめてマーケット、バスケット方式による新しい賃金要求を打ち出して来た。これは総評の説明によると「労働者が現在の情勢のなかで健康で文化的な生活水準を営むに必要な消費物資、家計支出を並べ、これらの時價の総計を賃金として要求する」という理論生計費的な行き方であり、このままでは日本の労働者は、永久に戦前以下の低賃金にクギづけされるおそれがある。この際、マーケット、バスケット方式を採用して戦前標準賃金の回復をめざし平均手取り二万五千円を当面の要求として斗争すべきである。

という基本精神が貫かれている。

賃金交渉の際、組合側は生活賃金を要求し経営者側は企業の支拂能力をタテにとつて相譲らない。不況下の現在ではこの争點がいよいよ浮き彫りになつて来るが、主な點について双方の言い方をあげると次のようになるだろう。

※ 経済情勢をどうみる

講和後の経済情勢がきわめて暗いことは労働組合もよく認めている。個々の企業については経営者と見方を異にする場合があるが、基調としては現在が「恐慌の本格化の段階」であり「民族の危機を激動する時點」に來たとしている。これにたいして日経連では十月に入つて景氣の先行不安を目立つて強調して來た。例えば一日附の日経連タイムスは「最早再び動乱ブームの再現は夢想し難いことであつて、内外需要の不振、物價の低落は各國の景氣政策に、特に刺激の材料を與えても、大勢を逆向せしめるほど効果は期待されず、むしろ現状を以て正常化過程と見なければならぬとする見方も成立しないわけではない」とし、化学工業とくにソーダ、染料部門、鉄工業（中小メーカー）金属加工業、産業機械工業、電氣器械器具工業、木材及び木製品工業、食料品工業、造船業、非鉄金属工業、中小石炭業、卸小売業等にわたつて廣汎に企業整備が出ており、高賃金にもとずくコスト高を是正すべきであるとしている。

つまり賃上げどころではない。「すでに現在は労資の血の出る努力の中に國民経済の伸展と併せて労働條件が向上さるべきときであり、わが國の労働運動もその方向へ飛躍すべき時に至つている」のであつて「斗争によつて賃金を獲得するという考え方は、すでに過去の公式論であり、日共が組合運動から凋落した最大の原因であつたことをとくに省みるべきである」と突つぱねている。

※ 賃上げの余地は

尚日経連は九月十七日の関東協会で「賃上げの源資はすでに限界に達している」との意見

書を出した。

この理由は二十六年度の法人企業の年間総所得は七兆七千六百十四億円で、そのうち使用者費用と附加價値額の比率は八二、九%と一七、一%であつた。戰前の使用者費用比率は七二%二十五年度は八〇、五%だからそのほう歩は決定的で、それは原料費とくに石炭・電力料金の値上げによるところが大きい。附加價値の五三、二七%は人件費（二六年度）で社内留保は二、四六%にすぎないのだから、ここで総評のいうような賃上げを呑めば資本蓄積はゼロになる、という。電産は調停案ですら全國を通じて年間二百億の人件費増とされる。

ところで組合は「大企業はやつぱりもうかつているのだ」と反駁する。

三菱鑛業を例にとると三月期の計上利益は十四億で三一、三割の利益率、これに退職給與引当金九億、鑛害補償引当金二億などを合せて二十五億以上の利潤をたゝき出しており利益率は實質的に五〇割になつているという。

※現行賃金は十分か

石炭の場合、経営者は「消費物價は横這いを續けたが、賃金實績は著しく上昇したので炭鑛労務者生計費調査によると勤務生收入のみで實支出をカバーしてなお余裕を生じるではないか」（石炭連盟の理由書）と官廳統計を上げているのにたいし、労組側は「とんでもない」、と諸種の點から批判を試みている。

第一に生計費調査は比較的高給者のものであること、この調査によると終戰後の炭鑛賃金はいつも黒字であつたという馬鹿げたことになる。

次に官廳統計が眉ツバものである。例えば総評の計算と比べると

		官廳統計	総評計算
A	製造業名目賃金	一〇、〇六三	一〇、〇六三
B	戰前賃金	四九、六	六六、六
O	戰前基準物價倍率	二二九、八	三八、六
D	二六年平均實質賃金	九〇、三	三九、四

註　（A+B）+O ＝ D

と非常なひらきが出て來る。實例をあげると私鐵乘務員の戰前日給は二円三八錢で、これを本年四月の月給に直すと二二、八八五円六八錢となり、現行の一一、六五六円は前半分にすぎない。

以上より分析してゆくと、資本家と労組の間には考え方に大きなひらきが出ている。

これも意恐慌に名をかりる資本家が、労働者の賃金を頭打ちにし、高能率、低賃金政策の基礎をこの際打ち立てようとする彼等の野望が孤然と現われている。そこには勿論再軍備の問題が大きく浮び出ている事は言を待つまでもない。これに対し労働者は、この際彼等の野望を粉砕しない限り永久に低賃金政策に押へられ、再軍備に伴う過去の[illegible]化の道へ逆行する事は必然であるというところに、炭労、電産を中心とした秋季斗爭のヤマがある事は否定出來ない。

（参考資料　エコノミスト）

教宣資料 16

十一月十二日 通産委員会に於ける

中斗指令第十二號の見解

——多賀谷代議士よりの報告要旨——

今泉（山口） 炭労が十一月十五日以降とっている戦術としての保安要員問題は合法であるか、非合法であるかをききたい。

吉岡局長 本日指令の要旨を見たが、主要排気、通気施設の維持並びに自然発火等に対しての巡回は行われるので、若干の弾力性はある様に考えられるので違法ではないと思う。

多賀谷 吾党は労働争議の制限は労働法のみによって行われるものであり、正常なる操業を前提とした鉱山保安法は直接適用されるものではないと考えられる。労調法三十六条の範囲内に於てのみ、鉱山保安法の個々の条文が間接的に適用されるのである。

局長通達は争議に対する不当なる干渉、介入であると考える。吾党は十一月五日その撤回を申入れ、十一月七日その回答を得たが、本委員会に於て次の点を確認したい。

一、本通牒はあくまで人命保持を目的とするものである。

二、人命保持を全うし得る限り、切羽の崩壊は争議行為である以上致し方ない。

三、本通牒は事業再開後、直ちに完全操業を期待するものではない。

吉田局長 本通牒は法律解釈をしたものではない。従って労調法の限界を示したのではない。自主的な労資の協力を願ったものである。

質問については

一、窮極の目的として人命保護を目的とする。

二、切羽崩壊等を通牒はとり上げているのではない。それによる人命の危険がなければよい。争議行為である以上、或る程度の崩壊は已むを得ない。（人命保護に影響なければ問題はない）

三、直ちに完全操業を期待するものではない。

炭労ストに対する

労働省の態度発表

加来労政局長

十一月十一日の衆議院通産常任委員会に於て、炭労ストに対する労働省の見解を次の如く述べた。

電産、炭労等の大規模のストは、従来占領軍の協力又は圧力に依って解決されてきた。これに対しては労資双方共不満があつた。

講和後の労資間の争議解決は自主的、自立的でなさるべきであり、政府が介入し強権の発動をすべきではないと考えている。

之を争議に対する政府の基本線と考えている。若し双方に於て解決出来ない場合は第三者の斡旋等により解決さるべきであり、その決定に就いては互に尊重し遵守するという規律を確立したいと思う。

準公益事業たる炭礦の今回のストライキに就ては次の見地より検討している。

——裏につづく——

一、炭鉱ストに伴い労働者の生活状態はどうか。
二、保安、保坑の措置はどうか。
三、石炭の需給関係はどうか。

現在のところ一、については労働者は目下平静を保つている。二、は労使の協力を得ているので、かくべつ緊急措置を講ずる必要はない。三、は部分的には供給不足を生じつつあるが、全般としては異常はない。

従つて労働省としては、二、一、関係各省と共にその動向を重視しておく、その後に於てはなるべく現機の発動をさけてゆき、第三者の斡旋を求めなければならないかも知れない。労働省としては早期解決はかえない。

指令12号、は妥当である↓十二日の通産委員会

十一日引続き通産委員会は、十二日午前十時より池田通産大臣、戸塚労働大臣の出席を求めて開催され、炭労、電産争議に対する政府の態度を発表、引続き質疑に入つたが、重なる点を要約すると次の通りである。

一、炭労中斗に於て十一日決定した指令第十二号の保安要員制限の件と、十月三十一日付保安局長通牒のスト中の坑内保安維持との関連性如何

吉岡保安局長

坑内保安が確保されないため、落盤事故による通気の閉塞、ガス爆発、排水施設等の破壊による坑内水没等については、地方鉱務監督官庁を通じ鉱業権者に保安維持の達しは、主務官庁として当然やるべきであり、それが即ち炭労争議に介入したとは考えてはいない。又指令第十二号との関連については、その内容から判断して明らかに妥当なものだと考える。指令の中には主要坑道の排水、排気等を維持する様指示しているからである。

賀来労政局長

炭労ストの保安要員制限は今回が初めてゞなく、従来もしばしばとられた行動であり、特に政府が介入しなければならないという重大な問題ではなく、労資間の話合いによつて解決すべきであり、またそれを望んでいる。

教宣資料

No.17

1953
2.15

参議院選挙戦は既に闘はれている!!

大之浦労組教宣部

いよ〱参議院選挙の斗いは開始された。　前回に比して労働陣営からの出馬は予想以上に多い様である。　この事は労斗並に今次斗争を通じての体験から議会えの進出を再確認させられた結果である。　昨年の十月に行われた衆院選挙は、部分的には成功を収める事が出来たとしても総体的には吉田内閣の再現を見た。その結果はわれ〱が現在その政権下に苦しめられている。

吉田政府は　現在、　あらゆる反動的立法を計画し、今国会に提案を企図している。

又一方国際情勢は、アメリカ新大統領の「台湾中立解除をめぐって、あわただしい動きを見せている。　これに対する各政党の見解は（二月三日・朝日）

○ 自由党　外交的大英断である。ヤルタ協定が破棄されたので千島・南樺太に日本の主権程の中に含まれているか否か、われ〱の関心事である。この問題が大きくなれば日本も発言権をもつ事にならねばならない。

○ 改進党　教書は冷たい戦争に勝つための自信ある米国の行動である、そしてこれは国連軍のアジアに於ける戦略を統一したものである。この方法は朝鮮で効果を表わす、従って米国の積極性に注目する。

○ 右社　「アジア人をアジア人と戦わせる」とかっての声明を裏書するものである、従ってこのやり方は第三次大戦へ一歩前進したものである、こうしたことは日本に重大な影響を与えるものである、日本政府にもなんらかの事前了解を求められた筈であるが、何と答えたのだろうか。

○ 左社　この事によって世界の緊張は一段と拡大する。この本質は「力」の外交を押し進めると云うのである。又朝鮮戦争にマックアーサ戦術（満洲爆撃）が採用されるだろう。今後日本人は北海道や満洲に外国飛行機が侵入したという米ソ両国の宣伝戦を毎日の様にきくだろう、かって日本軍部が行った「盧溝橋事件」等の実例をよく吟味して冷静を失わないようにしたい。

又　和田博雄氏は

『ア大統領は「力の外交」を明らかにした、これによって日本は米国のアジアに於ける反共防衛体制の防波堤としての役割を果すよう米国の対日政策は一段と強化されるであろう、ヤルタ協定を破棄し千島・樺太を日本に返すという好意を示して米国の協力下に置こうとする意図の表われではないかと思う、　千島等を返すなら、なぜ軍事基地に使っている沖縄・小笠原諸島を返さないか。尚又欧洲の統合実現を図るといっているが、軍備による経済的危機と欧洲各国間の矛盾は益々増大しつゝある、欧洲はこの様な「恐喝外交」には・応じないだろう』

以上がア大統領の教書に対する各党の見解であるがこの事は緊迫した重要段階に突入したものとして、吾々の重視するところである。

この様な情勢下に行われる参院選挙の重要さは今さらのべる迄もなく前回の衆院選挙の比ではないと考えられる。　この事を充分認識し、今次参院選挙に望むとき、昨年行われた衆院選挙の分析批判なり現在までの参院選挙に対する情勢を熟知する必要があると考える。

一、廿年十月衆議の批判と得票の分析

十月衆院の選挙戦をかえり見る時、よくぞやった、との感をつよくされるものであるが、然し必らずしも完璧であったとは云えない面が多々あると思われる。

例えば

(1) 組織内部のみに重点をおき、保守派の弁拠とされる市、農民に対する活動が不充分ではなかったか。

(2) そのための情宣行動が組織化されていたが

(3) 公明選挙運動を通じての社党内情宣は一応の成功をみたとしても通勤組合員並に家族に対する働きかけは充分であったか

等が取りあげられるようである。　これらは今次の選挙法改正によってある程度の変化があったとしても、充分研究の上必らず実践化しなくてはならない問題である。

又視覚情宣（幻燈・紙芝居・機関紙）を主体とした隣組単位の情宣が行われるならば尚一層の効果をあげ得たのではないかとも考えられる。

二、得票数の分析

(イ)　昭和廿五年六月参議員（地方区）選挙各党得票数

○社会党　小松正雄　三四一・一七二票
内訳　一区六三・二二九　二区一二三・〇四〇　三区六〇・八九四　四区九四・〇〇九
○自由党　団伊能　二七七・七九四票
内訳　一区八二・六四〇　二区三九・五三四　三区一〇二・一九二　四区五三・四二八
○民主党　西田隆男　一五八・〇七五票
内訳　一区二四・九二八　二区七八・三〇五　三区三三・二〇五　四区二三・三四二
○農連　田中均一　一五七・二四六票（次点）
○労農　金政大四郎　八二・四一一票
○共産　高倉金一郎　八〇・四八六票
○緑風　徳村護　二五・二六二票

となっておりこれを保守、革新、別に集計すると

保守　六一八・三七七票　当選二名
革新　五〇四・〇六九票　〃　一名となる。

(ロ)　昭和廿四年衆議員選挙得票数（福岡県）

○自由党　四〇九・五四二票
○民主党　一九八・五〇三票
○社会・農協┐
○農協・口協┘二三〇・〇三八票
保守派得票総計　八三八・〇八三票
○社会党　二四九・五四二票
○労農党　二〇・六六四票
○共産党　一一八・八四九票
革新派得票数　三八九・〇五五票
其の他無所属　六九・〇三四票

之から見ると廿五年の参議選は一〇万余票の増加をみているが、昨年の衆議選をみてもあまり変化がない。

(ハ)　昭和廿七年十月衆議院選挙得票数

自由党　三四六・一三一票
改進党　二五三・七一三票
協同党　三一・七五四票
農村連盟　五九・九四九票

大和党	三・二六三票
労働者農民党	一三・一二四票
保守派得票総数	七〇六・九三四票
社会党左派	二〇一・六八六票
〃 右派	二三七・七四一票
共産党	二三・九〇三票
革新派得票総数	四六三・三三〇票
無所属	一三八・四三〇票

これから判断されるのは、廿四年の衆議選挙斗争で三八万票台だった吾々の代表の得票数が廿五年の参議選挙で五〇万に飛躍している点を知る事が出来る。

しかし、昨年の衆試では、当選者数の増加の裏付けになる筈の票の増加をみていない。その原因をついてみると次の表に現われている。

立候補者数

一　区（炭労傘下組合員数　六・三九四名）

自由党　三名、改進党　二名、農村連、協同　各一名。無所属　二名。の・

保守派　九名に対し

社会党左右各一名。共産党一名になっており共産党努力の衰退とまって組紘が推した

補田候補の当選は当然のことゝ考えられない。

二　区（炭労傘下組合員数　六四・四五一名）

自由党　二名、改進党　二名、無所属、大和党　各一名　の

保守派　六名に対し

社会党左右各二名、共産党一名、　計　五　名　で

一区の場合よりはくちうの候補者数であるが、廿四年の衆試の場合も、この区は炭労関係労組々合員丈で六四・一五一名であり、家族共に一八〇・〇〇〇票を持っていて四名の当選は容易であると考えられる、又日鉱関係丈でも一人分の当選票はある。

三　区（炭労傘下組合員数　二〇・九八三名）

自由党　五名、改進党　二名、農村連　一名。無所属　三名、の

十一名に対し革新派は

左右社会党各一名。　共産　一名　の　三名である。

この地区は三名の定員に対し自由党六名は多すぎるし、まして保守派の一一名によって喰ひ合った形、この間炭労傘下組合員並家族の票は六万票近くあり、推せん候補の当選は予想した处であったが、それには尚これ以外の理由もあって苦戦したようである。

四　区（炭労傘下組合員数　二二・八五九名）

自由党　三名、改進党　一名。協同、再建連各一名。　無所属　六名、の

計十一名に対し、革新派は左右社会党の二名のみである。

この区の場合は炭労傘下の票丈では二名の当選票はない従って、門司地方（北九州）の獲得出来ないと駄目である事が分る。

以上の四区迄の状況を綜合すると票の増加はあまりなく、むしろ共産党えの不信が、左社に集っている様である、そう分析すると当選者を増加させる迄では行っていない事が分る。

但し、前衆議戦では目前の候補に票を集中させることに成功していることは長崎、佐賀熊本の場合を見ても分るのである。

今次の参試戦は全国区と地方区とに分れていて、いさゝか勝手の違った感じを受けるそれに衆試戦の区制の考え方だけでは、得票の分析或は当選票の分析が出来がたいので、四区までの綜合した分析が必要となって来ると考えられる。

・尚参考の為次の表を添付しますが保守陣営の地盤が地図の様に分る点が資料になると思う。

府縣別当選者数

		自由	改進	右社	共産	左社	協同	労農	再建	諸派	無所属	計
九州	鹿児島	7	1	1		1						10
	宮崎	4	1	1								6
	大分	2	2	1							2	7
	熊本	4	3			1				1	1	10
	長崎	5	2	1		1						9
	佐賀	2				1					2	5
	福岡	6	3	4		4				1	1	19
中国・四国	山口	6		2								9
	広島	8	3	1								12
	鳥取	2	1			1						4
	岡山	7				1		1			1	10
	島根	2	1	1						1		5
	高知	4				1						5
	愛媛	6	1			1			1			9
	徳島	1	3			1						5
	香川	4		1		1						6
近畿	和歌山	1	2			2					1	6
	奈良	3				1					1	5
	滋賀	2	1	2								5
	京都	4	2	1		2	1					10
	兵庫	8	5	3		1					1	18
	大阪	9	2	6		2						19
東海北陸	三重	3	5								1	9
	岐阜	4	2			2					1	9
	愛知	9	4	1		4					1	19
	福井	4										4
	石川	3	2								1	6
	富山	3	3									6
山静信越	静岡	10	1			3						14
	山梨	2				1	1				1	5
	長野	8	2	2		1						13
	新潟	8	3	2		2						15
南北関東	埼玉	[illegible]		2							1	13
	千葉	8	3	1		1						13
	神奈川	6	2	4		1						13
	東京	11	2	9		5						27
	群馬	2	4	2		1					1	10
	栃木	5	3	1		1						10
	茨城	7	3					1			1	12
東北北海道	福島	7	2	2		1						12
	宮城	4		3		1				1		9
	山形	6		2								8
	秋田	4	2	2								8
	岩手	4	3									7
	青森	[illegible]										[illegible]
	北海道	9	4			7		2				22
合計		240	85	59	0	52	2	4	1	4	19	466

党派別得票数

自由	16,943,239	0.480
改進	6,408,810	0.181
右社	4,009,012	0.114
左社	3,490,391	0.099
共産	893,630	0.025
協同	406,645	0.013
労農	261,190	0.007
再建	185,108	0.005
諸派	380,344	0.011
無所属	2,280,657	0.066
合計	35,259,020	1.000

前回の比率

		註
民自	0.439	自由党の得票中には石橋・河野両氏を含む
民主	0.157	
国協	0.034	
社会	0.135	
共産	0.097	
農新	0.010	
社革	0.013	
労農	0.020	
諸派	0.030	
無所属	0.065	
計	1.000	

三　参議選挙の動き

ではこの様な票の動きの上に展開されんとする参議選の動きはどうかと云えば大体次の通りである。

(イ)参議院の各党現勢力と改選数

党別	現勢力	(改選される数) 全国区改選議員	地方区改選議員	衆議院現勢力
緑風会	57名	20	19	
左社	31	4	5	56
右社	31	5	10	60
自由党	80	5	25	244
改進党	16	2	7	88
民主クラブ	16	4	8	
第一クラブ	5	2	0	
労農党	4	2	0	
共産党	3	2	0	
無所属	1	0	1	
欠	6			1
無所属クラブ	250			11
計	250	46	75	466

（ロ）総評推薦並各党立候補状況

1. 総評第一回推薦候補者は次の通り（全国区）

塩谷信夫	全鉱　総評争議対策部長
永岡光治	全専売委員長
平林剛	全逓委員長
椿繁夫	全金属委員長
藤田藤太郎	私鉄総連委員長
岡三郎	日教組委員長
豊瀬禎一	福岡県教員組合委員長
植枝元文	日教組法制部長
上野雷市	福島教組委員長

以上であるが現在組織の決定を見ているものは

藤田進	総評議長、電産委員長、
大和与一	国鉄労組委員長
大倉精一	全日通委員長
森田清一郎	鉄鋼労連委員長
◎阿久根登	（炭労三鉱連会長）中央委推薦
磯水鯖三	鉄鋼労連
土門幸一	国鉄元委員長
中村正雄	現参議〈国鉄労組

この外に全電通や日本財務職組全農林職組も一名出す模である

◎地方区

推薦予定者

吉田法晴	現参議	福岡
八木昇	電産	佐賀
千葉信	現参議	北海道
万田三郎		茨木
小田切政治郎	国鉄	青森
小野忠太郎	国鉄	秋田
藤川甲子男	国鉄	栃木
梅津錦一	現参議	群馬
羽生三七	〃	長野
近藤進一	地評事務局長	愛知
亀田得治		大阪

以上が現在予定されている人達である。

（ハ）福岡県の各政党の動き

社会党左派（地方区）	吉田法晴（全国区）	松本治一郎
社会党右派（〃）	秋山長稔（〃）	宮崎太郎
自由党（〃）	剣木亨弘（〃）	井尻芳郎
改進党（〃）	森英次	末広定
県農村連盟（〃）	宮城孝治（内定）。	鶴留角次郎

この外参議の野田俊作の再出馬は確定的といはれている。

以上の様な批判分析の上に吾々は慎重に選挙戦に突入するのであるが、それには先づ基本理念の具体的方針とが相ともなってこそよりよい効果をもたらすだろう。

※註　基本理念と具体的方針については検討の上、早急に機関に諮りたい。

教宣資料 No.18

スト制限を企図せる吉田政府の炭坑の争議行為の方法規制について

一九五三・二・六　教宣部

一、日経連の考え方と動き

日経連の春季斗争に対する分析を見ると大体次の如きものである。

即ち、秋季斗争は一応労使共に「勝負預り」の形で終っており、それ丈に春季斗争は予想外に激しいものとなろう。　これは経済不況の継続と共に一部企業合理化が出るので、総評はその容共斗態度から（一月～三月）の政治斗争は未曾有の波乱をまき起すであろう。具体的にいえば

一、私鉄、鉄鋼、繊維、紙パルプ、セメント、合繊等が春季斗争の中心になろうが炭界沈滞の折柄相当激しい斗争は不可避であろう。

二、総評の政治斗争は再軍備問題の高まりと相まって益々強化されるであろう。

三、この情勢に対し総評批判の勢力は「批判から実践」へ乗り出して来るであろう。所謂民労連再編の気運は益々と動き、これらの動きは総評改革から、総評否定えと発展するであろう。

以上の情勢の上に立って開かれた各経営者会議では

一、国際的不況に直面する日本経済の不利な立場を直視し、労使協力、平和産業による生産性の向上に努力する

二、参議院選挙目当ての労組の政治的色彩を帯びた賃金要求は排除する

三、マーケットバスケットの誤りを徹底的に排除し、合理的賃金水準策定方式を究示する

四、日共の伸組斗争に便乗せんとする非合法斗争を警戒し右派系の労組民主化運動を全面的支持育成をはかる。

との決定を出している。

これらの考え方なり動きについては、斗争中の日本通の動きと比較して考える必要があろう。
それを考えるならば、政府との連繋に於て計画された今次の「争議規制法案」についても充分対策を考えているだろうし、又現在炭坑企業家が為としている「企業合理化」の実施については前に述べた「一部企業合理化が出るであろう……」と明示しているのを考え合せる時この法案を通じ斗争に経営者の圧力をかけて来るだろう。

二、保安要員引揚げに対する中央委員会の結論

去る一月二十八日より五日間に亘って開催された中央委員会に於ては十月以降賃金斗争全過程について一応の確認を見ている。勿論批判については大会に提出されることになってはいるが……この確認を見た斗争全過程の中で保安要員引揚げについては次の様なものである。

① 保安要員引揚げについて

吾々は連盟の頑迷な態度に対して最後の打撃を与えるべく「保安要員の引揚げ」戦術をとった。
この戦術が国内全体として重大関心を呼び起したのは、その影響が大であるためであった。
従って連盟は一切の反対勢力を結集して攻撃を加えて来たのである。
その具体的なものとしては、
検察庁の保安要員撤収は違法であるという法理由の解釈となって現れ……
連盟が常に用いる新聞者の前切りというもので対抗して来た。
結論的には労使調整の企働を資本家側によって用意された総括的な手段であったと考える。

② 保安要員撤収の価値について

この価値については実施するに至らなかったが、その理由として「今次保安要員の撤収は逆に実施するに至らなかったがわれ〳〵がこの戦術を実施し得なかったのはこれを実施すべきではないという不合理なものに解決し合法化斗争の逸脱を懸念しての否定ではなかったのである
また今次の保安要員の撤収は炭労の内部事情から撤収決行前の圧力を利用するということにあったことは明らかであるが、この戦術ですら充分の効果を期し得なかったうらみがあったのである。

「こうした判断に立って戦術を検討するとき

われ〳〵は資本家側の考えている資本独善の社会機構と観念の中で保安要員撤収を否定し理論づける事は再考を要するものである」

以上の経過を確認したとすれば保安要員問題については、

「この戦術を再び採用する

との決定を見ている事になる。

(3)

(一) 電気事業及石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律案要項

本法案は電気事業及び石炭鉱業等の特殊性並に国民経済及び国民生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉擁護のためこれらの事業について争議行為の方法に関する必要な措置を定めるものとする。

(二) 電気事業の事業主及び従事者は争議行為として電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を与える行為をしてはならない。

(三) 石炭鉱業に事業主及び従事者は、争議行為として鉱山保安法所定の保安業務の正常な運営を阻害する行為であって鉱山に於ける人々に対する危害、資源の滅失若しくは重大な損害又は重要な施設の荒廃を生ずるもの、その他不当行為をしてはならない。

以上が全文であり、違反に対しては別に罰則はないが、労仂法の適用を受けないとある、

この法案は独立法として立法されるものである。

問題は

中央委員会で一応の決定を見た「保安要員引揚げ」戦術が禁止されるとすれば、炭労はこれに対してどう斗うか……という事にあると考えられる。

(4) 保安要員引揚げは果して不当か

今次の「争議規制法案」によって吾々は、賃金斗争中に行った「保安要員引揚げ」戦術が違法ではなかった事に気ついたであろう。

それは政府の声明によるこの戦術が非合法であるとすれば今更、立法の必要がない筈である。

こゝに明らかな政府や資本家の野望が見すかされる訳である。

早大・野村教授の見解
第三者はこう考えている

第一、争議手段の一部又は大部の規制にしろ之は明らかにスト权の制限又は禁止であり憲法違反である。憲法にこの明文のあるところは近代資本主義社会の矛盾と欠陥が人道的、社会的に認められて強大な政治力と威力、しかも権力の独占を一方的にもっている資本家と仂く者を対等の立場におくために外ならない。いかなる形にせよこれを一方的に制限、禁止するのは明らかに労使対等の立場を破ることである。スト制限の法案作成に当って緒方官房長官は「昨年来度々の石炭ストの経過に鑑みて消費者の立場からなんとか措置しないわけにいかない」（朝日二、十一）といっているが「消費者の立場」即ち公共の福祉を守るという表面のつくろいであり実は常磐石炭を中核とする資本勢力、と提携しこれ等資本家の財産と利益を擁護する施策に他ならない

第二、問題を石炭関係にのみ限って取り上げてみても保安要員の引揚げ戦術の禁止は次の様な矛盾と不合理を含んでいる。

①、労調法第三十六条は本来人命の安全を守るための規定であり、之を拡大して一挙に企業者の施設、財産の防衛に迄労仂者の責任を転嫁せんとしている。

②、鉱山保安の義務が鉱業権者にあることを無視するのみならず、労仂者に希望しない賃金で経営者の財産を守ることを強制する権利は誰にもない筈である。

③争議の起る理由を全く労仂者だけの責任とみなしている。特に昨年末の炭労争議の如く尨大な利潤を上げながら賃金切下げと労仂の強化を押しつけて来た石炭業者の悪辣な野心を権力によってカバーし これに猶一抹の自衛的反抗を示さんとした労仂者の手足のみを縛りつけんとしていることの如何に反動的で一方的であることが言わずして明らかである

④言ふ如く炭坑を国家資源とみるならば当然炭坑の国有化や労仂者、国民の代表を加えた管理制にでもするなら話が通る、炭坑が国の資源ならば何故に鉱業権者の独占的利益を認めるか。

基幹産業と称して[illegible]な回路による[illegible]、[illegible]を合理ずけ公共福祉に影響ありとして争議手段制限、低賃金に反対する労仂者の権利を憲法に違反してまで剥奪する。

⑤鉱業権者の負うべき保安責任をスト中の労仂者に負わせるならば何故に国家は労仂者による生産管理を合法としないか、このことは一方に生産管理を経営権侵入と断じて不法とする検察庁方面の見解と甚だしく矛盾する。

綜合的に政府がとっている今回の処置は人権と合理性を無視し、ただ資本家の利益を擁護することに汲々として、世論を誘導利用し公益の名において反動立法、権力による労仂基本権を抑圧せんとする意図にほかならない。

九大経済学部教授　田中　定氏談（朝日二月十一日）

（前　略）「国民経済、国民の日常生活に対する重要性に鑑み公共の福祉を擁護するため……」の言葉は危険な問題を含んでいると思う、この法律が出来れば交通、ガスなどの事業にまで拡大される可能性がある。

この手で争議権が奪われてゆくようにならないとも限らない、次は事業主と従業者に対する行為の禁止をいっているが法の建前からこゝまで正面切って構えるなら、争議権は認めて争議がある時期に来たら国家が審判権を奪うというようにすべきだ。

あくまでも争議行為の重要性を生かしながら対策を考えるべきで、以上二つの点からこの法案はわれわれの承服しかねるもののように感ずる

以　上

教宣資料 No.19

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律案要綱に対する炭労の見解

一九五三・三・一八　大之浦労組教宣部

△立法の理由についての矛盾性

政府は本法を立法する理由として昨冬の炭労、電産ストが国民生活に著しい脅威を及ぼしたのでこれが禍根を除去し福祉擁護の為にストの方法を制限するのだと云っている、政府の主張はストを罪悪視しあたかもストは労働者が勝手に行うものであり、ストを行ったそのことは当然労働者の責によるものだと断定して立法の必要性を理論づけている。

ストの因果関係は政府のスト罪悪の先入観によって基本的に歪曲された解釈によって断定されている従って昨冬のストについてもスト解決の方法は経営者がスト解決に可能な現実にありながら然もこれを行わなかったこと及び政府側のスト解決の政治責任の追及者にはふれず、たゞ具体的に国民生活の脅威と損害と労働者との関係をのみ強調している、こうした考え方で組立てられた理論の中には組合の正当なスト権は何ら考慮され、認められてはおらぬ、正常な労使関係の双方の権利を平等に認めたものとは云えない。然も政府は自説を昨冬のストによる国民がスト嫌悪の感情に結びつけて正当化そうとしている。

国民生活のストによる脅威、被害については労使双方のそれぞれの平等な権利義務の上に立ってその責任は判断さるべきであって、政府の云うが如きストの脅威被害即労働者の責任というが如き断定であり若しこのストにより国民に脅威被害を与えたとしてもその責任はストを行わせしめた側　即ち政府にあることは明確である。従って政府の立法理由は矛盾も甚しく一方的権力独善の理由に外ならないと云わざるを得ない。

△労働基本権との関連

この法は労働者の基本的権利である争議権を財産権の維持向上の為には従属的なものであると断定して立法されている。従って労働基本権は事業主の財産に損害を与えない範囲でしか行使できないものであると規定している。即ち要綱の「三」の規定によれば争議中と雖も経営者の財産保全には何等支障のない措置が講ぜられ、且つ講じなければならない義務を労働者に負担せしめている。

こうしてこの法は露骨に資本擁護の立場をとっており、資本独占の立法であることは明らかである。資本擁護の目的の為には基本的な労働者の権利は全然顧みられることなくむしろ労働基本権をこの法の制約により実質的には抹殺せんとする積極的な意志をもっているものである。憲法に保障された労働基本権を一国民一階級の私利のために蹂躙するが如き立法は将に民主々義の逆コースであり、絶対に許せないものである。更にこの法は労働者に強制労働を強要していることも明らかである。即ち要綱(四)の保安法所定業務に云々をもって保安管理者に就業命令権を与え、就業命令をもって労働者を拘束し就業せしめるという方法をとっており、奴隷的労働を強制することを規定している。こうした全く基本人権を蹂躙するが如きファッショ立法には絶対反対である。

△諸外国の法規との対照

先進諸外国の法律を見てもこの法の如く法律をもってストの方法を具体的に規制したものは見当らないところである。何が為に世界的労働界の常識を逸脱してまでも日本の場合のみ外国に魁けて労働者弾圧立法を制定しなければならないのか諒解に苦しむところである。政府が世界的常識と慣行を度外視して迄この立法を強行しようとしていることは純粋な労働問題以外の目的と理由が介在しているものと判断せざるを得ないところである。

労働法規に藉口して政治的目的を遂行しようとするが如き行為にはわれわれは絶対に承服できない。本講和独立後われわれは世界諸国の仲間入りをしたこの際敢て労働界に於て世界の鬼子となるは要を感じないものである。

△緊急調整との関連

緊急調整は経営者と一方的に援助するものであることは、昨年の炭労ストに出された緊急調整において実験ずみである。更に昨年の実験では、緊急調整はこれがあるために争議を長引かせるという結果を産んだが、この法も亦、争議を長引かせるという点に於ては、緊急調整と等しい性格をもっている。
緊急調整で争議の全体的なものを規制し、更にこの法をもって緊急調整の手の届かない各部分部分を規制しようとしていることは明らかである。
こうして緊急調整とこの法で経営者に争議の実害を与えないようにし、一方では労働者の負担のみにたよって、争議を更に長引かせるといったこの法には絶対反対である。
亦、資本家は緊急調整を好ましいものでないと理解した。それは中労委の介入により折衷的なものでいくらかでも譲歩しなければならない性格を緊急調整は持っている。この法ではこうした緊急調整の不利を払拭し、資本家の要望するように、実力で有利に争える条件を与えている。つまりこの法では一社一山のストにおいて、第三者の介入を必要とせず、前述の有利な条件で労働者と争えるものである。こうした一方的利害に立って然も社会公共性と詐称する長期ストの必然性を助長するが如き立法には反対である。

△労調法第三十六條との関連

労調法第三十六條ではスト中の保安保持について規定しているが、この法によって新しくスト中の保安保持の解釈が例示され、規定づけられることは明らかである。然もこの法は大巾に保安保持を、争議権を侵犯して規定しているので、この法の対象が電産、炭労のみであっても、労調法第三十六条との関連においては、事実上全産業におけるこの法の解釈によるスト中の保安保持の適用ということは明かであり、労調法第三十六条は事実上死文になることも必至である。
こうした関連において、他の適当である労働立法を阻却するが如き影響のあるこの立法については反対である。

△鉱山保安法との関連

鉱山保安法はもともと平常時における鉱山の保安について規定したもので、争議中の保安を対象にした目的としたものでない。争議という非常事態には、労組法で刑法上、民法上の責は阻却されているところであり、保安法の性格からも当然争議中には労働者の責は、免責さるべきであり、従来はこの考え方で取扱われてきた。
然るにこの立法では、要綱(四)に明示するごとく争議中といえども保安法は適用されることを規定している。従って争議中においても保安法による行政上の処罰は勿論、罰則条項についての処罰は当然なされることとなる。
かゝる基本的な労働保護法を一方的にじゅうりんするが如き非民主的、独裁的立法には反対である。

△拡大解釈による悪用

要綱(四)には「その他不当な行為」という表現をもってこの法の適用範囲を無限大に拡大解釈の可能な余地を残している。
従ってスト中と雖も保安法所定の平常保安業務を遂行しなければならないという内容はそれのみにとどまらず、必然的に経営者の要求する平常経営になし得ることも容易である。
こうした観点から、この法を実際に適用された上に立って判断したとき、この法は規制の名を借りた完全なスト禁止法である性格は明瞭である。
然かも従来は、スト中の保安保持については、労使間において協議し、協定しその実施を期して来ていたのであるが、この法によれば今后は保安要員については、労働者の意見の介入を許さず、経営者が一方的に保安要員を定めることができるし、労働者がそれを履行しない場合には、この法に基いて業務命令をもって就業を強要し、違反した場合には懲戒処分に附せられるという、全く経営者独善の経営者保護法であることは明らかであり、こうした反動立法には反対である。

教宣資料
No.20
1953
2.19

炭労・電産スト制限法についての研究会摘録

大之浦労組　教宣部

まる二月十日閣議決定をみた「電気事業及び石炭鉱業に於ける争議行為の方法の規制に関する法律案要綱」について二月十二日、早大教授野村平爾、明大教授松岡三郎、東大社研講師、藤田若雄の三氏を囲み中執室で研究会を開いた。この研究会では要旨次のような意見が述べられた。

（野村）法案要綱之一は労調法第三十五条の二と同様の規定である。このように同様の規定を重ねて設ける必要はどこにあるのか、今次炭労ストを長期化せしめた法律上の原因（緊急調整制度の存在）を政府は反省すべきが当然であるのに、この立法は緊急調整にかからぬ小規模なストをも止めるためにつくられた。緊急調整と同じ理由を使いながら一つのヤマのストも止める方法がこれである。これは争いの相手方たる使用者の言いなりに労働者が抑制されることを意味する。この立法の原因を今次ストに求め、今次ストは非難すべきものであったと頭からきめつけて取扱っている政府の態度は究明さるべきである。

（松岡）個々の資本を守るという方針がここに出て来た。従来も「公共の福祉」の内容は科学的に処れは同様ではあったが、たとえ一つのヤマがつぶれても国民経済、国民生活には影響はない。他のヤマがその分の石炭を供給しうる。又全炭鉱のストの場合は緊急調整を加えるだろう。かくて個々の資本を守るということ以外にこの法律の存在価値はない、彼等にとって資本を破壊されることが一番こわい。この立法は独占資本の擁護のためのものである。

（野村）資本の側が譲歩すればいつでも保安要員の引揚げは止めさせることはできる、この譲歩で一歩もせずに法律で保安要員引揚げを止めさせるためにこの立法がつくられようとしている。独占資本は緊急調整を喜んではいない、合理化の遂行のためには中労委の折衷案すらきらっている。そこで争議権は完全にはく奪しないで争議方法を制限するのが好当しい方法となる。緊急調整迄もってこないで実力で資本が勝つ方法がこの立法である

（藤田）この立法は破防運動と同じ目的をねらっているものである。これによって破防運動は助長されるであろう。この立法はこのような政策的意図をもっている。

（松岡）争議制限理論の転換といえる。これまでは出ていなかった。資本家に重大な損害を与えるストはいけないんだという線がはっきり出て来た。この立法は現在の組織の破壊をねらうのみならず将来の組合運動にニラミをきかし御用組合化をねらうものである。

（中執）破防運動は従来の一企業のワク内ではダメになり、民族理論を基にして広げられようとしている。この線が大きく出てくると思うがこの立法はこれとタイ・アップするものだ。

（中執）保安要員の総引揚げは従来から違法のものであり、たゞこれを立法化するだけだと労相は言っているが、これをみるとずっと巾が広く且つ いくらでも拡大解釈されるおそれがある

（野村）スト中の保安要員差出について協約があっても監督官庁の介入等によりそれ以上の要員差出しを会社が要求する根拠になる。要員差出について協議整わざるときなどもこの立法で会社は一方的にやってくるだろう。かくて就業命令を出し、それに従わぬ者は処分をもって臨んでくるだろう。この立法ではたとえ不就業の結果実害が発生しなくても就業しなかったということだけで罰せられるおそれが多分にある。従来は争議中は保安法の適用はないと頑張って来たがこれでそうはゆかなくなる。

（松岡）この法律の違反行為は不当（違法でなく）な行為であるからその違反による処分に対する反対ストは違法ではない。この立法の類推解釈によって労調法第三十六条の解釈の巾も当然裁判所あたりでは抜けてくるだろう。これは一般産業にもその影響は重大である
「施設」そのものがいたむからいかんというスト制限立法は外国にもその例をきいたことがない。

（野村）この立法は争議権を財産権のみにおいたことをはっきりと意味している。

△職場防衛運動と民族理論との関連

現今各産業には「職場防衛運動」という呼称をもって、労仂者が経営者の利益を保護し、そのことによって労仂者の生活を維持され資本家擁護の実践活動が労仂組合の任務であるかの如きいわゆる経営の御用機関化した運動がなされている。然もこの理論と実践活動は、日本民族自立論と結びついて帝国主義的保守的労仂運動を正当化しようとする運動が顕著に現われてきている。

この法は公共福祉擁護の名をかりて意識的に民族理論を正当化しこれに連なる組合御用化の職場防衛運動に妥当性を与えこれを裏付けんとしている。

職場防衛運動が労仂者の一切の基本権利を放棄して、労仂者は職場を愛するものであり、経営・資本に従属し、このことによって組合運動は完遂されることを主張しているのを、この法は、この法を実践する結果において完全に一致するものを規定しているのである。

従ってこの法をもって、日本の労仂運動をして職場防衛運動の正当性を擁護助長することによって、日本の労仂運動を分裂に導き、組合に団結する労仂者の力を弱体化しようとしているのである

こうした保守反動の政治的労仂行政の裏付けであるこの立法については反対である

△

(1) 以上大別して「要綱」の範囲においての炭労の見解は

立法については絶対反対である。

具体的に法案として條文化されゝば、また〳〵反対をする理由が生じてくるのは当然である。

(2) 前述「△拡大解釈による悪用」は、法制定后には、この可能性は明白ではあるが、法制定までの事前の表示として労仂者がこの主張を行うと、法制定后に労仂者の云ったことが直ちに、拡大解釈の妥当剤となり 適用される危険性がある。

この点については、対外的の意志表示については配慮を要する

教宣資料
NO21

一九五三・二・一九・　大之浦労組教宣部

電気事業及び石炭鉱業における争議行為のスト制限反対各界の動向

◇院内の審議見通し

スト制限法の衆院上程の二月廿日前后にして衆議院の審議のヤマは三月五日から十日位がヤマになり、参議院は労働委員長が野党の椿繁夫氏（社会党左派）で野党の作戦如何で参議院上程が十日頃になっても中旬から下旬にかけて参院のヤマが考えられる。

◇野党に対する働きかけ

社会党両派、改進党に対してストライキ制限が保安要員引上げのみでなく保安要員の拡張解釈で相当ストライキが制限される点を強調すると同時に反対の線に同調する様動いているが、改進党を同調させることは相当の努力が必要と考えられる。

◇炭労は十六日午后戸塚労働大臣に会見を申込み法案の撤回を要求すると同時に法案の内容を明確にすると同時に野党の協力を要望する予定

◇電産と共斗態勢を強化する為、炭労から電産に共斗申入れと同時に二月十三日電産代表から正式に共斗申入れに応ずる旨の回答があり、十六日午后国会の審議の見通し、内部の主体的条件、総評の内部態勢を勘案して今后の斗争方針を協議する予定

◇電産の動き

電産はスト制限には徹底的に斗う方針を決定すると同時に戸塚労相に撤回申入れ、十四日地方代表者会議に於て今后の斗争方針を決定する

◇総評の動き

炭労の要請により十三日四時より総評第一回戦術会議を開催し、各単産代表から春季斗争の内部的な報告が行われ、日教組の国庫負担反対、炭労、電産のスト制限反対に呼応する為に以上の如く決定

(1) スト制限法が衆院に上程される時期に各単産から動員して強力なる陳情デモを行う
(2) 三月十四日各地方一斉にスト制限反対、賃金値上、徴兵防止の労働者大会を開催しメーデー程度のデモストレーションを展開する
(3) 地方共斗会議を三月一日〜七日までに開催する。
(4) 統一宣伝の為にビラ、チラシを相当量作る。
(5) 二月十七日の午后四時、日教組、炭労、電産、私鉄、全自動車、鉄鋼、その他関係単産の戦術調整を行う。

組合員並びに家族の皆さん

衆、参選擧に臨んで

三月十四日、國會解散により資本家どもと結託し、勞働者をダンアツする多くの惡法を次から次えとつくり上げ、われわれを苦しめようとした憎い保守吉田政府は遂にツブれ、參議院の半數定期改選と共に衆議院の選擧が行われることになつた。

憎い吉田政府がツブれたのを喜ぶだけでは何にもならないし、キケンである。

彼等は勞働者をダンアツすることを捨てたのではない。

彼等の野望は來る四月十九日の衆議院、二十四日の參議院の選擧で壓倒當多數を當選させ、その絶對多數の暴力でまた〳〵スト禁止法などの惡法を國會に上程し、彼等が思うまゝに、日本を引きづつて行こうとしていることを忘れてはならない。

だから……こそ、今度の選擧でも〃金〃〃物〃がばらまかれ、あらゆる形で權力の介入を行わんとしている樣である。

再軍備と勞働者の立場

保守陣營が勝利を得たときは、われわれに何をもたらすか、

それは低賃金、勞働强化、企業整備である。昨年六十四日のストにより斗つた賃金斗爭のときの連盟の回答がそれを物語つており、三菱上新入の企業整備がよい例であり高松の竪坑完成による勞働强化の表面化、大之浦に於ても又東部開發完成の曉は、必ず經營者が打出してくる問題である。

このことが前提となつて資本家陣營は對勞働者からスト權をとり上げようとしたり、組合を骨抜きにしようとするのだ。

資本家の言うことをよくきいてくれる保守陣營や再軍備に贊成する人達を一人でも多く國會に送り込むことに力を注いでいるのだ。

その上で、われわれがどんなに反對しても〃問答無用〃〃ダマレ〃……ということで國會を思うまゝにしよう、と企んでいるのが彼等の今次選擧に於けるネライである。

〃油斷は禁物〃そんな者共に國會の運營を任せたら、われわれ勞働者はどうなるか。このことをわれわれは知らねばならぬ。

負けられぬ大事な選擧

賃金斗爭のストで六十四日も斗つた結果、彼等がわれわれの團結に恐れをなすと共に、資本家を守るために、緊急調整を發動してダンアツし、スト中止をさせたことを……。

彼等に再び政權を握らせたら？考えただけでも身ブルイがする。

戰後、何回も選擧を行つて來たが、今度の選擧が一番大事であると思う。

今度ほど、勞働者の方向を決定ずける選擧はないのである。

それは何故か、云う迄もなく低賃金、高能率で資本家のドレイとなつて戰爭えの道をたどつてゆくか。

或は彼等の考え方を粉碎して今後の斗爭を通じて一歩〳〵生活の向上の道をふみしめて、自由と平和を獲得するか……。この岐れ道が今次選擧の重大なる所以である。

公明なる一票のもつ力

アナタの持つ一票はアナタの生活を守るか。ヘカイするかをきめる大事な一票です。

アナタはアナタの親や兄弟に、親類の人々に、友達の一人一人に强く呼びかけて下さい。

日本を守り、生活を守りましよう。そのために今度の選擧では手を固く結び合つて、アナタの私の生活を守つてくれる人を國會に送りましよう。

金や物、情實に負けないよう公明なる選擧、正しい一票の行使を

１９５３・４・１

大之浦勞組教宣部

公明なる一票により
今次選擧の推進を

全國的に公明選挙が叫ばれておりながら、昨年秋の總選擧のときはどうだつたか。これを貫き得たのは勞働者のみであつた。保守陣營は實に大きな汚点を殘している。二当一落、三当五落と巷間に伝えられ政策より金策に狂奔する。これは金權候補の惡習慣であり、これを打破しない限り、政治の公正、明朗、民主政治の確立はあり得ない。今回の衆參議院選挙もいまや中盤戰に突入せんとしており、猛烈なツバぜり合いが予想される。

わが大之浦勞組の組合員、主婦会員、家族の一人一人に至るまで、勞働者の本分と義務と責任をわきまえぬ者は一人もいない。

金や物、情實に動くものは一人もいない。

昨年秋の總選擧はこれらの誘惑をけとばして赫々（かくかく）たる成果をあげた。

昨年秋の總選挙で○黨の○候補者は追込戰に〃金〃をもつて大之浦の一角を切崩さんとしたが、われわれは公明選擧を守り通した。

かくして公明選挙の推進により眞の代表者を國会に送ることができた。

今度の選擧に於ても、一人の棄權もせぬよう、また、組織のみがわれわれ勞働者の唯一の味方であり、團結のみがわれわれの勝利に導く力であることを十分心に銘記して公明なる一票一票の結集によつて明日の生活を守るため、**眞にわれわれの代表が誰であるか**ということを

衆議院　四月十九日
參議院　四月二十四日

の投票日までに決めようではないか。

一九五三年四月五日

大之浦勞組　教宣部

教宣資料　NO.23　一九五三、四、八

大之浦労組教宣部

いよいよ参議院選挙戦は中盤戦に突入した。
然し、昨年の選挙に比して、今度の選挙は盛り上がりが見られない、このことについて選挙新聞あたりでは、候補者が張りばえしない為めだとかいっているが、そればかりが理由ではない、表面的には静けさを保っているが裏面においては物凄い争奪戦が展開されている。これは公明選挙のうらをつく作戦であると共にむしろ公明選挙運動が意識的にサボラレているのである。次に選挙戦の状況を見よう

一　区

現職候補が昨年の選挙で勝ち取った六万二千票の下に更に河野候補が進出している以上激闘全区の中で最も激戦が繰りひろげられている。大物緒方候補が当選線上にあり、残りの四つの金的を狙って一団となって追込んでいる。左社候補はこの乱戦の中で苦しい戦いを続けており各新聞記者の間では二名とも落選ではないかとさえ云っている。現在迄は河野氏を炭労えと一応の地盤割をしているが一部に於いては右社を推薦している処もあり全く苦境に立たされているのが両候補である。頼みは促進産業労組の票を中心にどの位い喰込むかにかゝっている

二　区

前回一一名の候補が九名となり票の増加と共に最低票が五万票見当である、それだけに各候補血眼の激戦である、自由党の麻生候補は八万票確得を豪語している又鳩山派の淵上氏は麻生と決戦をいどんでいる、一方改進党一本化に成功した剛部候補は三菱財より資金が注ぎ込まれ、穂波、鞍手えの切込みを続けている、惨運からでている三原候補にとっては組織票が唯一の頼みとなり炭坑への切込が必至である。右社の松本、伊藤両候補は好調である、飯塚地区、山田地区の炭労組織票えの切込みである。幸野候補は直方、八幡えの進出如何にかゝっている。われわれの公認候補多賀谷氏は各候補から集中攻撃を受けている、この攻撃が強くならば敗れる危険が多い、その原因は、(1)、大丈夫であるというので票が散っている。(2)、悪質デマがとんでいる「多賀谷は嘉穂斗争の時来なかった」等々
このことについては十六日嘉穂に行くべく福炭労に来ていたが彼が左社炭労斗争対策委員長であったため本部よりの至急電報で「至急帰れ」の報に接し直ちに上京した

三　区

調査中

四　区

県内で最大の保守地盤である、この区においては組織票が階級政党に吸収されていない昨年は滝井候補は敗れている前選挙の自己批判では組織内部が統一されていなかったためと北九州に進出できなかった点があげられている今回も滝井危しのこえはたかい。
池田候補は当選線上で好調
以上が各区の状況である

参議選挙について

全國区

公認阿具根氏は衆議選との關連で九州に於いては必ずしも樂觀できない。衆議選との關連というのは衆議候補と抱き合せ運動をやつており一人の運動員が二つの役割を果す方法で潜行している、從つて北海道に於ける票が当落を決する

地方区

吉田候補は組織についているもの丶金のない代表であるだけに金權候補の切込が鋭い

其の他

東京の大河原氏は全くの苦戦でむしろ落選覺悟で頑張つている長崎の小川氏も右社並に保守党から全面攻撃を受けている

以上の状態からみて全く苦戦の連続である。

今次選挙の特徴は潜行工作即ち戸別訪問戦術をとつていること、これは表面のみに行動する組織にとつては実に恐怖である

又公明選挙が意識的に行われていない現在、当初計畫された公明選挙の効果はより以上あがると考えられる

現在まで公明選挙促進委員会を結成し常会をひらき的確に組織票をかためている支部は少ないこのような状態で選挙戦を斗いぬくことはできない、保守党の勝利に終らんか労働組合の崩かいだけではすまない、生はんかな理論ではなくして日本の将来を決定する憲法改正とつながつていることを忘れてはならない

以　上

貝島大之浦炭砿労仂組合

臨時總會

一九五二・四・一一・午後二時より五坑会館

次第

一、招集の挨拶
二、議長団選出
三、議長団挨拶
四、大会役員の選出及び書記任命
五、資格審査発表
六、大会成立宣言
七、議事運営方針発表
八、報告並に議事
　1、労斗委過報告
　2、意見発表、
　3、決議文採択
　4、部費確認の件
　5、メーデー予算確認の件

以上

スローガン

一、平和憲法を守れ
一、再軍備絶対反対
一、破壊活動防止法案を即時撤回せよ
一、労仂法規改悪絶対反対
一、ゼネスト禁止法の立法化絶対反対
一、吉田反動内閣は即時解散して信を天下に問え
一、麦類の統制撤廃絶対反対
一、公耺選挙法改悪絶対反対
一、第二十三回メーデーを斗いとれ

（決議文（案）は裏面）

決議文（案）

終戦後六年の間吾々は過去の諸悪政治がもたらした恐怖と悲惨をのろい乍ら、あらゆる苦難と反動化を克服しつゝ、民主々義の確立と自由にして民主的な労働組合の存立に邁進してきた。吾々はこの旗の下に結集することこそ、自由にして平和的な真の国家を建設する最大の要件であるという信念に燃えながら、自信と勇気の上に立つて斗つてきた。

しかし乍ら政府は破壊活動防止法の国会上程により、吾々の希求である国民大衆の念願を裏切りファッショ的方向に逆行していることは、民主々義を破壊するなにものでもない。

吾々は昨年秋かような治安立法の国会上程が企図されるや、全国の組織労働者は勿論のこと、凡ての識者と国民大衆はこぞつてこれが阻止に立ち上つた。しかし政府はごうごうたる世論の反対を押し切つてまでもこれを決行しようとしている。

政府は破壊活動防止法案は、共産党等の破壊活動を意図する暴力主義的団体を取締るものであると表明しているが、吾々は過去の治安維持法がたどつてきた歴史を想起したとき、政府の意図が奈辺にあるかをうかがい知ることが出来るのである。政府がどのように弁明しようとも破壊活動防止法案はまさしく治安維持法と同類のものであり、共産党はいうに及ばず、吾々民主的な労働組合にもその弾圧のほこ先を向けてくることは明かである。

即ち平和憲法の第二十一条、第二十八条で保障されている集会、結社及び言論・出版その他一切の表現の自由はおろか、労働組合が（擁）死守しなければならない団結権、団体交渉権、罷業権のハク奪である。

吾々がこのような政府の独裁的意図を放任し、法案の国会通過を許容したとしたならば、自由な組合運動は抑圧され、政府の政策に対する批判の自由も許されず、これに便乗する資本家の攻勢によつて、高能率・低賃金のドレイ労働を強いられ、今後吾々の生活は想像のどん底に沈んでゆくことは当然の理といわざるを得ないであろう。

ことこゝに至つては、吾々の基本的人権と自由にして平和な吾々の生活を守るため、断乎斗うことこそ吾々に残された、たゞ一つの道であり、民主々義を擁護し暗黒政治の再現を防ぐものである。

政府或は資本家階級はあらゆる手段をもつて、吾々の実力行使に弾圧を加えてくるであろう。しかし吾々は全国民の利益と幸福をもたらす今次斗争こそ、憲法で保障された当然の権利であり、正しい行動であることを信じている。

吾々は全国組織労働者、いな全国民の死活を意味するかような法案の国会上程を決行せんか、吾々大之浦三万の組合員及び家族は政府の法案撤回まで、断乎斗うものである。

右決議す

一九五二、四、一一

日本炭鉱労働組合支部
貝島大之浦炭鉱労働組合
弾圧法反対決起総会
議長

台所をあづかる
主婦のみなさんえ！

衆議院選擧はあと一週間に迫りました。世界の政治、日本の政治はわたくし達の台所に直接ひびいてきます。これは主婦のみなさんが家計を一生懸命にやりくりすることで打開出來ません。それは政治の問題です。現在このような激動期にあたつて、台所を預るみなさんは家計に直接結びついている政治に關心をもちませう。それは直ぐ訪れる總選擧を注視し、眞にわたくし達の味方となる人を國會に送ることです。

選び方一つがひゞく台所

第二區に於ける投票の得票數

選挙区及定員	市（区）郡	有権者総数			失格者数			棄権者数			無効得票数
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第二区（五人）	若松市	25.620	27.025	52.65	439	333	772	5.873	7.594	13.467	449
	八幡市	70.971	66.489	137.40	577	467	1.044	18.143	20.146	38.289	847
	戸畑市	25.467	25,103	50.570	321	298	619	6.848	7.732	14.580	407
	直方市	15.176	16.472	31.648	259	270	529	3.271	4.943	8.214	530
	飯塚市	15.578	17.023	32,601	210	218	428	2.767	3.941	6.708	509
	遠賀郡	34.057	34.162	68.219	768	652	1.420	6.723	9.111	15.834	1.888
	鞍手郡	35.848	34.732	70.580	719	665	1.384	6.808	8.954	15.762	2.021
	嘉穂郡	77.010	75,601	152,611	2.277	2.133	4.410	13.325	16.869	30.194	2.930
	計	299.727	296.607	596.334	5.570	5.036	10.606	63.758	79.290	143.048	9.581

備考　有効票及び無効票の合計と投票者数との数に符合しない数６５は、不受理と決定された票５０票投票用紙を交付したが投票しなかつたと推定されるもの１５票があつたからである。

各候補者の得票數（第二区）

投票数	党派別	新前元	公認	候補者氏名	当、落選
64.707	自	前	公	麻生太賀吉	当
62.891	社（左）	新	公	多賀谷眞稔	当
50,094	社（右）	新	公	松本七郎	当
48.436	社（右）	元	公	伊藤卯四郎	当
44.532	社（左）	前	公	青野武一	当
40.661	改	元	公	○岡部得三	落
39.672	無	元		○淺原健三	落
36.779	自	元	公	○淵上房太郎	落
31.943	改	新	公	○三原朝雄	落
10.056	共	新	公	野村勇	落
3.263	諸	新	公	戸松武男	落
433.034				１１人	

一九五三、四、十二

大之浦勞組教宣部

公明選擧

正しい選挙
平和な日本

民主的な日本の建設のため
金権候補に買収されず
情実に流されることなく
自分達の利益を守つてくれる
政党と人をえらびませう

あなたの一票があなた自身を不利にし
仲間を裏切ることのないように
平和な日本を再びハカイし
ゲンバクの悲劇をくりかえす
ことのないように

あなたの一票が、あなたの家族を
日本の国民を泣かせることにならない
ように

清い一票を投票しませう

1953・4・14

大之浦労組教宣部

大之浦労組選対本第三號
1953
4/13

吾々の代表は果して有利に戦を進めているか

大之浦労組選挙対策委員会

一、選挙の展望

衆・参議院選挙共追込戦に突入した。保守、革新入り乱れての決戦は壮絶を極めている。

新聞報道によると、相も変らず第一党は吉田自由党を挙げている。

吾々が今次選挙に望む態度として、あく迄も吉田内閣打倒であり、保守反動勢力の粉砕である。

これなくして労働者の生活の向上は絶対にあり得ない、しからば、吾々は今次選挙で保守陣営を打倒出来ないのであろうか？

そんな馬鹿な事はない、情勢は労働者に有利な筈である。吾々が、少くとも六十三日のストの体験、或いはスト規制法案の上程等を考えた時、労働者なれば彼等反動勢力の意図が奈辺にあるかは察知し得ることであり、このことを現実の問題として吾々が想起したならば、労働者の票が吾々を苦しめた反動陣営には投ぜられないのが当然であろう。

かく階級の焦点を基本的に判断した時、情勢としては労働者に有利であると断定出来るのである。

しかし乍ら、現実は唯単に基本的に割り切れるものではない、そこに労働者の弱さが内包されている。

少くとも吾々は自らの幸福を求めて、あらゆる斗争に起ち上つている以上、確固たる信念と熱烈な階級意識を以て、吾々の敵は誰と誰であるかをはつきりと把握し得る政治的訓練こそ必要であり、しかして吾々が渇望する働くものの政府が樹立されるのである。吾々はどこ迄も今次選挙戦を勝ち抜き、目的達成に邁進しなければならぬ。

新聞紙上では、多賀谷眞稔、阿具根登の炭坑を基盤とした票は、労組又は炭婦協の監視によつて、一分の隙もない程食い込めない実状にあると報道している。かる様、吾々が組織票というものを考えた時、表面的にはそのような情勢分析も出来よう。ところが炭坑の実態は果して、そんな生やさしい状態にあるであろうか、一般市民が常に口に出している事は、炭坑の票程食い込み易いものはないといつている。

これはある程度真理といわざるを得ない。過去の実績が如実に物語つている。

これだけナメラレた炭労の実態であることを吾々が真剣に考えた時安閑としたユトリある態度はとれない。

しからば、吾々が公認、推薦した候補者が、確固とした基盤の上に立つて選挙戦を斗い抜いているであろうか、一応各候補者別に情勢を分析してみよう。

1. 多賀谷真稔（衆議院二区）

情勢は卒直にいつて非常に不利である。昨年六万二千票を獲得したが、今次はこの線を維持し得るか否かに多大の疑問がある。

(イ)先づ地盤の嘉穂郡であるが、麻生太賀吉の二九、〇二一をおさえての前回の三四、〇二〇票の獲得は宝籤性がある模様である、即ち、炭鉱労組においても、昨年は相当活溌に活動し全面的な支持を得たにも不拘、今回は炭労争議を契機として労組内に社会党右派の結成があり、これ等分子が伊藤卯四郎を全面的に支持し、強力な運動を展開しているようである。

(ロ)鞍手郡における前回の一五、一二〇票であるが、このま軸をなすものは宮田町（九一五九票）剣町（二六六三票）直方市（一五二六票）であるが、現在剣町（新人）の情勢は余りかんばしくない、宮田町においても昨年同様の票数を維持し得るか断定出来ない状態にある。

(ハ)八幡市（一三〇二票）は昨年に比較してやゝ有利である。

(ニ)遠賀郡（五九〇四票）はもともと有野氏の地盤であり、さしたる期待はもてない、又共産党の木下文夫氏が高松労組をバックに立候補しているので、多くを望むことは出来ない。

衆議院二区における今回の当落線は五万六千といわれている。（昨年四万四千）かりに昨年の六万二千を維持したとしても三位か四位を確保することがせきのヤマである。にも不拘全般的情勢は至つて不利な状態にある。

2. 阿具根登（参議院全国区）

大之浦における阿具根登氏に至つては多賀谷氏より以上票数の獲得は困難である。

(イ)初めて立候補する弱みと、顔を知らない。

(ロ)全国区であるため地盤が膨大で、重点的な活動が出来ない。

(ハ)会社は勤労課係、職員層を動員力にものいわせて鮎川義介の運動に必至である。又これ等職員層はあらゆる手段を講じて深く根強く一般組合員、主婦会に魔手をのばしている。

3. 吉田法晴

吉田氏については、革新陣営から唯一人という強み、彼が任期中の活躍からして前二者よりも有利な立場にあるが、楽観は許さない。

二、以上の情勢から選対として次の対策により行動をなす。

1. 支部選対、公明選挙推進委員会は大之浦労組選挙対策組織に基いて強力な行動をなし、低調な選挙戦の昂揚に努める。
2. 常会をひんぱんにもち、各候補者の名前を徹底的に知らしめる。
3. 各支部は[illegible]を活用し啓蒙に努める。
4. 本部は十六ミリ映写機を以て、組合員、主婦を集合せしめ選挙啓蒙に努める。
5. 主婦会に自主的常会を開かしめる。
6. 企業整備、首切問題、弾圧法案、賃金斗争等とかみ合せて選挙の意義を知らしめる。
7. 組合事務所及び統制部集会所に左記ビラを掲示しておく

必勝　衆議員　多賀谷眞稔
必勝　参議院全国区　阿具根登
必勝　参議院地方区　吉田法晴

8. 選挙が急なるので、組合員の中に、候補者を混同しているものが多数ある。殊に参議院に於て然り、この点間違のない様啓蒙すること
9. 選対本部の方針として、十九日迄は衆院一本でゆき、その後は参院に全勢力を集中する。
10. 勤労関係は隣組長等を集合せしめて、鮎川の宣伝を行っている選対は公明推進委員と併せこれが粉砕に努める。
11. 棄権防止には万全を期す。

教宣資料 NO24

1953
4.15

今次衆参両院の選挙斗争の重要性について！

大之浦労組教宣部

保守反動の資本主義支配階級は口を開けば、労働者の味方であり代弁者であると臆面もなく叫びつゞけております。

一体彼等は私達に何をしてくれたでしょうか、例えば第十三国会に於ける四百数十の法案の中過半数の二百数十は利権立法であったのであります。このことは政治献金の数額を調査すれば必らずやその裏面に如何なる法案が出来ているかどうかゞえるのであります。

会社の利益のための法案が成立の暁には政治献金となり、別の面に於て負担が吾々一般大衆に課せられているのが現状であります。然るに一方私達の要求する社会保障制度等の法案は次々に葬り去られて来たのであります。

この様な保守反動の政治状態を打破するために吾が炭労は炭礦労働者政治研究会（炭労研）を組織し今次選挙戦に公認候補衆議三名（福炭労関係、多賀谷真稔）参議二名（福炭労関係　阿具根登）計五名、推薦候補衆議二十三名、参議三名、計二十六名、衆、参合計三十一名を推し吾々労働者代表を国会に送り込むために選挙斗争を展開しております。

以下炭労研の掲げる基本スローガンについて簡単に説明致します

一、最低賃金法の制定・社会保障制度の確立について

今支那大陸即ち中国の未開地を開拓した場合米国の生活水準であれば二十五億の人間が生活が出来ると云われます。之が欧州の生活水準であれば三十数億人の生活が出来ます私達が夢にも忘れない昭和十年の日本の生活水準であれば五十数億の生活が可能であり、中国の苦力の生活水準ですれば二百数十億の人間の生活が可能と云はれています

このことは何を物語っているでしょうか、現在世界の人口は二十二億と云われていますが、先に述べた様に世界中の未開地を開発すれば二十五億はおろか数倍にのぼる人間が高度な生活が出来る訳であります。然るに現実はどうでありましょうか、金持に貧乏人、金持国に貧乏国と貧富の差は甚しいのであります。之は何に起因するかそれは自由競争と云う美名の下に弱肉強食の激しい人間間の生存斗争のためであり、人間の真の幸福のためでなく金、即ち資本の蓄積のみを追う独占資本主義制度に起因するのであります。ために資本主義制度下にあっては働く意欲に燃えていても不景気になれば首を切られてその日の生活に困る状態につき落され例え働いていても低賃金に押えられ苦しい生活に追い込まれるのが実情であります。

こゝに私達は社会主義社会の建設を標榜し、人間の真の幸福のために斗っているのであります、そして現実の問題として最低の生活を保証するための賃金制度を確立するために、また健康保険、厚生年金、養老年金等の社会保障制度の確立を期するために私達労働者の代表を国会に送り込む事が最も大切なことであります。

二、労働者の経営参加を制度化せよ！！　石炭産業の国有国営弾圧諸法規の制定反対

亦一方私達炭労々働者は昨年秋六十三日の血みどろな斗争によって如何に資本家が利潤の追求に汲々としているかを、身をもって体験すると共に彼等の経営能力が欠除している事を知ったのであります

・亦このことは彼等を代弁する保守反動政府にも通ずることであり全てを私達一般大衆の犠牲の下に政策を行っているのであります。例えば昨年の斗争で斗い取った七%にしても、一般消費米価の引き上げ或は汽車賃の値上げによって次々と削りとられているのであります。然も尚、彼等は之に加って私達の基本権を剥奪しようと、スト規制法案等の悪法を制定して弾圧しようとしているのであります。

このように彼等の無能力によって私達が犠牲に供せられることを排除するために、労働者の経営参加を制度化し、引いては石炭産業の国有国営を主張するのであります。

（うらにつゞく）

三　再軍備反対、平和憲法を守れ

又、資本主義の副産物に恐慌即ち不景気があります。この不景気を打開するために戦争を引き起して参りました。二十世期前半の厂史は、この血なまぐさい大戦争の連続であったではありませんか。

私達は今戦争の悲惨からのがれるために、再軍備を反対しています。

然るに、保守反動の資本主義支配階級は日本の安全の美名にかくれて自己の利益のために、日本をして米国の隷属国たらしめています。即ち米国の安全保持のために六百有余の軍事基地を提供し米ソの対立の中に私達を巻き込もうとしているのであります。

サンフランシスコの講和後から昨年九月迄の五ケ月間に米英連邦軍の犯罪は次の通りであります。

殺人一五、　強盗一〇一、　強姦二二、　窃盗一九〇、　暴行一四五　傷害一三一、　住居侵入一〇三、　詐欺その他三七四、　合計　九九〇、　と国警本部より発表されています。

この外に強姦辱は羞恥心から、泣寝入りの女性が数え切れない程居ることは想像に難くないのであります。　これで一体安全が保持されていると云われるでしょうか、しかも之を裁く裁判権はないのであります、これで一体独立国と云えるのでしょうか。　もし米ソ戦争が勃発した場合六百有余の基地があるばかりに日本は再び広島の、長崎の悲惨を繰り返えすことは火をみるより明らかであります今後の戦争は広大な立体戦争の様相を呈するとき、亀の様なノコ〳〵軍隊を作って何をすると云うのでしょうか

それより私達は至上な人間愛の上に立って悲惨な戦争をおこさない運動、所謂第三勢力を結集して心から平和を愛する世界中の人達に訴えることが、身をもってする平和運動ではないでしょうか。一体私達に敵と云うものがあるでせうか、私達の心の間にひそむ平和は世界中の人々に通ずるものであります。

故に私達は再軍備に反対し、平和憲法を守ることを標傍するのであります

……以上基本スローガンを簡単に説明しましたが、私達は全力を結集し　保守反動政権を粉砕し、民主政权の確立を期するために、今次選挙を勝ち抜こうではありませんか……

炭労研基本スローガン

一、貧乏から解放され、人間としての最低生活を保証するための賃金制度を確立するために労仂者代表を多数国会に送り込みましょう

一、健康保険、厚生年金、傷害年金、養老年金等の国庫負担による社会保障制度の確立を期するために労仂者代表を多数国会に送り込みましょう

一、経営の民主化を期し経営者の無能力によって吾々労仂者が犠牲に供せられているが之を排除すると共に労仂者の経営参加を制度化するために労仂者……右仝

一、反動独占資本家の利潤追求の具から解放され石炭産業の国有国営による運営を期するために労仂者の……右仝

一、スト規制法案等によって我々労仂者の基本権をハクダツしようとする意図を粉砕し、之ら弾圧悪法の制定を阻止するために労仂者……右仝

一、米ソの対立による戦争の惨禍からのがれるために米ソ何れにも偏せず現在の米国の隷属から解放されて完全独立を期し進んで人類愛の上に立って日本の平和、世界平和のために再軍備を反対し、平和憲法を守るために労仂者……右仝

一、一部資本家階級の利益のために多数の労仂者、農民、中小企業者を弾圧し、サク取しようとする保守反動政権を粉砕して、民主政権の確立を期するために労仂者……右仝

……以　上……

一人の棄権も違反もなく
みんなで決めた代表を
心を合せて推しませう

〃平和な　樂なくらし〃を

年老いた人々が、　のんきにくらし
働く人達が、　いき〳〵と仕事をし
恋人たちが、　明るくつきあえて
自分の子供らが、　のび〳〵育ち
となり近所が、　ニコ〳〵つきあえる
そのような　日本を　つくるために
そのような　代表を　出すために
みんなで決めた代表を
心を合せて、　出しませう
一人の裏切が、　みんなを不幸にし
一人の裏切が、　日本をほろぼす
そのようなことが、　ないように
みんなで決めた代表を
心を合せて　出しませう

★守りませう　平和憲法
★止めませう　軍国日本の再現は
★築きませう　働く者が樂になる世の中を

1953・4・16

大之浦勞組教宣部

平和を守るため
清い一票を！

※平和を守りましよう

日本の進むべき道を左右する衆、參議院選擧が、四月十九日、二十四日に迫まりました今、日本に於ては**戦争か、平和か、再軍備をするか、再軍備をしないか**、ということがさかんに論争され、これが日本の運命を決定づける、最も大きな焦点になつています。

しかし、私達は再軍備云々……よりも先づ日本の経済情勢がどんなか、或いは勞働者、農民、市民、中小企業者の生活が果して幸福な道を辿つているか。等をもつと眞劍に考えるべきでしよう。

私達は常に平和を愛しています。

日本の憲法も平和を國の道しるべにしています。

それは當然でしよう。

私達日本國民にとつて永久に忘れる事の出来ない、あの廣島、長崎の惨劇を想い起したならば、**私達の代辯者である代議士といえども心の中に深く刻み込まれているでしよう**

※清い一票こそ生活を明るくする

選擧のたびに公明選擧が大きく叫ばれています。

何故でしようか。

金や物、情實によつて国の政治が正しく行われないからです。

私達は、常に政治の公正、明朗、民主政治の確立を希求しています、にも不拘、果して日本の政治は私達が望んでいた通りでしよう?。

否、過去の實績からして、選擧や政治にからんでの犯罪は数限りないものがあります。

金權候補が何故、尨大な金を費してまで、政治に掌わろうとするのか、

それは、はつきりしています！

自分のふところを肥すための利權を漁るためです。

こんなことでは決して私達の政治は實現しませんし、生活の向上もあり得ません。

私達は、現在置かれている立場を十分心に銘記し、私達の眞の代表は誰であるかを知り正しい一票を投ずることこそ、眞に國を愛し、私達を幸せにする原動力になります。

衆議院　四月十九日
參議院　四月二十四日

●投票日までに、私達の手で明るい政治が出来るようはつきりした態度を決めましよう

一九五三年四月十六日

直鞍地区勞働組合協議會

一票にこめる心が生活守る!!

〝デマや情實〟マコトにロコツ

衆議院選擧は十九日です。追込み戦に突入して以來、デマや情実による切崩しがロコツとなり、公明選擧が汚されるのもこれからです。われわれは一ケ月に亘つて正しい選擧を叫びつづけ、公明選擧の実行を推進してきました。公明なる一票こそわれわれの生活と平和と自由を守ります。デマや情實、僅な金の力でまどわせぬようにいたしましょう。

くもらぬ選擧
はれゆく日本

こんどの選擧はまことに重大です。

それは一昨年四月講和条約締結のとき、とりきめられたことがらが一つ一つ身近に感ぜられる一部特権階級を利するような憲法改悪、再軍備などが公然と話題に上つていることでも分るでせう。

組合員並に家族の皆さん

『これは予想通りだ』などとすましてよいでしょうか。

日本の平和、自由、独立を守り、悪い政治を一掃して明るい民主議会を作るためにも、真の代表を国会に送りましよう。

働く手にこそ清き一票

平和日本の担い手はわれわれ労働者です。

われわれの手で立派な民主政治を築くために、是非清き一票を投じましよう。

一九五三年四月十七日

大之浦労組教宣部

參議院選挙の投票日を
明日にひかえて

◇ **衆議院選擧の勝利を更に參議院選擧に**

私達は去る十九日の衆議院選挙に於て組織で決定した私達の代表を國会に送り、第一戦をかちとつた。この団結の勝利を更に參議院選挙に打ち立てることこそ私達の生活を守ることです。

◇ **大之浦労組は次の候補者を決定した**

さる三月三十日開いた臨時総会は

參議院（全国區）
炭労公認　**阿具根登**（あぐねのぼる）

參議院（地方區）
炭労推薦　**吉田法晴**（よしだほうせい）

を公認、推薦に決定した。

◇ **資本家と手を組む候補者には一票も渡すな**

私達は炭礦労働者である、と共に全國の労働者の先頭に立つて斗う炭労の組合員であると云う「ほこり」と自

て資本家と手を組む候補者には一票も投票せず私達の職能代表を參議院に送りませう。

◇ **労働力は賣つても信念を賣るな**

会社（資本家）は職制を通じてあらゆる戦法で私達の職場、社宅に於て、私達の団結をかき乱そうとしている。万一、これらの手先となつて動いている組合員がいるとしたならばこれは全く組織のハカイ者である。私達は会社に労働力は売つても信念まで売る程、心は腐つていない筈である。

◇ **私達労働者のねがい**

私達は私達の眞の代表を參議院にも送り平和憲法を守り、戦争を防ぎ、明るい平和な文化國家を築くために、

弁者となつてもらいましょう。

◇ **二十四日は投票用紙を間違えぬように**

投票用紙は地方區は黒刷り、全國區が赤刷りです。

※投票の順序は先づ、地方区の投票をすませて、全國區の投票です。

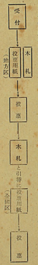

投票時間、午前七時～午後六時

一九五三年四月二三日

炭礦労働者政治研究会
大之浦支部

教宣資料　一九五三、五、二〇、　大之浦労組教宣部

企業合理化に備えて

本年度内には企業整備の嵐が吹き荒ぶであろうことは本年初頭より見透されるところであった。このために先の炭労中央大会に於て企業整備反対斗争委員会を構成し準備を進めているが、其の後の情勢の変化、特にソ連の平和攻勢は軍拡経済を根底からゆすぶり始めた。
即ち朝鮮の平和会談の再開による経済界の動揺は不具的な形で維持されてきた日本経済に一大危機をもたらしてきた。

この中に於って今日迄戦后、政治权力にたより漸く炭価の維持を継続してきた炭鉱企業界は、
①、石炭需要の低下　②、出炭の増大、③、これに伴う炭価の引下げ
に直面するに至った。

このことは石炭資本家といえどもつとに予期していたりこの対策をこした。
㋑、機械化によるコストの引下げ　㋺、福利厚生費　賃銀費の削減
によってこれに対処してきり現段階に於ては、これのみにては目的達成が出来得ないとして、人員整理（首切り）をも打出してきつつある。少くともわれわれにとっては重要な事態に直面しつつあるのが現状である。

石炭の需給状況

現在の石炭需給状況はどうなっているか、炭価はどうなりつつあるのか、又貯炭はどの程度になっているのか、このことをよく知るならば炭鉱労働者であるわれわれが突き当る壁についても明確になると考える。

一、石炭の需給状況（当初炭業界の出炭目標）

二十七年度出炭目標	四九〇〇万屯	
二十八年度出炭目標	五二〇〇万屯	実績四、四〇〇万屯
二十九年度出炭目標	五三五〇万屯	

これに対して政府は最近の消費減をみて四、八〇〇万屯に抑えるべきであるとしている。
ところが炭鉱資本家は昨秋のスト損失の回復を図るために増産につぐ増産に狂奔した。又一方政府はストによる石炭ブーム抑制の意味をもって石炭の緊急輸入を強行した。
このような石炭の増産に反して
㋑、電力用炭の減少　㋺、国鉄の電化　㋩、重油えの転換　㊁、炭況の変化
㋭　経済活動の停滞
などの理由によって需要は低下の一途をたどり、現況では好転見込は甚だ悲観的である。

貯炭はどの位あるか

右のような状況なので、貯炭は増加する一方である。経済雑誌ダイヤモンド五月中旬号による全国貯炭推移は次の如くである。

全国貯炭高推移

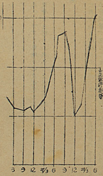

二十五年二月　一五〇万屯
三月　二二六万屯
四月　二九八万屯

以上の如くであつて昨年の最高貯炭量であり、すでに夏場の貯炭状況を示している。このまゝでゆくならば、五、六月をすぎると正常貯炭量を五割も上廻り、三六九月頃には一千万屯に達するものと言われている。

注目される貯炭量

昨年の十月以降賃金斗争に於て吾々は、七百万屯の貯炭のため六十三日という長期の斗争を挑まれてきたのであるが、本年は昨年に倍する貯炭量であることを吾々は重視しなくてはならないのである。また貯炭に於てもっとも注目すべき点は、昨年六月に比して本年は、

A、原料炭二倍　B、発生炉炭三倍　C、一般炭（上級）一・六倍

となり上級炭の貯炭増が目立っている。従って今後の貯炭量は増加の一途を辿るとみて差支えなかろう。

炭価はどうなっているか

本年當初から石炭高炭価対策については政治問題にまで発展してきたが、その後㋑、輸入炭の圧迫　㋺、重油との競争　㋩、出炭増加による市場の悪化　㋥、夏場の不需要期に直面

これらの理由によって炭価は下向きである。

国鉄用炭の炭価交渉も大手二〇〇円、中小三〇〇円安に止めるべく努力していた石炭業者も遂に中小六〇〇円引下げ、大手四〇〇円引下げで妥結している。これに引続き鉄鋼、ガス等の大口需要者との交渉も千円～八百円の値下げを主張しつづけている模様である。

大阪市場では貯炭場をもたない中小炭坑がダンピング（投売り）をやり屯当り一千円、カロリー当り六〇銭見当で昨年の最低価格を割っているようである。尚炭価はコスト一杯のところまで値下りするのではないかとみられている。

政府石炭資本家はどの様な対策を立てているか

問題になっている「高炭価問題」については本年初頭に於ても日銀総裁一万田氏が㈠、外国輸入炭の増加　㈡、融資金の貸出し　㈢、高炭価によって支えられている中小炭坑の整理などを提案しており、結論として

イ、竪坑開発を中心とする企業の合理化

ロ、低利による長期の合理化資金の確保

ハ、低品炭の有効利用

などであった。これが通産省五ケ年計画となって現われ、竪坑開発資金としてわれわれの税金のより四九〇億円に上る融資となって出されているのである。これらの動きは炭坑の独占資本化を助長し常に論議されている。

以上の結果から見てくると炭坑資本家の企図することは高炭価の最大の原因となっているといわれている労務費の削減を先づ考え、ついで戦前の労働時間、昭和九年頃の坑内十一時間労働に復帰させるために労働基準法の改悪を計画している模様である。

（五月四日、日経連は自由党に要求書を提出している）

資料

1952.10.26

下期定期總會（昭和27年度）

大之浦労組

一般經過報告

（一九五二・四月～九月）

月日	会議名	摘要
四月一日	厚生部会（本部）	新行動方針打合せ
	九産労研究会	賃金について
	生産部会（本部）	生産、坑内掘実績を重点的に調査する。二十七年度方針について対策を研究する。
	飯塚地区メーデー対策会	福岡地区のメーデー対策協議。
二	保安委員会（本社）	二月分生産協議
三	執行委員会（本部）	炭労指令五号確認、賃金闘争並に建設の件、メーデー参加費の件。
	労金設立準備会（直方）	直方地区促進会を作る
四	九炭労生産部長会議（高松労組）	カンパ（高松労組支援の件）
〃	炭婦協幹部会（飯塚）	（全国炭婦協役員会上京者の件）
〃	拡大闘争委（福炭労）	労斗ストについて検斗
五	九炭労代表者会議（福岡）	労斗ストの情勢検討
〃	炭労婦人部連絡会議（本部）	炭婦協上京者選定、主婦会第二化促進
七	炭婦協幹部会（福岡）	炭婦大会代表選定
〃	第一回メーデー実行委	メーデー行事計画について
八	福労斗代表者会議（飯塚）	労斗指令第五号のかくにん
〃	教宣部会（本部）	部内作業検討、本年度の方針
〃	高松地区トラック宣伝	破防法反対（大之浦より四名参加）
〃	生産対策委（福炭労）	高松カンパ、賃闘対策
九	福労斗争委（福岡）	中央、地区の情勢報告と対策
〃	破防法教宣教室（大之浦）	三輪車により街頭活動
〃	厚生部長会議（福炭労）	会計報告と中央報告とその対策
〃	労金促進委（〃）	炭労としての反対運動
一〇	破防法反対教宣（大之浦）	
〃	生産部会（本部）	十二日のストに対する保安要員提出の件
〃	執行委員会（〃）	保安部上京者の決定、破防法総会対策
〃	福炭労調査部長会議	破防法対策その他
一一	臨時総会（五坑会館）	破防法第四波スト決議、メーデー行事費のかくにん等
〃	炭労婦人部連絡会議（本部）	田中りん子上京の件
一二	スト第一波実施（労斗）	炭鉱視察せし、
〃	斗争委員会（本部）	労斗情勢検討、保安要員提出しないこと
一三	九炭労拡大斗争委（福岡）	スト保安指令かくにん
一四	労金準備委（〃）	各地区報告とその対策
〃	支部長会議（本部）	スト延期指令に対する対策
〃	高松組合長上京	
〃	炭鉱物資協議会（福岡）	大会について
〃	九産労研究会（〃）	賃金確保について
一五	産業災害関係者協議会（〃）	
〃	福炭労拡大斗争委（飯塚）	石炭オルグよりスト延期の件報告
一六	福炭労代表者会議	労斗対策
一七	大之浦各支部デモ宣伝	破防法第四回スト

月日	会議名	摘要
四月一八日	スト突入	破防法反対スト二十四時間
〃	メーデー実行委（第二回）	本部一行事計画カーニバル中止
一九	福炭労地方委（飯塚）	労斗情勢、メーデー対策
二〇	闘争委（本部）	中央、地方労斗情勢報告、検討、炭労大会代議員決定など
二一	直方地区労協幹部会	二十六年度決算、二十七年度予算
二三	福労斗争委（福岡）	労斗情勢検討
二四	八幡地区決起大会	メッセージおくる
二五	直鞍地区執行委（直方）	労斗の件、定期大会開催の件
〃	主任委員会（福岡）	
〃	地労委の説明会（直方）	委員の就任について
二六	炭労婦人部会議（本部）	
二八	労金発起人会（福岡）	加盟促進について
〃	執行委員会（本部）	組合予定発起人選定の検討
二九	生産協議会（第一クラブ）	
三〇	炭鉱代表者会議（飯塚）	中央一本化の上京報告
自二二至二三	炭労大会（湯田）	労斗批判、執行部支持
五 一	第三回メーデー（本社前）	参加者五千名 盛大なる裡に之を終る
三	福炭労拡大斗争委	労斗中央委選出その他
〃	厚生部会（本部）	（主要交渉報告、坑内ガラス購入の件 牛乳値上げ対策
五	執行委（本部）	炭労大会報告、三者共闘会議報告
六	筑豊地区共闘会議（福労）	破防法宣伝活動について
〃	福炭労地方委	炭労大会報告、労斗対策
〃	労金設立委（直方）	直鞍地区加盟組合の具体策検討
七	地方労協議会（飯塚）	町民税について
〃	炭鉱未組委（福岡）	六月分生産協議会について
一〇	労金発起人会（〃）	労金への加盟状況について
〃	保安委員会（第一クラブ）	
一二	執行委員会（本部）	（労斗指令第十号かくにん、危険確立について、その他組合活動状況について）
一四	福炭労拡大斗争委	労斗対策、炭労指令第十三号かくにん、
〃	直鞍地区執行委（直方）	メーデー実行委報告、定期大会について、
一五	福炭労厚生部長会議	中央、炭労委員会報告、労斗対策
〃	支部長会議（本部）	組合事務所建設等協議
一六	九炭斗会議（飯塚）	炭労大会対策等
一九	昭和二十七年上期総会	五坑会館（二十日より開始）
〃	第五回全国炭鉱体育大会打合	野球、卓球
二〇	保安補助監督委	福岡市に於て
二一	福炭労地方委	労斗情勢検討、第十三次突入について
〃	労金発起人会（福炭労）	各職場、地区報告、役員の選出について
二三	福労斗争委（福岡）	労斗スト第三波延上げについて
〃	生産部会（本部）	坑内保安問題の件、保安要員の件、坑外見学の件など

月日	会議名	摘要
五月二三日	九電労研究会（福岡）	資金給付について
二四	炭労定期大会（東京）	代議員五名、オブザーバー一名出席
二五	国鉄労組門司地方会	地方ー大会よりメッセージおくる
二六	ILO九州総会（福岡）	日本ILO支部の情況報告等
〃	労金直轄地区協議会	理事選出の件
二八	主食懇談委（福岡）	炭坑主食配分について
二九	労金発起人会（〃）	理事の詮衡、など
三〇	福炭労会議（飯塚）	規約、行動方針等審議
三一	教宣部会（本部）	教宣部の活動について
〃	青年代表者懇談会（本部）	今後の青年部をどのように育成強化してゆくかについて意見の交換
六月一	福岡県警察及市民大会	田川・飯塚両警察の決定促進のため
三	筑豊労組体育大会準備打合会議	種目ー野球、卓球
四	斗争委員会（本部）	主婦会、斗争対策、労斗方式等検討
五	福炭労拡大斗争委（飯塚）	労斗対策、福炭労大会について
六	労金発起人会（福岡）	
〃	労仂関係法地方公聴会	福岡県労会館、[illegible]反対意見として公述
〃	保安委員会（第一クラブ）	
七	九産労理事会	二十七年度行動方針審議
一〇	福炭労地方委	炭労大会報告、労斗対策
一二	労金発起人会（福岡）	出資金徴収方法について
〃	九共斗斗争部長会議	飯塚ー期末手当要求額二〇、〇〇〇円決定
〃	生産部会（本部）	操作改訂検討
〃	支部長会議（〃）	労斗情勢、要求額統一検討
一三	九共斗会議（明九労）	期末手当斗争その他について
〃	福労斗委（福岡）	各地区情勢報告 其の他
一四	執行委員会（本部）	期末手当斗争の検討その他
一五	大会闘中央委（二坑）	会計報告その他
〃	同盟労仂講座（第一回）	五坑支部ー九大 吉村教授「日本資本主義の発達」
〃	福炭労拡大斗争委	労斗ストについて討議
一六	同盟労仂講座（第二回）	五坑支部 九大安部助教授「昭和後の日本」
〃	福炭労代表者会議	労斗第六号指令かくにん
一七	労仂講座（第三回）	九大正田教授「日本労仂運動史」
一八	労金発起人会（福岡）	定款作成委選出
一九	臨時総会（五坑会館）	
〃	炭婦協役員会（飯塚）	福炭婦結成の準備打合せ
二〇	夏季斗争手当要求書提出	
〃	直轄地区執行委	行動方針、予算審議、
二一	九産労研究会（福岡）	
〃	生産部会（本部）	公休出炭作業の検討
〃	福炭労地方委（飯塚）	機構改革と予算案審議
〃	福炭婦協結成大会（〃）	大正よりオブザーバーとして出席
二三	直轄地区執行委（直方）	行動方針草案作成
自二五 至二八	福炭労第二回定期大会	機構改革規約改正、予算、役員改選

月日	会議名	摘要
六月二八日	主食懇談委（福岡）	七月分
二九	直轄地区執行委（直方）	予算決算について
三〇	生産協議会（第一クラブ）	
〃	斗争委（本部）	期末手当団交について、
〃	期末手当第一回団交	会社側全然回答示さず
七月一	事務所建設委（本部）	
二	期末手当第二回団交	福炭労の段階に達していないーと会社説明
三	九共斗代表者会議（飯塚）	期限付回答について決定
四	斗争委（本部）	（九共斗決定、期限付回答要求について確認、組合本部の[illegible]について討議、不当労仂行為について
五	九産労研究会（福岡）	実践労組ー期斗教宣について
〃	九共斗教宣部長会議	教宣指針について
七	福炭労教宣部長会議	斗争状況報告
八	福炭労調査部長会議	
〃	期末手当第三回団交	第一次案九、五〇〇円提示
〃	九共斗代表者会議	期末手当スト日決定
九	福炭労生産部長会議	生産部行動方針決定
一〇	福炭労地方委	定期大会と斗争の対策
〃	斗争委員会（本部）	九共斗代表者会議の結論を討議
〃	九共斗代表者会議	期斗打合せ
一一	福炭労生産部長会議	カンパ、保安対策委選出
〃	炭労定期大会（福岡）	規約改正、予算、役員改選
〃	期末手当第四回団交	第二次案 一〇、〇〇〇円提示（不満） 第三次案 一〇、五〇〇円
一二	斗争委員会（本部）	十五日午前九時一〇、五〇〇円で了解、
一三	臨時総会（五坑会館）	
〃	執行委員会	炭労大会対策及代議員決定
一四	保安委員会（第一クラブ）	六団体案審議
〃	支部長会議（本部）	事務所建設土地について
一六	福炭労生産部長会議	カンパ対策 其の他
〃	労金発起人会（福岡）	定款の案検討承認
一四～二四	炭労定期大会	鬼怒川、
一六	県会事務所改築工事入札	
一八	県労評幹事会（福岡）	斗争対策、総評大会対策等
〃	執行委（本部）	
一九	組合事務所地鎮祭	
二〇	明るい村と町の協議会（福岡）	中央役員選挙
二二	期末斗争小委員会	ニュース七〇号の刷り決定
二三	筑豊地区共闘会議（山田）	平和推進等の打合せ
〃	労金発起人会（福岡）	加盟申込について、労金推進委の件
二五	大会運営委会（飯塚）	規約審議会（本部）
〃	生産部会（本部）	休日、時間外の件
二六	執行委（〃）	炭労大会報告、青年会議について、
二七	直轄地区定期大会（直方）	行動方針、予算、役員改選等、
二八	九州[illegible]共同調査大会議（[illegible]）	平和[illegible]の現地調査 [illegible]地区

七月二九日	九炭斗会議	十円以降賃金の交渉方式の件
三〇	福岡労協生産部長会議	—〃—
〃	福労会創立総会	
三一	福岡労地方委	九炭斗会議に関する件 他
八月一	直轄地帯執行委（直方）	選挙対策
三	斗争委（本部）	総対大会報告、保護議員選出について
〃	主婦会協議会準備委員会	本部
四	保安業務研究会（飯塚）	
〃	九炭斗代表者会議	賃金業績検討、操作について
〃	生産部長上京	政策代対策委として
〃	福岡労厚生部長会議	未公委員会報告、斗前対策
五	保安委員会	
六	大全鉱主婦会結成大会	五光会館
七	生産部会（本部）	十円以降賃金の操作技術について
九	九産労理事会	
一二	斗争委員会（本部）	組合事務所建設準備検討、其の他
〃	支部長会議	事務所建設準備委員会選定
一三	福岡労幹事会	選挙対策及其の活動方針について
〃	大正鉱業第一回役員会	
一五	福岡県電炉労組結成準備委員会	福岡天神町会館
一六	バスク研究会（福岡）	労働科学主催
一七	九炭斗会議（飯塚）	
一八	九炭斗本部役員会議	福岡市
〃	斗争委員会	賃金案の提起、事務所建築入札
〃	直轄地帯執行委員会	選挙対策について
一九	福岡労協臨時代議会	十円以降賃金の件、能率手当の件 規約一部改正
〃	九州共斗会議（八幡製鉄）	炭坑賃金の福岡集中、新潟県其他につく 訂正事件の調査、プリント備置
二〇	〃	〃
〃	保安研究会（飯塚）	吉田法晴出席のもと
〃	炭労教宣部長会議	西方労政事務所主催
二一	才四十四回労働学校閉校	〃
〃	筑豊地帯労協会議	選挙対策について
〃	県労四団体幹事会	選挙対策協議会結集について
〃	技術講習会（八幡製鉄）	製鉄における作業研究、技術と 技術対策について
二二	臨時総会	五光会館
二五	六社カツベの件	会社労組に於いてカツベ使用中止さす
二七	労協会第十四回理事会	
二六	選対委（福岡県）	選対方針審議
二八	九炭斗生産部長会議（飯塚）	
二九	地協選対委	選挙工事について
〃	社会保険委員会（福岡）	九州社会保険成立会紹介
三〇	生産協議会	
九月一	九炭斗生産部長会議	
〃	〃教宣部長会議	選挙工事について
二	福岡労災補償対策委員会	〃
二	支部長会議	組合事務所建設について、入札
三	〃	〃　入札者多数のため打切る
四	福岡労対策委員会	中斗指導者会議、選挙対策について
五	福岡労教宣部長会議	総選挙対策の件外
〃	才六回保安委員会	
〃	支部長会議	事務所建築入札打切り後業者指名す
六	福炭労婦人協議会	地域闘争発展大会に於ての件、公明選挙運動推進の件、破防法反対署名運動
〃	福岡労カツベ対策委員会	福岡労内のカツベ払戻求の撤去契約
七	直轄地帯臨時大会	総選挙斗争その他
〃	総評才一回選対委	総評推せん候補について
八	主食会役員会	門司港入港米の入船阻止
〃	支部長会議	事務所建築費一六三万円決定
〃	斗争委員会	選挙対策について
九	九炭斗会議	中斗対策について
一〇	才四十五回労働学校開校	三十六名入校
〃	九産労研究会	選挙法について
〃	臨時総会	賃金三原則確認、労働金庫設立（公認）
一一	支部長会議	上期工事費支払について
一二	才三回厚生部長会議	中央指令対策の報告及対策
〃	公明選挙推進運動	西広教宣
一三	「スト」青年オルグ会議	青年会議規則審議
〃	県総評選対委	県議候補、教育委員候補者について
一四	才四十六回労働研究会	当面する賃金問題
一六	支部長会議	選対 教育委の件
一七	炭労機関紙協議会	選挙特集号
一九	支部長会議	選挙対策、事務所建築の件
二〇	執行委員会	中斗報告、選挙対策
〃	青年オルグ会議	活動方針、規則決定
二一	直轄地帯公明選挙推進	地方、数字一円徴宣
〃	本部選対委	教宣委員の件
二三	臨時総会	教育委員公選その他
二四	才四十八回労働学校	三十二名入校
二五	才三回カツベ対策委員会	カツベの現状集約
〃	福岡県総評地方委員会議	十円以降操作に関して
〃	九炭斗教宣部長会議	中斗前労報告及分析
〃	九炭斗代表者会議	賃斗中央対策
二七	公明選挙推進	東広教宣
〃	斗争委員会	中央指令の検討その他
〃	福炭労生産部長会議	操作について
二九	公明選挙推進	西広教宣
〃	県主食委員会	十円分
三〇	公明選挙推進	大之浦公会教宣
〃	生産協議会	生産調整について
〃	支部長会議	選挙その他
自八一日 至九一日	炭労鉄鉱対策委員会（東京）	十円以降賃金操作に関する件

給与対策部經過報告

一九五二・上期（四月～九月）

※昭和二十七年十月以降新賃金斗争に関する件

炭労第五回定期大会に於て十月以降賃金斗争に関し、基本的方針として「交渉単位」「実力行使権の集約」「要求額算出の基礎」の各項に亘る大綱決定

七月十六日よりの臨時大会に於て、右の具体的実施方法を確認、細目に就ては調査部長会議に一任

七月廿三日より三日間、地方本部・資本別調査部長会議に於て検討、決定、

八月十三日－要求書提出

九月廿五日－第一回団体交渉

十月四日――第十四回団交に於て九日正午までの期限付申入れを行う。

十月九日――スト（第七号指令）指令発令

十月十五日～四十八時スト突入

十月十七日－無期限スト突入

※期末手当斗争

六月十九日－臨時総会に於て夏期々末手当二〇、〇〇〇円要求案を可決

六月二十日－期末手当要求書提出

七月十日――第四回団交を行い、七月十一日午前七時一〇、五〇〇円で了解点に到達

七月十二日　臨時総会に於て期末手当一〇、五〇〇円を確認、配分方法は給与部に一任となる。

爾後精力的に作業を進め、七月二十二日会社側との折衝で配分方法其の他決定。

※町民税

昭和二十七年度町民税納入に関する事務処理決定（五月二十日）

越えて六月十四日会社側との事務上の打合せ。

※四島大之湖の「出炭能率と賃金」に関する研究完成（昭和二十四年以降）九月十日

※昭和廿五年以降「毎期会社決算表を中心とした整理、経営分析」作業　（廿七年七・八月）

※各社退職金協約に関する調査並に資料作成

※毎月増産賞与配分作業

※毎月九州産業労働科学研究所の賃金研究会に出席

※毎月賃金統計分析作業

※賃金に関する半年報作成

生産保安対策部経過報告（一九五二年　上期　四月～九月）

一、保安対策　五月二十六日、各坑生産部、保安委員合同にて四班に別れ、大辻、赤池、忠隈、三井山野　以上の各炭山の保安対策状況を視察した。

一、東部起業人員に関する件、　イ、五月十九日、東部起業観場調査

ロ、東部起業人員はコンスタント百四十名を八十名に要求協定す。（七月七日）

一、採炭標作　イ、六月十二日、生産部会にて採炭標作改正の件を決定す。

ロ、七月七日　標準作業量は組合案に決定協定す。

一、カッペ対策　イ、八月四日、カッペ対策委員として生産部長は九州各山を調査し上京す。

ロ、八月二十五日、六坑に於て組合に無断でカッペの使用をなしたので即時中止せしめた。

一、立上り賞　全休後立上り賞として五〇万円を要求し決定す。

一、毎月増産賞与の基礎数字作成　一、毎月生産協議会＝各坑出炭並びに休日決定

一、毎月保安委員会＝各災害協議及び事後対策

一、全請負標作資料作成＝十日以降賃金斗争に於ける標作資料作成

※三坑々内捲取夫の標作に関する件（未解決で特に重要な問題）

交渉経過　諸労協定（二六、一、一五）に依る細部を山元で協定した際（二七、一、二二）三坑々内捲取夫標作に就いては、人員配置並に出炭、出硬、材料等を考慮して決定する様、坑側と支部に話合いを依頼した。

以上により決定されたのは、二名の人員を日役扱いとし会社の計画で行けば一〇〇％を上廻る説明がなされ、組合は了解していたが、四月頃より能率は八〇％台に下り支部より再三再四標作改正を申入れたが坑側が拒否したので、支部は問題の解決を本部に依頼してきた。

◎本部としては、直ちに本問題解決の為、十月十五日会社側と団体交渉をもち会社の猛反省をうながした

その内容は

組合の意見

「組合は当時会社の説明された計画数字を信用して一応一〇〇％以上が確実視されたので、了解し実施したが四月以降は計画数字に大きく差違が生じているので当然、両も改すべきである」と主張

会社の意見

「計画数字が違った事は事実だが、計画は変更される事があるので、それが為に一度決定した標作を変更する事にはならない」と反論

◎対策

団交は右の様な意見の相違で決裂、対立したままである

組合としては対策として部分的な問題ではあるが基本的な問題であり、大之浦労組をあげて斗争スト等も打って斗う事を斗委は決定、総会に諮ることになっている。

（三坑々内捲取夫　標作計画・実績統計）

月別	作業量実績			会社計画			会社計画に対する実績比
	就業延人員	処理函数	上昇率	実施作函数	一人当作業量	上昇率	
1	1.253	25.979	103^{7}	28.552	22.787	113^{3}	91
2	1.522	32866	107^{7}	32.867	21.595	107^{1}	100
3	1.769	36.254	102^{4}	34.780	19.661	78^{1}	104^{2}
4	1.602	27.890	87	35.697	22.283	111^{4}	79^{8}
5	1.697	28.015	83	36.084	21.263	106^{7}	78
6	1.638	28.370	87	35.497	21.671	108^{0}	77^{2}
7	1.656	28.016	85	36.295	21.917	109^{6}	77^{2}
8	1.424	24.092	85	30.283	21.266	106^{3}	79^{6}
計	12.561	231.482	92	270.055	21.499	107^{5}	85^{7}

厚生部行動経過報告

一九五二年 上期
四月～九月

四月定期大会で決定した行動方針に従い鋭意努力してきたが、予期しなかつた集団赤痢及び日本脳炎等伝染病の発生に因り予定にそごをきたしたことは誠にいかんであつた。如上のような不幸な事態にそうぐうし、各居住区寮の衛生環境について会社が予算を度外視して対策を講じたので稍良好になつたことは結果に於いてプラスであつた。

衛生施設及環境対策

集団伝染病等の発生により各居住区、職場等に於て排水溝の整理、塵処理、糞尿処理その他消毒度合等完全と云えないまでもやゝ良好になつた。

医療対策

施設については二坑病院の改築終り、三坑本院の第一、二、三病棟の改築（第一病棟を残す丈）完成隔離病室の充実、給食設備の改善（一部家族を含む）等会社に要請実施された。

医療関係、各科共充実はしているが、分院等については未だ充実し得ないところもある。薬局等も順調に入荷しつゝある。現在本院歯科の夜間診療、マッサージ師の充実、産院の設置等会社に了解を得つゝあるので下期には実現させる。

住宅及寮の環境対策

住宅、寮の改築は大体予定通りだが、その他部分的な修理が未だ完全といえず、各期の予算通り行つていないところもある。冬期を控えて早急に実現させたい。

特に寮の環境については非常なアンバランスがあるので、基準法、寄宿舎の規則に則つて、下期に具体策を講じて全寮生と共に環境斗争を推し進めたい。

上期に於ける畳表及ガラス入荷状況は、畳表二三一〇枚、ガラス三七二箱（一箱一四〇平方尺）である。

健康保険及労災保険対策

健康保険議員の改選があり、厚生部行動に対して保険議員の協力が絶対必要であり、その意味に於いて二坑、本社支部より組合専従者を各一名議員として出した。今後組合員の共同の利益のため斗つていたゞくことにした。

労災保険

障害保償の認定については依然として官僚的な面が多いので、之が打破に努力してきたが、未だ満足すべき状態でないので今後益々斗つてゆきたい。

肺結核及珪肺対策

肺結核患者は今度の集団精密検査の結果又増加しているので、各坑病院共全力をつくして治療に当つているが、療養期間が長びくため、健保の期間（二年）が切れた患者に対しては、各支部民生委員を通じて医療扶助をしている状態である。

貝島結核療養所も十二月には建設されるので、下期において之が対策を十分にしてゆきたい。

珪肺　中央炭労に於いてこの対策は議会に反映させて政府において珪肺対策委員会をもつて、議会に提出する運びになつている。九州に於いて珪肺講習会が催され、貝島より本院副院長大宅先生と共に出席して特に製鉄に於ける珪肺の状況について講義を受けた。

・炭砿に於いては三池砿、田川地区の炭砿に珪肺患者がいるが、当大之浦には現在まで珪肺と診断された患者はなく、今後生産部と協力して長年勤続の掘進夫について、一せいに健康精密診断を行い、患者の早期発見に努力したい。

（ウラニツヅク）

生協対策

是非今期には作りあげたいので各支部担当執行委員（厚生部）に各事業場のモデル生協を調査せしめその資料も出来たので、早急に組合員及家庭婦人会を啓蒙して準備委員会を作り、実現させたい。

労仂金庫対策

労仂金庫設立の発起人会が今期もたれ、他労組と協同で促進した結果、やうやく七月三〇日福岡に於て創立総会がもたれ、三役以下理事、監事の決定をみた。当大之浦よりは高口組合長が直鞍地区を代表して理事に就任、吾々の待望の労仂金庫は発足した。

出資金一二八一万円、現在までの資金額一二三二六、〇〇〇円、今後のスト資金及組合員の高利肩替りの為、貝島労組内で労金対策委員会をもつて貸出し、その他をやつて行きたい。

主食対策及食糧対策

主食は政府との協定り食率は確保しているが、時々不良品の入荷に対しては十分注意して不良品は都度に返送している。

鉱主食委員会も毎月開かれ、配分に関しては職員側の食糧事情としては満足に行つている。

農林省が今回炭坑の七二%米食率はどこまでも労務加配米対象職種の炭坑人とその家族で、その家族でも炭坑以外の職業の者と、労務加配非対象者とその家族は[illegible]規の五〇%だと主張しているので、吾々はあくまで全山一家の精神から、之に対して反対運動を起している。

その他副食物についても鮮魚、野菜は十分検討して、どこよりも安価に購入出来るよう会社に要請して、配給所で販売されているが、会社は寮を除く社宅には鮮魚、野菜の販売を廃止したいとの申入れが両三あつたが、他の商店の価格を押える結果になるので反対して販売させている状態である。

以　上

（厚生の二）

教宣部行動報告

一九五二・四～九

昭和二十七年（一九五二）度の行動方針に基く、当部の行動報告は次の通りである。

一、情宣活動に就て

斗争は全て「情宣で始まり、情宣で終る」ということの原則に則り組合員の啓蒙に留意したるも結論的にいつてまだ不十分と云わざるを得ない。

行動の概要は、夏季闘末手当斗争、選挙斗争と、現在斗争中の十月以降賃金斗争に際しては、その情宣方法として各支部と常に連繋をすると共に、その都度執行委員によるオルグ団を編成して、小範囲常会を開催し、啓蒙宣伝に努める一方、適宜三輪車を活用して徹底的情宣に努めた。

赤半面紙面情宣として、壁ニユース二十号、ニユース九十号、特報（賃金関係）二十八号、教宣資料八号を発行して、迅速なる情報の流布に留意した。

一、文化教育活動に就て

上期の文化教育活動は、斗争に続く斗争で活発な行動がなし得なかつた。

吾々労働組合運動の基本的要件は、一に文化教育活動の活発化に基因する。殊に組合員の政治的意識の昂揚は、この点を裏付けるものであると思考せられるに鑑み、教宣部自体としても、反省を促し、今後より一層積極的行動をすべく努力したい。尚九月末迄の行動の概要は左記の通り、

１、労働講座　六月十五日、十六日、十七日の三日間、五、六坑に於て、九大吉村教授、具島教授、正田教授を招聘して「世界経済の動向」「講和後の日本」「世界労働運動史」について労働講座を実施す。

２、映画　七月一日より五日間「母なれば女なれば」の各坑巡回映画を実施す

３、文芸作品募集　五月のメーデー、八月の盆に小説、詩、短歌、写真の懸賞募集を実施す

4、労働学校　定例の五方労働学校は四月～九月間九回開催され実一九五の受講生を送つ

一、機関紙活動に就て

一〇四号より一二三号迄発行、機関紙活動は「偉大なる組織者である」こという前提に立ち、鋭意編集技術を研究し、平易なる文章と目で見る機関紙、愛される機関紙たらしめるために努力して来たが、未だその域に達せず、今後猶研究を尽し心から親しまれる機関紙に育成してゆきたい。

一、青年婦人対策

昭和二十四年に青年婦人部が廃止されてより、四年間の空白は、青年婦人層の意志を低下させたことは、吾々として大きく反省させられる。今や日本の指向する道は峻厳そのものであり、それだけに青年に課せられた任務は重い。この点について教宣部としては、先づ青年層の文化的意識の昂揚を図り今後の組合運動の推進力たらしめるため、これが組織化について種々検討、支部長会議、執行委員会に諮って具体化に努力していたが七月二十六日の執行委員会に於て青年会議規則を確認、直ちにオルグを選定し正式に大之浦労働組合青年会議として発足し今日迄に五回のオルグ会議を開催し、当面の活動方針を樹立し積極的な行動に移った。尚青年会議ニュースとして「躍進」を発行している。

一、主婦会対策

四年前以来に亘る懸案事項であった、各坑家庭婦人部の単一組織化について種々検討してこれが促進について協議していたが、六月に入って婦人部自体の単一化に対する気運が高まるに至り、大之浦炭坑主婦会結成準備委員会を構成して鋭意これが実現に努力してきた結果、八月五日の結成大会開催の運びとなり、ここに大之浦炭坑主婦会の発足を見るに至った。尚主婦会ニュースとして「めばえ」を発行し現在迄に八号の号を追ってる。

ニュース発行のあらまし

年	月	日	号数	摘要
二七	四	二	一	炭労スト指令を発す
		七	二	政府労斗スト切崩しに躍起
		九	三	政府労斗代表と会見
		九	四	会社側が労組損害賠償の通告 出てきた場合どう
		一〇	五	メーデー対策決る
		一〇	六	吉田首相労斗代表と会見拒む
		一一	七	福労斗公聴[illegible]
		一二	八	破防法案一部修正
		一二	九	スト中止指令に動揺する者
		一四	一〇	スト民間指令に対する九大斗 態度を決める
		一五	一一	㊥指令第九号スト延期の件
		一六	一二	あく迄法案撤回で斗え
		一七	一三	スト突入の件
		二一	一四	破防法修正点について
		二六	一五	中央幹部の不信任成立
		二九	一六	署名運動を展開
	五	一	一七	五〇〇〇の大衆共々に斗う決意を誓う
		九	一八	政府の勧告が原因
		一〇	一九	実力対決に関する準備指令
		一一	二〇	反動政策尖鋭化せん
		一四	二一	声明書
		一四	二二	㊥指令第十二号の実施に就て
		一七	二三	声明書
		二二	二四	組合員の総意をのせて会社組合に対し責任者の処分
		二四	二五	横浜港湾要求
	六	二	二六	労働関係法反対国民大会
		三	二七	炭労六月十七日廿四時間スト決行
		六	二八	中斗の第三号決定迄の基調
		八	二九	三波に対する炭労の見解
		九	三〇	炭労期末手当斗争ブロック化構想作る
		一四	三一	中央ブロック十三日要求
		一四	三二	中央情勢
		一五	三三	東京電労情報
		一五	三四	㊥指令第十五号スト突入指令
		一六	三五	九共斗要求額決る
		一七	三六	十五日の労斗実行委員会
		一八	三七	期末手当要求書
		一八	三八	中央八社期末手当斗争委員会
		二〇	三九	夏季期末手当を斗いとろう
		二三	四〇	電労連[illegible]三辞職
		二六	四一	具体案引出しに努力中

年	月	日	号数	摘要
二七	六	二七	四二	出炭規制予告第一次案
		二八	四三	[illegible]回避のため
		三〇	四四	臨時会議決議
	七	一	四五	会社側もセンエン策にでる
		一	四六	予想された対立をさけ組合の提起 前進へ
		三	四七	新東労組提示はまだ早い
		三	四八	中央大手全要保安に突入か
		四	四九	中央炭労臨時大会
		四	五〇	福炭労組研究会を結成
		五	五一	九共斗 重大決定
		七	五二	期斗中央の動き
		八	五三	期斗各地方の動き
		八	五四	第三回国安全週
		九	五五	中央の動き
		九	五六	出炭規制遂に妥結
		九	五七	九共斗十一日より無期限スト決定
		一〇	五八	中央八社遂に妥結
		一一	五九	高松一一三〇〇円提示
		一一	六〇	第二次案一〇〇〇〇円
		一一	六一	遂に一〇五〇〇円で妥結
		一二	六二	十日徹宵の団交で了解点に到達
		一三	六三	一〇五〇〇円確認
		一五	六四	[illegible]村委会破防法制定決議に破棄
		一五	六五	破防法遂に成立
		一七	六六	組合事務所新築工事第一歩スタート
		一八	六七	期斗その後の動き
		一九	六八	厳かに慰霊祭終了
		二一	六九	炭労臨時大会第一報
		二三	七〇	配分方法決る
		二五	七一	増産協定決る
		二五	七三	全炭労働金庫発足之
		二九	七四	青年対策協議なる
		二九	七五	炭労役員の改選迫まる
		三〇	七六	炭労大会第二報
	八	三	七七	労四労組強力な斗争に邁進す
		三	七八	相つぐ不当労働行為
		八	七九	新入連合企業整備反対交渉遂に妥結
		八	八〇	九斗委の先発確立
		八	八一	夏季文芸懸賞募集
		二二	八二	十月以降賃金斗争、中小炭態勢整う
		二四	八三	スト含む戦術中斗一任決定
	九	三	八四	多賀谷真稔氏を決定
		三	八五	多賀谷真稔氏を推薦
		三	八六	福炭労総選挙対策成る

特報

年	月	日	号数	摘要
二七	七	二六	一	一〇月以降の賃金斗争は十六社中央統一交渉と決定
		三〇	二	炭労大会十月以降賃金要求額算出の基礎を確認
	八	一〇	三	第一回中斗委開く
		一二	四	基準外、交渉権の早期確立に
		一三	五	基準外、交渉権確立に難航
		一七	六	十三日要求書を提出
		一七	七	交渉権確立に努力集中
		二二	八	第一回団交開く
		二六	九	基準外結論出ず
		二七	一〇	電話情報
	九	二	一一	ナメを第一次案提示
		三	一二	第一次案に対する連盟の提案理由書
		四	一三	第二回団交後のスケジュール決定
		四	一四	堂々と斗うことを宣言
		四	一五	連盟突如値下案を提示
		八	一六	田中委員長の辞任認めず
		八	一七	ロコツな連盟の挑戦的な出方
		九	一八	長期実力行使態勢確立について 第二号指令
		一〇	一九	バスケット方式を否定
		一三	二〇	ヨロン調査集約終る
		一七	二一	中央電話情報
		一九	二二	十八日の第十回中斗
		二二	二三	第十回中斗委員会経過
		二二	二四	第五回団交終る
		二四	二五	第五回団交詳報
		二六	二六	マ、バ方式理論打切り
		二八	二七	第七回団交にのぞむ態度決定
		三〇	二八	対立深化こそ第八回団交 （ニュース絶さ）
	九	六	八七	炭労公認候補として多賀谷真稔氏を決定、福炭労地方委員会
		九	八八	多賀谷真稔氏を推せん全職域投で満場一致
		[illegible]	八九	炭労公認多賀谷真稔中斗指令第二号、[illegible]、福岡総会

教宣資料

年	月	日	号数	摘要
二七	五	一六	一	刑事特別法とはどんなものか
		一六	二	労働法改正について学者の見解
		一八	三	歪曲された改正案
	六	六	四	労働法改正原案並に野党修正案の要旨
	六	二五	五	吾々の低賃金を規定づけるもの、炭労十月以降賃金はかくして斗われる
	八	一一	六	公職選挙法改正の要点
	九		七	賃金資料
			八	教育委員会の組織と権限

機関紙発行

年	月	日	号数	
二七	四	一七	一〇四	
		二五	一〇五	
	五	八	一〇六、七	
		一五	一〇八	
		二七	一〇九	
	六	九	一一〇、一一一	
		二六	一一二	
	七	七	一一三	
		一七	一一四	
		二九	一一五、一一六	
	八	一三	一一七、一一八	
		一九	号外	大之浦主婦会の結成大会
		二〇	一一九	
		四	一二〇	
		一五	一二一	
		一八	一二二	
		二五	一二三	

労働学校

年	月	日	期	
二七	四	二一	三八期	二名入校
	五	一二	三九	二六名
		二九	四〇	二九名
	六	二三	四一	二四名
	七	一五	四二	二八名
	七	二八	四三	二八名
	八	二一	四四	二四名
	九	一〇	四五	二九名
	[illegible]	二四	四六	三三名

教宣部行動報告追加分

一、破壊活動防止法撤回斗争教宣活動について

日本を戦争の渦中にまき込み、わがくの民衆を戦禍というみじめな状態に追い込んだ東条政治その規範をなすものとして、当時の国民から恐れられた治安維持法の再現なりと、昨年九月よりこれが撤回に全国四百万の労働者が総力を挙げて起ちあがり、終戦後最大の争議として世界の注視を浴びると共に、吉田内閣の心胆を寒からしめた斗争も紆余曲折ののち、遂に七月三十日の国会に於て、自由党の絶対多数に押し切られ流産を喫んだ。

教宣部としては、これが撤回斗争に終始活動してきたが、その行動の経過は左の通り。

1、トラック及び三輪車による街頭宣伝

四月八日　直轄炭坑トラック宣伝班として参加
四月九日　三輪車によって、六坑地区、本社地区、二坑地区を徹底宣伝
四月十日　三輪車によって　三坑地区、西五坑地区、五坑地区を徹底宣伝
四月十四日　直轄炭坑トラック宣伝班として参加
四月十七日　三輪車によって全坑宣伝

2、各闘争単位による街頭宣伝

教宣部及び各支部より執行委員二名宛、それに三名を交えてオルグ団を編成宣伝に当る。

五月十五日　西万貫地区
五月十六日　五　坑地区
五月十七日　三　坑地区
五月二十一日　二　坑地区
五月二十二日　六　坑地区

一、選挙斗争について

戦争か、平和かの一大決戦である総選挙、並びに教育の民主化を期して起ち上った宮田町教育委員選挙を強力にかち抜くと共に、吾々労組が公認した衆議院候補多賀谷真稔氏、教育委員候補原田松太郎氏、岡永次男氏の当選を期して活発な運動を展開す。

その行動概要は左の通り

1、総選挙斗争宣伝

九月十二日　三輪車によって、六坑、二坑地区を宣伝
九月十六日　〃　三坑、西五坑、五坑地区を宣伝
九月十九日　〃　六坑、二坑地区
九月二十一日　直轄炭坑トラック宣伝班に参加
九月二十五日　三輪車によって、三坑、西五坑、五坑地区を宣伝
九月二十七日　〃　六坑、二坑地区　〃
九月二十九日　〃　多賀谷氏帰来、全坑に亘って運動
九月三十日　〃　全坑に亘って最后の宣伝

尚各支部及び主婦会においても大会、常会等を開催して宣伝をなす。

特報

40

債

第18回中斗

オルグ帰京 初の中斗 地方は万全

アメリカ炭鉱争議に激励を送る

第十八回中斗は十月十八日午后一時より開かれた。十三、十四日の四十八時間スト、弥十七日からの無期限ストといよいよ実力行使は長期化の第一段階をふみ出し、帰京した各地方オルグは山元の強力な斗争態勢と意欲を反映して、総括緊迫した空気の中で活潑な論議が展開された。

冒頭、今次総選挙で炭労統一候補として見事当選の栄をかち得た福炭労の多賀谷真稔氏の挨拶があり西野炭労事務局長、全金高橋委員長両氏の斗争激励の辞を受けた。

先づ報告事項に入り、第十六回中斗（九日）以降の中央情勢を次の各項について行った。

一、妥結構図に関する事務折衝――十日十一日連盟と行うも九六%支払を主張する限り対立せざるを得ず物別れ

二、第十七回中斗――十月十二日、主としてスト突入に関する諸事項を論議す

三、妥結構図の件――十月十三日、前回に引つゞき事務折衝をもつて交渉したが依然として結論出ず

四、斗争状況については、各地方からの報告により遜色なく堂々と突入している。

つゞいて各地方に派遣されたオルグの状況報告が行われた（地方ブロック交渉状況を含む）

●北海道地方

一、八日九日の両日地方斗争委員会、席上中央情勢報告を行う

二、七日のオルグは各単位に分散して、オルグ活動を十日より開始した・

三、斗争意欲は旺盛、保安についても厳重にやつており、生活対策についても充分考慮をはらい、長期斗争に万全の準備を立てゝいる。

四、地方ブロック交渉は十七日か十八日に連盟から回答ある予定

●常磐地方

一、常磐労組では、八日常任委員会でスト突入に関する生活、保安対策等を協議

二、古河好間労では屋外常会でオルグが家族主婦に活動を行う、十日午后三時代議員会で中央情勢報告

三、地方ブロック交渉は七日第四回、十日事務折衝（妥結構図の件）、十一日第五回、十四日第六回十七日第七回と活潑に団体交渉をもち、対立点を早急に明確にしてきつゝある。今後は二十一日に団交をもち、二十五日に最后回答をつきつける予定

●山口地方

一、ランク別賃金を第一次に出した連盟の出方を重視し絶対反対である。八日の大会でオルグ活動を行い、同日午后宇部労組で中央情勢を報告す

二、地方ブロック交渉は三回団交で決裂、福炭労と連絡二十五日以降ストに入るよう態勢を整えている

●九州地方

一、福岡、佐賀、長崎共斗争意欲は旺盛であり、長期斗争えの準備も心配はいらない。むしろ中斗が従来のようなアイマイな妥結を絶対排除せよという激励を受けた位だ・

二、地方ブロック交渉は十四日第六回団交をもつた。十六日九六%支払の妥結構図の申入れがあるも一蹴した

三、二十二日第三回団交の予定だが早急に中央斗争に波を合わせたい。

四、熊本地方連合（組合員約三、〇〇〇）が福炭労に共斗申入れあり、中央に諒解を求めている。

以上の外に各地方を綜合してオルグに要望要請された事項は次の通りでこれらは明らかに各地方の斗争意欲の強烈さを如実に表わしている。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

(一)、如何なる場合でも操作を上げるな。(二)、最后まで統一交渉を推進すべきで、途中で資本別に落すことをするな。(三)、今までの斗争に見るような下部の斗う力を無視して妥結を急ぐな。(四)中央情報の迅速化を図れ、戦術の外部漏洩を防止せよ、機関紙の活用を考えよ。(五)中央でも生活対策を考え総評その他に協力を求めよ。(六)万一脱落した支部があるときは厳げんな統制を以て臨め。(七)配給はあくまでも円満解決させよ。(八)、職名調整に対する中央の明確な統一した見解を下部に流せ。(九)今次斗争との関連における期末斗争に対する考え方を出せ。(十)カッペの操作設定に関する考え方を出せ。(十一)ランク別賃金には反対。　以上のオルグ報告の諸項目を中斗は確認。更に斗志を固めて今后の長期斗争を勝ちぬく決意を新たにし直ちに議案に入った。

一、妥結指導に関する件（別紙プリント送附済）

連盟に対しては委員長名であくまでも一〇〇%支払を要求、万一紛争が生じたときは責任の一切は連盟にあることを申入れることを確認した。尚各支部でも夫々会社宛申入書を手交するように決定、申入書を確認した。

二、中斗指令第七号第四項に関する件

常磐労組より「切羽進行及び坑外に石炭を搬出せねばならぬ理由」を以て申入れのあった保安要員の特例について

1、本日午后七時の急行で中川生産部長以下四名の調査団を現地に送り保安に関する一切の権限を与えて現地で解決する。

2、この調査団は「坑口から出炭を許可する基準」として今回の常磐の場合に限りこの基準によって調査し判定する

(イ)通気維持の為及排水設備保全のため炭壁を切截した場合であってその石炭を坑内におくことが自然発火或は石炭が過熱の為に酸化し有毒ガスを発生する場合

(ロ)坑口から出された石炭は商品としての石炭ではなく、保安確保の為の結果として出されたものでその処分については会社組合と協議するよう要求し協議のまとまらない場合は出炭は認めない。

尚この他に釧洋労に住友赤平労、三菱美唄労、明治昭和労、住友阪炭労より右に類似乃至は緊急保安の申出があったが本件に関しては「原則として中斗が現地調査を行うが時間的に間に合わない場合も予想されるので地方本部の協力を求める。又一般的規制の内容も考えねばならないが次回中斗に本規制の事を諮ること、し差当り戦術委で総ての権限を以て審議し中斗に諒解を求める。」

三、地方斗争調整に関する件

地方本部委員長も上京しているので本日の中斗后戦術委で委員長の意見を充分とり入れて結論を出す

四、組織加盟の件

三井小樽瓦斯の加盟を午前の執行委で決定した件の報告を行い更に前述した通り熊本連合の九州地方ブロック共斗申入れも認めた。

五、アメリカ炭鉱争議激励の件

われわれの斗争と期を同じくしてジョン・ルイスの率いる全米炭鉱労組も賃金引上を要求して十七日よりストに入っているので同志的立場から海をこえた争議に激励の辞を送ることを決定

六、殉職者遺族の件

常磐湯本坑でスト中の十七日午前八時保安要員として出勤中殉職した組合員に哀悼の意を表すことになった。

七、妥結協定に関する妥結権移譲の件

北海道地方本部よりの要請で「一〇〇%支払う」と申出た会社の十月以降妥結協定については、現地妥結の権限を与えてほしいとの申入れがあったので本件は一〇〇%支払である限り移譲することを決定。

八、共斗連絡会議の件

電産、炭労の斗争を密にするため連絡共斗会議をもつことを確認し、事務手続一切は事務局に一任した。

写

會計監査報告書

貴労仂組合昭和二十七年上期（自昭和二十七年四月一日至昭和二十七年九月三十日）会計監査の結果別紙の通り報告致します

昭和二十七年十月二十二日

福岡市上小山町三五番地
三井信託銀行株式会社・福岡支店
支店長　山城寿雄

貝島大之浦炭砿労仂組合御中

會計監査証明書

貴労仂組合昭和二十七年上期（自昭和二十七年四月一日至昭和二十七年九月三十日）会計監査の結果左記の書類は帳簿関係書類と照合一致し相違なき事を証明する

一、昭和二十七年上期（自昭和二十七年四月一日至昭和二十七年九月三十日）収支決算書

一、繰越金内訳書

昭和二十七年十月二十二日

監査人
三井信託銀行株式会社福岡支店
石川隆三
塚本松七

貝島大之浦炭礦労仂組合御中

監査概評

当組合監査の結果は昨年より決算書作成に至る迄一貫して帳簿組織充実されその工程に於ても計算の誤り転記の誤記脱漏も見受けられず前後の帳簿整理伝票証憑書類の分類整理も非常に良好である。

尚監査中に気のつきたる点左記参考迄に述べる。

一、明細帳にも現金欄あるもこれは別に総勘定元帳に又個々の金額については出納帳簿へ整理しある為不要廃止して可なり。

一、厚生部長上京旅費仮払金四二〇〇円前期より未精算の儘なり早急善処されたし。

一、専従者給料に対する税金は八月分迄は帳簿を通さず支払ひ領収書は別途保管の事としあるも九月には帳簿を通じ支払ひの事とし領収証憑書類に綴込の事に改良しあり今後は此の後者の方法に拠られ度し。

一、伝票に勘定科目の記入なきもの間々あり注意の事

一、鉛筆書の領収証等にあり絶対不可必ずペン書き或は墨書きに改める事

一、帳簿の数字の改竄未だあり正式訂正励行の事

一、伝票に書記長或は財務部長の捺印なきものあり。但し両役員等の為不在にて捺印の機を失し勝ちと思はれるも可及的責任者には捺印し貰ふやうされ度し。

以上

ニュース

94

涙を呑んで妥結したといわないで
私達は水を飲んでも頑張ります

賃金斗争を最後迄勝ち抜きませうと、大之浦主婦会総決起大会は、十月二十三日午前十時より五坑会館に於て開催され、折りしも昨日の雨はからりとあがり、秋晴れの好天気に恵まれ、六〇〇名を超える主婦達は場外に溢れて、スト中の気勢をいやが上にも緊張された。

『こんどの斗いこそは、今後の私達の生活に大きく明暗を劃する重大な斗争です、どんなことがあつて自分達から挫けてはなりません。この斗争の帰趨は一に戦争か、平和かに連つています。私達炭坑主婦の政治的、経済的、社会的地位の向上のためにも、日本の低賃金政策を打ち破るためにも、過去の苦しい生活から一刻も早く脱け出るためにも、しつかり頑張りませう』と、北会長の強力い挨拶により大会は佳境に入つたの感があつた。

議長団には　石原照代さん（二坑）、高嶋トミヱさん（西五坑）、書記には黒木三坑支部長を選らび、

直ちに、横田副組合長、寺戸五坑支部長、宇都宮六坑支部長のメッセージをうけ、当日わざ〳〵福炭婦協より激励に来山された杉森副会長（日炭高松）の『高松も頑張つています、岩さん最後迄斗い抜きませう。ストが永びけば主人よりも私達家庭の主婦の決意が必要です。斗争に負けてはなりません。負けることは又奴隷労働と暗黒生活の再現です』と、熱誠溢るる挨拶に主婦達は感激の拍手を贈る。

次いで、

議長スローガン採択に入る。

○夫と共に食える賃金を斗いとりませう。
○家庭の守りは私達主婦の手で。
○途乗の賃下げに反対しませう。
○長期斗争は先ず徹底した家計の節約から。
○此の斗争の敗北は奴隷労働の実現。
○炭婦協の組織の強化こそ勝利への道。
○仮払九六%に反対しませう。
○オカユをすゝつても斗い抜きませう。
○低賃金、高能率は戦争えの道
○物を売つても最後まで斗いませう。

石原議長より、スローガンを一つ一つ読み上げ、その都度拍手を以つて採択

続いて竹下教宣部長より賃金斗争の主旨が報告され『労働者の基本的な権利を守り、明るい、幸福な生活を実現するためにも、戦争に反対し、平和を守るためにも、断乎連盟の野望を粉砕しませう』。の要望がなされた。

場内に溢れる笑と涙
日曜だけでも楽しく休む賃金が欲しい
五坑藤原さんの熱弁

次いで各坑代表の意見発表に入る。

◎藤原さん（五坑）　私達主婦の一人々々の自覚こそ賃金斗争の勝利です。私達もしつかりやります、組合も『涙を呑んで妥結したと弱音をはかないよう』

◎姫硬さん(四) 明日からと云はず、今から生活の切替へが必要であります。
◎小野さん(四) 終戦直後の生活を想起して頑張りませう。
◎畑中さん(四) 力と力の一大決戦です。今次賃斗の勝利は団結の如何です。団結の基は主婦の心構えです、草の根をかじつても斗いませう。
◎広門さん(四) 水だけでも六〇日は大丈夫です。物が買えなくなつたら、水を飲んでも悲鳴をあげないよう。

と、主婦の悲痛な叫びが一にも二にも、こんどの斗いだけは負けてはならない、如何に苦しくとも、がつちりと手をつないで、水を飲んでも、私達の幸福を求めて、連盟の野望を打ち破りませう。〃志気正に天を衝く〃その中にも涙ぐましき主婦達の決意が、一つのニューアンスとして会場の隅々まで漲つていた。

最後に決議文を満場一致で可決、直ちに炭労中斗、連盟に手交することを確認して午後十二時三十分、さしも総決起大会も幕を閉じた。

決議文

十月以降賃金斗争も無期限スト突入七日目を迎えました。こんどの賃金斗争こそ、私達の今後の生活に一転機をもたらすでありませう重要な斗いであります。

占領下六年有半、私達は激化するインフレーと高騰する物価の値上りで、その日／＼を苦しみあえぎながら生活してきました。それというのも占領下という、現実と認識の上に立つた私達の日常でした。

しかしながら、今や日本は新しい独立の息吹きの中にあります。その中に於て私達が求めるものは人間らしい生活と、人たるに値いする生活であります。この息吹きの中での賃金要求こそ、これが裏付けであり、戦前戦後の低賃金政策を打ち破るものであると感じています。

私達は八月二十五日よりの交渉経過を知り、余りにも不誠な連盟の態度に心からの怒りがこみあげてきます。連盟が言つているように、組合が要求した金額は決して不当ではありません。それは私達の生活の実態を知る私達自身が一番骨身にこたえています。

どんなことがあつても、どんなことがあつても、私達は最後迄頑張り抜きます。斗いは苦しいしかし苦しい中にも私達は一つの希望を求めています。連盟があく迄現在の態度を固守するとするならば、私達は全ての物を消失してでも生活資金にあて、組合に協力して最後の勝利まで斗い抜きます。

右決議します。

昭和二十七年十月二十三日

大之浦炭礦主婦会総決起大会
議長　石原照代

〔教宣資料〕 7.

衆議院議員選挙（第二區）得票調

（昭和27.10.1 施行）

候補者名 市郡町村	（当）（自由）麻生 太賀吉	（当）（左社）多賀谷 真稔	（当）（右社）松本 七郎	（当）（右社）伊藤 卯四郎	（当）（左社）青野 武一	（次）（改進）岡部 得三	（無）浅原 健三	（自）鶴上 芳太郎	（改）三原 朝雄	（共）野村 勇	（大和）戸松 武夫	有効投票	無効投票	投票総数
若松市	2.880	945	5.349	3.638	3.356	15.524	1.528	1.732	2158	719	128	37.957	449	38.406
八幡市	6.035	1.302	10.672	22101	17731	6.922	15.967	8.529	2512	525	526	97.273	847	98.120
戸畑市	2.079	331	15.458	2360	3.200	4.152	2.972	2.697	849	695	123	34.916	407	35.323
直方市	2.843	1.526	2.932	2.317	1.722	1.395	2.395	5.686	715	637	205	22.373	530	22.903
飯塚市	12.437	3.933	1.065	2.121	906	806	1.447	1.242	326	468	405	24.956	509	25.465
遠賀郡	4.744	5.904	2.986	2.507	7.394	6.602	2.562	1.765	12892	1.537	182	49.075	1.888	50.963
芦屋町	688	43	182	157	240	355	106	221	2170	115	22	4.299	68	4.367
中間町	797	2315	799	942	2619	3.851	945	484	1.404	374	52	14.582	849	15.431
香月町	1.868	1.108	556	346	834	904	763	231	1.095	241	39	7.985	514	8.499
水巻町	448	1.661	1.002	722	2.913	1.176	431	453	2252	626	45	12.229	266	12498
岡垣村	271	597	279	221	549	203	221	299	3.021	109	19	5.789	160	5.949
遠賀村	172	180	168	119	239	115	96	77	2950	72	5	4.191	31	4.222
鞍手郡	4.668	15.130	4.800	3.393	2442	2547	4.676	8.245	4.272	1.002	287	51.412	2021	53.433
宮田町	1.710	9.139	1.679	776	722	521	1260	2.027	838	366	85	19.152	873	20.025
木屋瀬町	442	68	182	392	148	283	840	284	177	66	10	2.912	91	3.003
植木町	123	164	184	175	142	335	388	482	86	36	25	2.140	44	2.184
小竹町	420	1.563	853	516	252	137	344	2785	96	121	85	7.172	250	7.422
若宮町	637	302	227	151	314	131	254	857	852	25	10	3.760	100	3.860
剣町	228	2.663	374	381	385	351	914	485	278	116	16	6.214	205	6.419
古月村	75	173	305	156	138	163	145	147	535	34	4	1.875	57	1.932
西川村	379	983	368	568	211	420	310	445	720	126	24	4.054	201	4.255
笠松村	365	572	495	145	74	101	127	262	345	46	13	2485	148	2633
西川村	269	43	133	83	83	105	85	471	345	16	15	1.648	52	12.000
嘉穂郡	29.021	34.020	6.832	10.049	7.781	2.113	8.185	6.883	5.695	2.486	1.407	115.072	2.930	118.002
幸袋町	1.469	1.867	342	557	217	93	350	634	355	90	54	6.028	99	6.127
大隈町	1.436	402	258	846	368	69	307	219	433	60	74	4.472	70	4.542
山田町	3.112	5.231	699	904	1.507	494	1.439	1.149	316	325	188	15.370	389	15.759
二瀬町	2.633	3.655	362	754	403	175	1.017	598	340	558	117	10.512	406	10.918
桂川町	3.326	1.586	1.314	895	897	180	522	205	161	181	41	9.315	203	9.518
稲築町	3.418	7.500	882	2.072	967	640	900	667	421	272	212	17.856	458	18.314
碓井町	1.249	530	276	345	728	71	161	407	226	65	57	4.176	130	4.306
頴田村	512	1.087	680	284	137	117	215	734	429	86	26	4.307	112	4.419
庄内村	4.255	2.134	230	1.190	478	143	453	231	331	255	63	9.763	232	9.995
宮野村	410	50	42	12	46	10	56	205	298	3	6	1.138	21	1.159
足白村	702	10	14	7	10	5	10	15	51	3	2	841	7	848
千手村	890	196	73	42	64	30	82	122	208	9	12	1.678	36	1.714
内野村	457	65	62	28	45	69	49	92	213	20	13	1.104	26	1.130
上穂波村	1.202	1.417	298	276	198	157	380	250	251	51	62	4.558	86	4.644
穂波村	2.930	5.844	1.024	1.517	1.203	281	1.873	1.019	725	382	389	16.693	490	17.183
大分村	616	1.510	143	136	193	78	154	179	584	28	38	3.457	61	3.518
鎮西村	898	1.268	133	184	260	91	211	261	353	96	49	3.404	104	3.518
合計	64.707	62.891	50.094	48.436	44.532	40.661	39.672	36.779	31.943	10.056	3.263	433.034	9.581	442.615

※ 総選挙斗争も吾々の代表 多賀谷真稔，を遂に組織の力で国会へ押し上げた。又当町教育委員選挙も，秋田健太郎氏 鶴永次男氏を送り 全面的勝利を獲得した。

吾々は今後もこの成果を益々強固にし次期の選挙斗争も又吾々の力によつて勝ちとつてゆかねばならぬ。

[illegible]労部

4

東京[illegible]

(賃)

無期限スト十四日目を迎えたるも、炭労傘下二十四万の組合員は、一糸乱れぬ統制のもと威武堂々と斗っている。

この秋に当り、吾が労組の定期総会兼決起総会の意義は大きい。

中央炭労、九共斗、高口組合長より本大会を祝して激励電報が飛来した。

激励電報

スト酣わに入り反動とその雌雄を決せんとする秋に当り貴大会で示す諸氏の決意の意義は大きい、強固な組織につながるたくましい労働者の底力を示すよう期待す

炭　労

貴大会を祝す、此際の信念を持って炭労の先頭に立って斗う

九　共　斗

全労組共長期戦の決意で団結固し、山元の強固なる態勢を確保し全力を挙げて悪辣なる資本攻勢と斗う。大会の盛大なることを祈る

高　口

1952.10.26

大之浦労組　教宣部

教宣資料 8

十月以降新賃金斗争

団体交渉の経過

自第一回　至第十一回

八月十三日、十月以降賃金要求書を提出、団体交渉を同月二十五日より開始して以来、炭労と連盟の意見が完全に対立して団体交渉が決裂するまでに十回の団体交渉を持った。その内容を簡単に説明すると次の通りである。

※第一回団交　八月廿五日
交渉委員の紹介と要求書の説明

※第二回団交　九月一日
第一次案提示　（賃金額）基準内は現行通り、基準外中「その他」の項は中央交渉としない。（標準作業量）廿七年一月—六月間の実績が百%を超えた部分の八割を現行操作に加える。（協定期間）六ケ月

※第三回団交　九月六日
組合側は第一次案を反ばくして賃金要求案の審議を迫ったが、連盟は拒否。

※第四回団交　九月九日
連盟は組合のマ・バ方式を非難、組合之に反論。

※第五回団交　九月十九日
前回同様連盟批判を反ばく、マ・バの正当性強調。

※第六回団交　九月廿五日
バスケ論議は対立のまゝ、物別れ、経過措置は連盟、第一次案の値下げ案を提示。

※第七回団交　九月二十七日
操作について連盟の理論反バク、同時に経過措置百%支払の要求書を手交

※第八回団交　九月二十九日
操作で連盟を叩く、物別れ、経過措置百%支払を強力に主張。

※第九回団交　十月二日
販売給与の交渉、連盟は各社別を主張、組合は統一交渉を主張、対立のまゝ、物別れ、基準外も全く対立、経過措置も強力に押したがまとまらず次回に持込む

※第十回団交　十月四日
全てにおいて対立遂に交渉は決裂し、九日正午までの期限付回答書手交

※第十一回団交　十月九日
期限付回答要求後、最后の日連盟の要請により団交をもつ、席上次の二次案を出す
①標作、第一次案の八割を六割加算とする。
②協定期間、六ケ月を一ケ年とする。
③経過措置　引続き審議する。
◎以上は経過の概略であるがこれによっても今次斗争に対し連盟が如何に強硬な決意と態勢を堅めているかがうかゞえる。

対点	賃上げの根拠	標準作業量	基準外	職員給与	経過措置
組合側	労働者は健康にして文化的な生活を営む権利を憲法によつて保障されている。この具体的方理が三〇〇〇カロリー〇〇のマ・バ方式によるもので、坑外一五、七三二円、坑内二五、四五七円の要求である。	従来迄の操作は、実績が基準である為、八時間ぎり〳〵働いても標作の突破は困難で、[illegible] [illegible] ±13% その他の職種は採炭夫に準じ各社各山にて	大手十七社で統一（中央）交渉を行う、割増率は早出残業四十%、深夜三十五%、公休出勤六十%、特殊公休出勤一二〇%（北海道はすでにこの特率を獲得している）	1、各社別の職員賃金の上昇率で決める。 2、その他の項目については職員賃金要求書に準じる。 3、職員賃金と同時に解決したい。	現行通り一〇〇%の仮払
連盟側	賃金の決定は、[illegible]	現在の標作は[illegible]年十一月に[illegible]二割[illegible]各社の[illegible]ならない。	各社の基準外協定の実情が異なるために統一交渉は出来ない。	1、各社別の職員賃金の決定に準じて適当なバランスをとる。 2、その他の項目については[illegible]組合の要求を尊重[illegible]協議決定[illegible]	九日、前協定による個人別計算の九六%を仮払す。

教宣資料 9

秋季斗争状況一覧表

1952.10.26 教宣部

組合名	現行賃金	要求賃金	斗争状況
電産	12.800円	20.055円（最低8.000円） 全物量方式 中労委調停案＝平均15.400円 最低5.600円	要求提出4.14 中労委調停9.6 9.6以降部分スト 9.24以降電源スト 9.24会社拒否 10.1白紙回答 10.2電源スト 10.7・10.11 〃 拒否、調停反対、国鉄全斗争と共に斗う
全日通	12.780円	24.832円 全物量方式・	8.20要求提出 8.30会社拒否 9.12中労委調停申請 9.14臨時大会、スト決定 9.25交渉物分れ（短期（越冬）資金打切りとからんで斗争中
海員	職種別最低賃金制 普通船員本給5.000円 最高 〃 7.900円	平均本給13.700円 乗船中22.000円 初任本給6.750円）（初任乗船中） 11.000円 7月以降実施	7.9 要求提出 目下団体全斗争の継続中 11月までに賃金交渉具体化の予定
国鉄	10.984円	17.100円	8.13 仲裁裁定（13.400円）
全専売	10.400円	16.620円（8月以降）	7.31 調停案（14.000円）拒否して仲裁申請中 近日中に裁定の予定
機器電機労連	大手14.500円 （日立）15.843円 （安川）14.800円 （明電舎）15.502円 （三菱電機）15.205円 （芝浦大船）14.208円 全物量方式	統一要求19.920円 — 20.000円 — 18.000円 — 18.360円 — 18.262円 — 18.642円 東芝 17.737円	要求提出 日立8.22 安川9.5 明電舎9.8 三菱9.10 芝浦9.10
全国電機	（日本無線）14.768円 （東芝）14.360円 （神戸工業）11.600円 （松下電工）12.000円	本部標準案 19.292円 熟手本部標準案（30才、55才）80万円 — 16.000円 — 19.500円 — 13.340円 — 13.560円	要求提出 日本無線9.15 東芝9.27 神戸工業7.14 松下電工7.25 電器電機、全国電機、東芝で三社共斗を組む
全国金属		最低18才8.000円 3人標準19.920円 マーケット、バスケット理論生計費方式	9月下旬要求 金属関係他労組と共斗
私鉄	13.614円	最低3.000円アップ 最低手取り＝18才＝8.200円（東京水準）	10.25各単組一せい要求 11.10までに斗争態勢集約 11.15臨時大会で斗争方針決定
全造船	大企業平均14.120円 中小企業平均13.500円	大企業17.000円 中小企業15.000円 全物量方式理論生計	要求提出 笠戸9.17 川崎造船9.25 東北ドック9.15 （浦賀外拒否）
官公労	10.062円	最低18才8.000円 平均16.800円 マケ、バス方式	8.1人事院勧告（13.515円） 日教組、全逓、全財務等と統一要求で斗争中
官労	10.062円	最低18才9.970円 平均18.853円	8.1人事院勧告（13.515円）
自治労連	10.062円	本部案、マケ、バス方式 最低8.150円 （18才独身男子）一般各地方自治体交渉	各単組独自作製、地方首長に要求中 地方自治体労組に共斗させる斗いを強めると共に、10月中に全国統一行動を行う
合成化学	14.000円 ～15.000円	本部案最低8.000円 組合数の1/3位が同手で要求、1/3は標準20.000円で統一要求中	今月下旬スト 25.000人参加 新日窒水俣、マケ、バス方式19.679円（4人家族）要求中 東洋高圧 15.000円要求中
全自動車	大手14社平均 15.599円 イスズ、ニッサン、トヨタ＝17.000円	本部案 マケ、バス方式 標準者13.000円（平）三人世帯26.000円 熟練度に応じて六段階の格差をつける	11月上旬斗争のヤマをもってゆく
全繊維	化繊 初任給 4.450円	本部標準案マケ、バス方式（15才女子） ○麻＝初任給4.600円 食費1.350 ○化繊＝5.490円（初任） ○羊毛＝越冬一時金を含めて9月以降アップ一ヶ月分暫定要求 ○綿系＝女子平均、都市地区、日給230円（山） 食費月1.350円（9月から）	○ 麻 9.10 要求提出 9.27 労働省に調停依頼 ○ 化繊9.28 団交申入 ○ 綿系9.25 交渉開始 ○ 羊毛 10月中旬要求予定 値上げ斗争 ○ 綿紡部会は秋季斗争見送り
金属		最低8.000円	9月下旬要求 10月中に獲得する
日放労		17%アップ（含料給分）	来春要求
紙パルプ		(1) 統一斗争で個別斗争をやる (2) 賃金理論の確立	
全国ガス	16.561円	本部案 物量方式 (A) 20.000円 (B) 14.000円 (C) 13.000円 (D) 11.000円	要求提出 10.20
全硝		一時金7.000円 実質9.000円 協約、夏手	約大手5社 9.28までに要求

選挙法の解説

1953·3·31

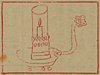

大之浦労組

内　容

1、選挙運動の期間 …… 1
2、選挙事務所 …… 1
3、特定人の選挙運動の禁止 …… 1
4、戸別訪問 …… 1
5、署名運動 …… 2
6、飲食物の提供 …… 2
7、気勢を張る行為 …… 2
8、自動車、船舶、拡声器の利用 …… 2
9、文書、図画の頒布 …… 2
10、文書、図画の掲示 …… 2
11、新聞、雑誌の評論 …… 3
12、衆議院公営立会演説会 …… 3
13、個人演説会 …… 4
14、演説会若しくは演説の制限 …… 4
15、街頭演説会及び連呼行為 …… 5
16、公営による文書、図画の頒布並びに掲示 …… 5
17、国又は地方公共団体による住宅の供与 …… 5
18、選挙運動期間の政党その他の政治団体の政治活動 …… 6
19、其の他の選挙運動の制限 …… 6

一、選挙運動の期間

最大限二十五日間、最小限十五日間、これから立候補届出期間等の関連から次の様になる。

公告又は告示	立候補〆切	立候補届出期間	選挙運動期間
選挙期日前二十五日	選挙期日前十五日	公示又は告示の日から十日間	最大限　廿五日間 最小限　十五日間

二、選挙事務所

1、設置及び届出

立候補及び推薦届出者のみ選挙事務所を設置することができる。設置については必ず当該選挙管理委員会に届出しなければならない。また選挙期間中事務所を移動することができるが、この場合も届出がいる。投票当日は投票所を設けた場合の敷地から直線で三町以内に設置することはできない。数名の候補者が共同で一つの選挙事務所を設置することもできるが、この場合各候補者がそれぞれ一個の事務所を設置したものと認められ、各候補者がそれぞれ届出を要する。

2、設置し得る数

原則として一ケ所、ただし政令の定めるところによって五ケ所迄設けることができる。

3、休憩所その他類似の設備

右の設備を選挙運動のために設けることはできない。

三、特定人の選挙運動の禁止

1、左の者は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることはできない

(イ)、投票管理者、(ロ)、開票管理者、(ハ)、選挙長及び選挙分会長

2、左の者は、在職中選挙運動をすることはできない。

(イ)、選挙管理委員会委員、職員、(ロ)、裁判官、(ハ)、検察官　(ニ)、会計検査官　(ホ)、公安委員会委員、

(ヘ)警察官及び同吏員　(ト)　収税官吏及び徴税吏員

3、年令満二十年未満のものは選挙運動をし、またこれを使用して選挙運動をすることはできない。

ただし、労務に使用することは妨げない。

4、学校の長及び教員は学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできない。学校の事務職員、PTAの役員は右に含まれない。また、教育上の地位とは直接担任関係のない同一学校の教員と児童・学生・生徒についても認められる。

5、一般職の国家公務員は公職選挙法にいう選挙運動はもちろん、一般政治行為も禁止されている。

6、一般職の地方公務員は、一定の区域において選挙運動をすることはできない。この一定区域とは公立学校の職員については、その学校の設置者である地方公共団体の区域（特別市が設置する小・中学校、幼稚園に勤務する職員はその区の区域）であり、公立学校の職員以外の職員については、その職員の属する地方公共団体の区域（地方事務所、支庁、区に勤務する職員はその管内）をいう。

四、戸別訪問

1、戸別訪問は候補者を含めて全面的に禁止、また、どんな方法をもってしても、選挙運動のために戸別に懇談会の開催、もしくは演説を行うことについて告示したり、特定の候補者の氏名、もしくは、政党その他の政治団体の名称をいいあるくことはできない。

2、いままでは、候補者自身が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは認められていたが、保守党はこれを利用して、随分あくどい戸別訪問を行ってきた。こんどの改正ではこれも含めて全面的に禁止されたのだから、十分、監視する必要がある。この例外を廃止した理由は、他家に対いする訪問が、選挙運動としての訪客であるか、社交上の訪問であるかの判定が困難で、前記のような悪用者が多かったのである。

3、戸別の解釈について

戸別とは連続して二以上の住居につき、訪問することを指適するものにして必ずしも数名、もしくはそれ以上の訪問を必要とするものにあらず（昭、六、三、五—大審院判決）。また判例は「二人の選挙人宅を同時を異にして訪問する場合も連続の戸別と断定している。また選挙人の住宅だけでなく、その事務所等に対する訪問も戸別訪問と認定される。

五、署名運動

何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできない。これは、戸別訪問の禁止の趣旨を拡張し、脱法行為をおさえる目的で新しく挿入されたものと思われる。

六、飲食物の提供

選挙事務所などにおいて湯茶ならよいが、飲食物を提供することは禁止されている。これは買収、きょう応を取締るためであり、運動員に対し弁当をやる等については注意しなければならない。勿論労務者に対する実費弁償のようなものはこの適用外である。

七、気勢をはる行為

自動車を多数連ねていくとか、隊伍をくんでデモする等は禁止されている。しかし、これは程度の問題で消極的になる必要はない。また「選挙運動のために」とあるから、特定候補者の為にする選挙運動と認められない限り、単なる党勢拡張の為の行進等は違反とならない。しかしこんどの改正で、連呼行為及び政党の政治活動に制限が加えられたから、この適用を免れる行為の幅はせばまった。

八、自動車、船舶、拡声機の使用

1、選挙運動のために、自動車一台、または船舶一隻及び拡声機一個使用出来る。

2、使用にあたっては、当該選挙管理委員会の発行する証明書を携行し、規定の表示が必要である。トラックを乗用として使用する場合は、出発地警察署長の許可がいる。

3、拡声機一揃とは、装置一組のことをいい、社会通念上一揃とみられる両端で一つのマイクロホンに対し、数個のスピーカが接続している場合でも一揃とみられよう。予備一揃もつことも違法である。

九、文書、図書の頒布

1、選挙運動のために使用する文書は、一万枚の通常はがき以外一切頒布を禁止されている（罰料）・第三者の推薦状もこの範囲内で行うことができる。

2、演説会の連絡、選挙運動員相互の情報交換等のいわゆる選挙事務所連絡用文書は適用外

3、回覧板その他の文書図画または看板（プラカードを含む）の類を多数の者に回覧させることもできない

一〇、文書、図書の掲示

1、次のもの以外は掲示できない。

イ、選挙事務所を表示するポスター、立札、提燈、看板の類

ロ、運動用自動車、拡声機または船舶に使用するポスター、立札、提燈、

ハ、個人演説会、街頭演説会の場所においてその演説中使用するポスター、立札、提燈、看板の類、個人演説会の場所においては演説会告知用のタブロイド型ポスター（一人に付千二百枚、管理委員会から交付）と提燈（一個に限る）及び公営による立札（一個に限る）の掲示だけが認める。

ニ、連呼行為に使用される自動車以外の諸車に使用するポスター、立札及び提燈の類、

２、個人演説会告知用のポスターは、橋梁、電柱、公営住宅その他命令で定めるもの以外の国、地方公共団体、日本国有鉄道、または日本専売公社が所有し管理するものには掲示できない。他人の工作物に掲示するときは管理人または所有者の承認がいることはいうまでもない。選挙事務所表示用の文書、図画、演説告知用のポスターは、投票当日も告知できる。但し投票所から一丁以内にあるポスターは、当日管理委員会が撤去する。

３、ここにいう立札及び看板の類は縦二百七十三糎、横七十三糎をこえることができず、提燈の類は高さ八十五糎、直径四十五糎以内で、またその数は左の各号により使用を許されている場合にはそれぞれ一個と規定されている。

尚、立札と看板との違いは足の有無によって区別される。この点とくに選挙用自動車等の立札に留意する必要がある。

アドバルン、ネオンサイン、または電光による表示、スライドその他の方法による映写の類を掲示することはできない。

４、何人も選挙運動期間中は、著述演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、候補者の氏名、政党その他団体の名称または候補者を推薦し、支持しもしくは反対する者の名を表示する文書図書の頒布、掲示はできない。また候補者の氏名、政党その他の団体の名称または候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、もしくは候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内に頒布又は掲示することはできない。

二、新聞雑誌の報道及び評論

１、新聞（これに類する通信類を含む）雑誌の報道、評論は真実で公正である限り一切自由、また新聞雑誌の販売業者がこれを通常の方法で頒布し、または選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。しかし、この新聞、雑誌は選挙運動中に限り左の条件を備えていなければならない。

(イ)、新聞紙は毎月三回以上、雑誌は毎月一回以上号を追って定期的に発行するものであること。

(ロ)、第三種郵便物の認可のあるものであること。

(ハ)、選挙期日の公示又は告示の日前六ヶ月以来、(イ)、(ロ)に該当し、引続き発行するものであること

また(イ)、(ロ)、(ハ)の条件を備えている新聞、雑誌の発行者が、これとは別に発行する新聞、雑誌は、(イ)、(ロ)が条件を備えておれば（即ち六ヶ月以前から発行していなくとも）前記、新聞、雑誌の範囲に入る

例、週間朝日、サンデー毎日等も選挙に関しては評論は自由なわけである。

２、何人も当選を得、もしくは得しめない目的をもって、供与、饗応、約束、強要によって選挙に関する報道及び評論を新聞、雑誌に掲載したり、もしくは掲載することはできない。

３、候補者又は選挙運動に従事する者は、当選を得、もしくは得せしめ、又得せしめない目的をもって新聞、雑誌に対する編集上又は経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道、及び評論を掲載し、または掲載させることはできない。

４、新聞及び雑誌は選挙に関し公職につくべきものを予想する人気投票の経過または結果を掲載してはならない。

５、候補者は、全選管が定める寸法で、どれか一つの新聞に選挙期間中一回に限り、選挙に関する広告をすることができるが、その頒布については１、項を準用する。

広告内容、新聞のせんたくは自由で広告料金は無料である。

三、義務制公営立会演説会

１、市町村は立会演説会開催の義務を負う。ただし

イ、市においては人口おおむね四万毎を一単位として行うこと。

ロ、町村においては、人口おおむね四千以上で都道府県選管の指定するもの

２、演説の出来るのは原則として候補者であるが、代理の場合は一回につき一人に限り認められる。

三分の一という制限がなくなつて、全部に認められたことになる。参加を希望する候補者は当該選管に指定期日までに参加希望個数を申出ること、回数は、開催する一市町村または一単位毎に、候補者一人につき一回ある。演説会に定めた数以上の参加希望候補がある場合は、申出順または抽選で参加者を決定する。参加出来なかつたものについては選管が別に立会演説会を実施する。いずれの場合も演説の順序は、選管がくじできめる

(3)、都道府県の選管は、市町村の選管と協議して、立会演説会開催の日時、会場、一回の演説会における演説者の数、時間をきめ公示または告示の日から三日以内に告示しなければならない。この場合県内の政党またはその支部その他の関係者の意見を聴取することができる。（この点積極的に意見をだすべきである）

なお、（２）の割当後に立候補したものでも選管に参加申出をすれば、選管が日時、会場演説の順序を希望の順位を参酌して決定し告示する。

(4)、市町村選管は、開催前二日までに演説会を開催すべき一町村、または一単位につき五十個所以上、見易い場所に開催日時会場、出場候補者氏名、党派別を掲示すると共に、また個々の会場にも氏名党派別を表示する義務を負う。

(5)、市町村の選管委員またはその指定したものは、会場の妨害秩序破壊者を制止、退場させることができ警察官または吏員の処分を請求することができる。

一三 個人演説會

(1)、公営施設及びそれ以外の施設（建物及び構内）を使用して行う個人演説会の開催はそれがどんな名義（座談会、候補者が共同して行う演説会等）であつても回数は六十回以内とし、候補者が共同ないし合同して行う場合でも回数の計算は各候補者につき夫々一回とみなされる。

また、天災その他不可抗力による場合のほか、届出者の演説会を行わなかつた場合でも夫々一回として計算される。

(2) 個人演説会を公営の施設（学校、公会堂、議事堂それ以外の市町村選管が指定する施設）で行う場合は、候補者一人につき、同一施設毎に一回を限り無料である。

(3)、個人演説会を開催しようとするときは、開催日前二日までに使用する施設、日時、候補者氏名を文書で市町村選管に届出ると共に、都道府県選管が定める回数の確認を受けなければならない。

(4)、個人演説会においては候補者以外の者も演説することができる。候補者以外の者の中には応援・代理等も含まれる。

(5)、市町村選管は開催当日、その候補者の氏名、党派別ならびに日時、会場を表示する立札一ケを会場前の公衆の見易い場所に掲示する義務がある。

(6)、候補者は演説会告知用ポスターを掲示出来る。これは印刷して各候補者に千二百枚ずつ交付される。このポスターの掲示個所及び撤去については（一〇）文書図画の掲示の（２）を参照（一箇の演説会に何枚掲示するかは千二百枚の範囲で自由、六十回の演説に平均して使用すれば一回二〇枚になる）このほか、会場外には、ちようちんを一個だけ掲示することができる。

(7)、個人演説会においては録音盤による演説ができるが、われわれにはあまり関係がない。

(8)、個人演説会は義務公営立会演説会の場合と同じく、その例外規定として①国、地方公共団体日本国有鉄道、日本専売公社の所有または管理する建物②汽車、電車、乗合自動車、船舶、および停車場その他の鉄道地内、③病院、診療所その他の療養施設でもできる。

一四 演説会もしくは演説の制限

(1)、義務制公営立会演説会開催当日は、何人も同会場から三町以内の区域において選挙運動のためにする演説会を開催することはできない。街頭演説もまた同じ

(2)、公営立会演説会および個人演説会以外の選挙運動のためにする演説（街頭演説）は（一三）の（８）の建物および場所では出来ない。

(3)・この法律でさめられた立会演説会および個人演説会以外の選挙運動のためにする演説会はどんな名義でも開催できない。したがって、新聞社等の主催による立会演説会も参加者にとっては、選挙運動のためにすることにはかわりがないからこの適用をうけ開催できない。

一五　街頭演説会及び連呼行為

(1)・街頭演説会（屋内から街頭へ向ってする演説を含む）は演説者がその場所に止り、当該選管から交付された証明書と標旗（候補者一人につき各一）をもって行うことができる。

(2)・公営立会演説会当日は同会場から三町以内で街頭演説会が出来ない事は「演説の制限」のところで述べた通り。

(3)・前記(1)の標旗を掲げ、選挙運動用自動車もしくは船舶（(4)に規定された）または自動車以外の諸車（道路交通取締法第二條第四項諸車の定義参照）の上においてのみ候補者名、政党名、演説会もしくは街頭演説の告知を連呼することができる。即ち、この條件において連呼ができるわけである。この場合自動車以外の諸車のなかには自転車などが含まれる。また、この諸車の台数には制限がないから使用する運動員の制限数からいって十五名以下の自転車隊は標旗を掲げる限り連呼ができるものと考えられる。

(4)・街頭演説及び連呼に従事する運動員は、運転手、助手その他の労務者をふくめ十五人以下で当該選管の定める腕章をつけなければならない。

(5)・街頭演説、連呼行為はともに午後九時から翌日の午前六時までの間は一切禁止

一六　公営による文書図画の頒布並びに掲示

(1)・選挙公報

イ、都道府県選管は、選挙公報を選挙区ごとに一回発行する。

ロ、掲載を希望する候補者は選管の指定する期日までに文書で申請しなければならない。掲載文の字数は、千五百字以内、超過する部分は削られる。

ハ、掲載順序は選管がクヂで決める。これに立合うことはできる。選挙公報は、選挙人の属する世帯に選挙期日前五日までに配布される。無投票当選、または特別の事情がない限り発行は中止されない。

(2)・候補者の氏名等の掲示

市町村選管は候補者の氏名、党派別を公衆の見易い場所に三ケ所以上五ケ所以内掲示する

掲示期間は、選挙期日前十日から選挙の当日まで

(3)・投票記載所の氏名等の掲示

市町村選管は、選挙期日、投票所内に候補者の氏名、党派別の掲示をする。掲載順序は選管がクヂできめる。

(4)・個人演説会表示の立札

(イ)個人演説会の項参照

一七　国又は地方公共団体による便宜の供与

(1)・交通機関の利用

選挙運動期間中関係区域内に限って日本国有鉄道、国鉄自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用できる通じての十五枚の特殊乗車券を無料で交付される

（通じて十五枚とは、各種交通機関毎に通用する特殊乗車券の合計枚数が候補者一人に付十五枚という意味で、十五枚の各交通機関の内訳は候補者の希望で決定する）

(2)・燃料および用紙の有償

選挙運動用ガソリンは有料で個人演説会告知用のポスターの用紙は無料で斡旋ないし交付される。

しかし二つとも前より自由になったのでそれほど大きな問題でなくなった。

六、選挙運動期間中

の政党その他の政治団体の政治活動選挙運動期間中に限り全國を通じて二十五人以上の所屬候補者を持つ政党とその他の政治団体のみが左の規定によって政談、演説会の開催、街頭演説および連呼、宣伝、告知の為の自動車の使用、ポスターの掲示ならびに新聞紙の頒布および掲示が出来る。

1、政談演説会の開催、一選挙区に付き一回だけ認められる。

2、街頭演説、及び連呼。(3)に規定する自動車上（、時間制限は（一六）の（五）が準用される，

3、政策の普及宣伝及び演説の告知の為に使用する自動車。

政党その他の政治団体の本部支部を通じて次の区分による台数

イ、所屬候補者が廿五人以上百人未満の場合　三台以内
ロ、〃　百人以上二百人未満の場合　五台以内
ハ、〃　二百人以上の場合　八台以内

この自動車に使用する証明書と表示については（八）の（之）を準用

4、ポスターの掲示

政策の普及宣伝及び演説の告知の為に一選挙区につき千枚以内に限り掲示しうる。掲示ケ所は（一〇）「文書、図画の掲示」の（之）が準用される。また当該選管の検印が必要であり型はタブロイド型（長さ四十一糎、幅二十八糎）を超えてはならない。　ポスターには如何なる名義をもってするを問わず当該選挙区の候補者の氏名は記載出来ない。

5、機関紙の頒布及び掲示，当該政党その他の政治団体の本部で直接発行し、かつ通常の方法で頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で自治庁長官に届出たものの何れか一つに限り、選挙運動に関する報道、評論は真実で公正である限り自由で通常の方法で頒布し又は選管の指定する場所に掲示する事が出来る。届出には発行紙誌の名称、編集人、発行人氏名の記載が必要である。

右の四つの規定の適用をうけやうとする政党及び政治団体は所屬候補者の氏名を追記し自治庁長官に申請しその確認書の交付をうけねばならない。

七、其の他の選挙運動の制限

2　選挙当日の選挙運動

これも禁止されている。但例外として投票所の入口から三町以外の区域にある選挙事務所とそれを表示する文書、図画は撤去しなくてよい。

3、選挙期日後の挨拶行為

当選又は落選に関し選挙人に対し次の行為をすることは禁ぜられている。

イ、戸別訪問　ロ、自筆以外の文書、図画を頒布し掲示する事。　ハ、新聞紙又は雑誌の利用、
ニ、当選祝賀会その他の集会の開催　ホ、自動車を連ね隊伍を組む等気勢を張る行為
ヘ、答礼として当選人の氏名又は政党、その他政治団体の名称をいい歩るく事

終り

調査年報

昭和27年8月
昭和28年9月

目次

月末在籍人員調 ―――― 1
基準一方当請負給調 ―――― 13
基準一方当基準賃金調 ―――― 18
基準一方当總收入調 ―――― 30
平均賃金推移表 ―――― 42
退職者職種別事由別調 ―――― 45

貝島大之浦労組給対部

月末人員調

項目				浦　計														本　社													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男	1862	1911	1913	1911	1985	2007	2052	2046	1997	2002	1931	1850	1812	1839														
		仕繰夫	男	2031	2032	2019	2015	2017	2039	2069	2069	2049	2045	2039	2020	1989	1965														
		掘進夫	男	1198	1219	1215	1214	1216	1283	1292	1280	1286	1287	1306	1359	1312	1240														
		直接夫計	男	5091	5162	5147	5140	5218	5329	5413	5395	5332	5334	5276	5229	5113	5044														
		棹取夫	男	332	333	329	330	329	326	331	331	331	326	322	316	312	316														
		請負給夫計	男	5423	5495	5476	5470	5547	5655	5744	5726	5663	5660	5598	5545	5425	5360														
	定額給夫	運搬夫	男	36	36	36	36	36	35	35	36	35	35	35	35	35	35														
		機械夫	男	335	335	333	333	333	335	339	339	343	346	341	340	338	334														
		電気夫	男	99	98	98	98	98	98	98	99	99	98	98	98	98	98														
		工作夫	男	110	109	110	110	110	110	112	112	112	112	112	112	112	110														
		雑役夫	男	142	130	132	132	132	134	135	134	132	133	133	133	130	128	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
		定額給夫計	男	722	708	709	709	709	712	719	720	721	724	719	718	713	705	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
	間接夫計		男		1041	1033	1049	1038	1038	1050	1051	1052	1050	1041	1034	1025	1021	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
	坑内夫計		男	6145	6203	6185	6179	6256	6367	6463	6446	6384	6384	6317	6263	6138	6065	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
坑外夫	露天夫		男	41	39	39	39	39	38	38	38	38	38	37	37	35	35	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
			傭																												
			女	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16														
			計	58	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	53	51	51														
	坑外夫計		男	2173	2160	2160	2158	2161	2158	2177	2173	2177	2168	2156	2142	2128	2099														
			傭	65	62	58	58	52	51	41	35	56	54	51	49	45	42														
			女	692	684	679	671	672	659	659	660	648	649	648	649	640	628														
			計	2930	2906	2897	2887	2885	2868	2877	2868	2881	2871	2855	2840	2813	2769														
坑内外合計			男	8318	8363	8345	8337	8417	8525	8640	8619	8561	8552	8473	8405	8266	8164	252	250	247	247	251	252	258	258	260	261	261	260	262	260
			傭													45	42	20	19	19	19	15	15	12	9	14	15	14	13	11	10
			女	757	746	737	729	724	710	700	695	704	701	699	698	640	628	43	42	42	42	43	40	41	41	41	42	43	43	42	42
			計	9075	9109	9082	9066	9141	9235	9340	9313	9265	9255	9172	9103	8951	8834	315	311	308	308	309	307	311	308	315	318	318	318	315	312

月末人員調

項目				浦計														本社													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	選炭夫	女	212	209	206	206	206	201	199	199	197	197	196	196	191	187														
		操柝夫	男	571	589	588	587	585	583	582	580	577	573	569	560	548	535														
			係																												
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4														
		坑木仲仕	男	35	35	34	34	34	35	35	35	35	33	33	33	33	33														
			女	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3														
		請負給夫計	男	626	624	622	621	619	618	617	615	612	606	602	593	581	568														
			係																												
			女	219	216	213	213	213	208	206	206	204	204	203	203	198	194														
	定額給夫	運搬夫	男	118	117	119	119	118	118	119	115	117	115	114	113	114	109	14	14	14	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
			係																												
			女	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		機械夫	男	412	415	414	413	412	413	415	415	416	415	413	411	410	406	57	60	60	60	61	62	63	62	62	62	61	61	61	61
			係	18	17	16	16	15	14	11	10	15	14	14	13	12	11	2	2	2	2	1	1								
		電気夫	男	130	130	131	131	133	132	135	134	135	135	135	136	137	138	30	29	28	28	30	30	30	28	28	30	30	31	32	32
			係	17	16	15	15	13	13	10	10	18	18	18	17	16	15	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	1		
		工作夫	男	395	398	399	399	402	401	411	414	416	415	412	412	411	408	93	92	90	90	90	90	95	98	100	100	101	100	101	101
			係	20	19	18	18	17	17	14	10	19	18	17	17	16	15	13	12	12	12	12	12	10	7	12	13	12	12	11	10
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
		雑役夫	男	451	437	436	436	438	438	442	442	443	444	443	440	440	435	47	43	43	43	44	45	45	47	47	47	47	47	47	46
			係	10	10	9	9	7	7	6	5	4	4	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0								
			女	442	437	435	427	428	420	422	423	413	413	413	415	411	403	40	39	39	39	40	37	38	38	38	38	39	39	38	38
		定額給夫計	男	1506	1497	1499	1498	1503	1502	1522	1520	1527	1524	1517	1512	1512	1492	241	238	235	235	239	240	246	247	249	250	250	249	251	249
			係	65	62	58	58	52	51	41	35	56	54	51	49	45	42	20	19	19	19	15	15	12	9	14	15	14	13	11	10
			女	456	451	449	441	442	434	436		427	428	428	430	426	418	43	42	42	42	43	40	41	41	41	42	43	43	42	42
	坑外計		男	2132	2121	2121	2119	2122	2120	2193	2135	2139	2130	2119	2105	2093	2064	241	238	235	235	239	240	246	247	249	250	250	249	251	249
			係	65	62	58	58	52	51	41	35	56	54	51	49	45	42	20	19	19	19	15	15	12	9	14	15	14	13	11	10
			女	675	667	662	654	655	642	642	643	631	632	631	633	624	612	43	42	42	42	43	40	41	41	41	42	43	43	42	42
			計	2872	2850	2841	2831	2829	2813	2822	2813	2826	2816	2801	2787	2762	2718	304	299	296	296	297	295	299	297	304	307	307	305	304	301

月末人員調

項目				病院														二坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9														
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男															391	409	404	404	400	403	434	447	445	446	398	393	379	370
		仕繰夫	男															350	343	340	340	345	349	345	343	343	342	340	333	324	324
		掘進夫	男															196	202	210	210	211	243	231	217	211	217	248	243	234	229
		直接夫計	男															937	954	954	954	956	995	1010	1067	999	1005	986	969	937	923
		棹面夫	男															62	62	62	62	61	61	61	61	62	62	62	60	57	56
		請負給夫計	男															999	1016	1016	1016	1017	1056	1071	1068	1061	1067	1048	1029	994	979
	定額給夫	運搬夫	男															6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6
		機械夫	男															59	61	61	61	61	60	61	61	62	61	59	60	60	58
		電気夫	男															17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16
		工作夫	男															24	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
		雑役夫	男															17	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		定額給夫計	男															123	119	120	120	120	118	120	120	121	119	117	118	118	116
	間接夫計		男																181	182	182	181	179	181	181	183	181	179	178	175	172
	坑内夫計		男															1122	1135	1136	1136	1137	1174	1191	1188	1182	1186	1165	1147	1112	1095
坑外夫	露天夫		男																												
			保																												
			女																												
			計																												
	坑外夫計		男																												
			保																												
			女																												
			計																												
坑内外合計			男	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1				1480	1488	149	1494	1495	1532	1551	1546	1543	1545	1523	1505	1476	1451
			保															10	9	6	6	6	6	5	4	8	7	7	7	7	6
			女	46	44	44	36	36	38	38	40	33	33	33	36	36	35	109	107	106	106	108	103	105	107	105	106	106	106	106	103
			計	48	46	46	38	38	39	39	42	34	34	34	36	36	35	1519	1604	1606	1606	1609	1649	1661	1657	1656	1658	1636	1619	1583	1568

月 末 人 員 調

項目				病院														二坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	選炭夫	女															38	38	38	38	38	38	37	37	36	36	36	36	36	34
		捲扱夫	男															124	128	128	128	128	128	127	126	127	126	126	126	125	124
			係																												
			女																												
		坑木仲仕	男															7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			女																												
		請負給夫計	男															131	135	135	135	135	135	134	133	134	133	133	133	132	131
			係																												
			女															38	38	38	38	38	38	37	37	36	36	36	36	36	34
	定額給夫	運搬夫	男															33	30	31	31	30	31	31	30	31	30	30	30	30	30
			係																												
			女															3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		機械夫	男							0	1	0	0	0				51	52	52	52	52	52	52	52	52	51	51	51	51	50
			係															1													
		電気夫	男															19	18	19	19	19	19	20	20	20	20	20	20	20	21
			係															4	4	3	3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	2
		工作夫	男															55	55	57	57	57	57	58	58	58	57	59	59	59	58
			係															2	2		1	1	1	1	1	4	3	3	3	3	3
			女																												
		雑役夫	男	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1				69	63	64	64	65	64	65	65	66	66	65	65	66	66
			係															3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
			女	46	44	44	36	36	38	38	40	33	33	33	36	36	35	68	66	65	65	67	67	65	67	66	67	67	67	67	66
		定額給夫計	男	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1				227	218	223	223	223	223	226	225	227	226	225	225	226	225
			係															10	9	6	6	6	6	5	4	8	7	7	7	7	6
			女	46	44	44	36	36	38	38	40	33	33	33	36	36	35	71	69	68	68	70	70	68	70	69	70	70	70	70	69
	坑外計		男	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1				358	358	358	358	358	358	360	358	361	359	358	358	358	356
			係															10	9	6	6	6	6	5	4	8	7	7	7	7	6
			女	46	44	44	36	36	38	38	40	33	33	33	36	36	35	109	107	106	106	108	108	105	107	105	106	106	106	106	103
			計	48	46	46	38	38	39	39	42	34	34	34	36	36	35	.477	469	470	470	472	472	470	469	474	472	471	471	471	465

月末人員調

項目				三坑														東三坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9														
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男	148	167	166	166	203	206	204	202	203	201	195	194	185	181	162	164	163	162	173	178	179	172	161	167	166	166	145	158
		仕繰夫	〃	253	252	251	250	251	249	249	249	252	249	249	246	244	244	237	238	240	240	237	238	241	241	243	242	240	239	237	230
		掘進夫	〃	316	328	325	324	319	336	336	335	347	361	358	359	349	341	140	144	140	140	141	138	145	151	158	151	151	150	165	154
		直接夫計	〃	717	747	742	740	773	791	789	786	802	811	802	799	778	766	539	546	543	542	551	554	565	564	562	560	557	555	547	542
		特殊夫	〃	85	85	82	82	82	80	83	83	81	79	78	77	75	81	32	33	33	33	33	33	33	33	33	32	29	28	28	28
		請負給夫計	〃	802	832	824	822	855	871	872	869	883	890	880	876	853	847	571	579	576	575	584	587	598	597	595	592	586	583	575	570
	定額給夫	運搬夫	〃	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
		機械夫	〃	75	74	74	74	74	75	75	74	75	77	75	75	74	73	37	37	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36
		電気夫	〃	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12
		工作夫	〃	15	15	15	15	15	15	17	17	17	17	17	16	16	14	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		雑役夫	〃	28	25	25	25	25	27	28	28	28	27	27	27	24	24	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15
		定額給夫計	〃	140	136	136	136	136	139	141	141	142	143	141	140	136	133	84	84	82	82	82	84	83	83	83	81	81	81	81	81
	間接夫計		〃		221	218	218	218	219	224	224	223	222	219	217	211	214		117	115	115	115	117	116	116	116	113	110	109	107	109
	坑内夫計		〃	942	968	960	958	991	1010	1013	1016	1025	1033	1021	1016	988	980	655	663	658	657	666	671	681	680	678	673	667	664	656	651
坑外夫	露天夫		男																												
			係																												
			女																												
			計																												
	坑外両計		男																												
			係																												
			女																												
			計																												
坑内外合計			男	1224	1249	1244	1242	1270	1292	1292	1289	1307	1310	1293	1287	1258	1246	844	849	843	842	856	856	867	867	865	857	848	840	831	817
			係	7	7	6	6	6	7	5	5	6	6	6	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			女	61	61	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	58	56	51	52	52	52	52	50	50	49	48	48	47	47	45	44
			計	1292	1317	1310	1308	1336	1359	1357	1354	1373	1376	1359	1352	1321	1307	896	902	896	895	909	907	918	917	914	906	896	888	877	862

月末人員調

項目				三坑														東三坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	運炭夫	女															39	39	39	39	39	37	37	37	36	36	35	35	33	32
		掃除夫	男	5	5	5	5	5	0									139	137	136	136	141	137	137	135	134	132	130	125	125	118
			保																												
			女																												
		坑木仲仕	男	13	13	12	12	12	13	13	13	13	12	12	12	12	12														
			女																												
		請負給夫計	男	18	18	17	17	12	13	13	13	13	12	12		12	12	139	137	136	136	141	137	137	135	134	132	130	125	125	118
			保																												
			女															39	39	39	39	39	37	37	37	36	36	35	35	33	32
	定額給夫	運搬夫	男	25	23	24	24	24	24	24	23	23	23	22	22	22	21														
			保																												
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4														
		機械夫	男	72	72	73	73	73	74	72	71	73	71	70	70	70	70	12	11	11	11	11	11	10	12	12	12	12	12	12	11
			保	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
		電気夫	男	27	27	28	28	28	28	29	29	30	30	30	30	30	30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			保	4	4	4	4	4	4	3	3	5	5	5	5	5	5														
		工作夫	男	57	59	59	59	59	60	59	60	60	59	57	57	55	54	11	12	12	12	12	11	12	13	13	13	12	13	13	13
			保																												
			女																												
		雑役夫	男	83	82	83	83	83	83	82	83	83	82	81	80	80	79	26	25	25	25	25	25	26	26	27	26	26	25	24	23
			保																												
			女	57	57	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	54	52	12	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
		定額給夫計	男	264	263	267	267	267	264	266	266	269	265	260	259	257	254	50	49	49	49	49	48	47	52	53	52	51	51	50	48
			保	7	7	6	6	6	7	5	5	6	6	6	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			女	61	61	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	58	56	12	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
	坑外計		男	282	281	284	284	279	282	279	279	282	277	272	271	269	266	189	186	185	185	190	186	184	187	187	184	181	178	175	166
			保	7	7	6	6	6	7	5	5	6	6	6	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			女	61	61	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	58	56	51	52	52	52	52	50	50	49	48	48	47	47	45	44
			計	350	349	350	350	349	349	344	344	348	343	338	336	332	327	241	239	238	238	243	236	237	237	236	233	229	224	221	211

月末人員調

項目				五坑														毛勝													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	名	463	458	462	461	462	471	476	472	465	462	463	461	452	448	35	35	35	35	35	34	40	40	34	35	35	34	32	32
		仕繰夫	〃	388	390	386	385	385	390	393	391	388	390	387	384	377	375	17	17	17	17	17	18	18	18	17	16	16	17	18	18
		掘進夫	〃	147	150	150	150	149	152	145	148	147	142	143	144	141	138	44	42	42	42	42	41	41	41	41	40	40	40	40	40
		直接夫計	〃	998	998	998	976	976	1013	1014	1011	1000	994	993	989	970	961	96	94	94	94	94	93	99	99	92	91	91	91	90	90
		棹取夫	〃	55	54	53	54	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		請負給夫計	〃	1053	1052	1051	1050	1051	1068	1069	1066	1055	1049	1048	1044	1025	1016	98	97	97	97	97	96	102	102	95	94	94	94	93	93
	定額給夫	運転夫	〃	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6														
		機械夫	〃	41	41	41	41	41	41	41	41	39	42	42	41	41	41	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
		電気夫	〃	16	16	16	16	16	16	16	16	16	17	17	17	17	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		工作夫	〃	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		雑役夫	〃	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15														
		定額給夫計	〃	91	91	91	91	91	91	91	91	88	93	93	92	96	91	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6
	間接夫計		〃		145	144	145	146	146	146	146	143	148	148	147	147	146		10	10	10	10	10	10	10	7	9	9	9	9	9
	坑内夫計			1144	1143	1142	1141	1142	1159	1160	1157	1143	1142	1141	1136	1117	1107	105	104	104	104	104	103	109	109	101	100	100	100	99	99
坑外夫	雑夫		男															41	39	39	39	39	38	38	38	38	38	37	38	35	35
			係																												
			女															17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16
			計															58	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	53	51	51
	坑外夫計		男															61	60	60	60	60	59	59	58	58	58	57	57	55	54
			係																												
			女															22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	20	20	20
			計															83	82	82	82	82	81	81	80	80	80	78	77	75	74
坑内外合計			男	1509	1506	1506	1503	1506	1525	1531	1528	1514	1513	1511	1504	1483	1470	166	164	164	164	164	162	168	167	159	158	157	157	154	153
			係	14	14	14	14	13	11	9	8	12	10	8	8	7	7														
			女	165	164	161	161	161	158	156	154	154	154	154	154	153	150	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	20	20	20
			計	1688	1684	1681	1678	1680	1694	1696	1690	1680	1677	1673	1666	1643	1627	188	186	186	186	186	184	190	189	181	180	178	177	174	173

月末人員調

項目				五坑														毛勝													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2.	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	選炭夫	女	78	77	74	74	74	73	72	72	72	72	72	72	71	71														
		棹取夫	男	145	143	143	142	142	143	144	144	144	144	143	142	140	139														
			係															7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	5
			女															4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		坑木仲仕	男	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8														
			女	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3														
		請負給夫計	男	153	151	151	150	150	151	152	152	152	152	151	150	148	147	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	5
			係																												
			女	81	80	77	77	77	76	75	75	75	75	75	75	74	74	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	定額給夫	運搬夫	男	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17							1	1	1	1	1	1	1	1
			係																												
			女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														
		機械夫	男	57	57	58	57	57	58	60	60	60	61	60	59	59	58	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
			係	5	5	5	5	5	4	2	2	5	4	4	4	4	4														
		電気夫	男	23	23	23	23	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22														
			係	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3														
		工作夫	男	50	49	49	49	51	51	52	52	53	52	51	51	51	52	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			係	3	3	3	3	2	2	2	1	1																			
			女																												
		雑役夫	男	64	65	65	65	65	65	66	66	65	66	68	68	68	67	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
			係	5	5	5	5	5	4	4	4	3	3	1	1																
			女	83	83	83	83	83	81	80	78	78	78	78	78	78	75	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		定額給夫計	男	212	212	213	212	214	215	219	219	219	219	219	218	218	216	13	14	14	14	14	14	15	14	14	14	14	14	14	14
			係	14	14	14	14	13	11	9	8	12	10	8	8	7	7														
			女	84	84	84	84	84	82	81	79	79	79	79	79	79	76	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	坑外計		男	365	363	364	362	364	366	371	371	371	371	370	368	366	363	20	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19
			係	14	14	14	14	13	11	9	8	12	10	8	8	7	7														
			女	165	164	161	161	161	158	156	154	154	154	154	154	153	150	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
			計	544	541	539	537	538	535	536	533	537	535	532	530	526	520	25	26	26	26	26	26	26	25	25	25	24	24	24	23

月末人員調

項目				採砂厚生													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男														
		仕操夫	〃														
		掘進夫	〃														
		直接夫計	〃														
		捲取夫	〃														
		請負給夫計	〃														
	定額給夫	運搬夫	〃														
		機械夫	〃														
		電気夫	〃														
		工作夫	〃														
		雑役夫	〃														
		定額給夫計	〃														
	間接夫計		〃														
	坑内夫計		〃														
坑外夫	露天夫		男														
			係														
			女														
			計														
	坑外両計		男														
			係														
			女														
			計														
坑内外合計			男	49	49	49	48	48	48	48	49	48	48	49	49	49	48
			係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
			計	54	54	54	53	53	53	53	54	53	53	54	54	54	53

項目				西五坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男	222	223	222	222	221	221	224	222	220	222	221	220	215	216
		仕操夫	〃	301	298	294	292	291	301	318	325	317	310	308	304	301	300
		掘進夫	〃	161	164	163	163	167	169	176	168	167	165	159	158	149	141
		直接夫計	〃	684	685	679	677	679	692	718	715	704	697	688	682	668	657
		捲取夫	〃	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		請負給夫計	〃	714	715	709	707	709	722	748	745	734	727	718	712	698	687
	定額給夫	運搬夫	〃	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		機械夫	〃	40	40	40	40	40	40	40	40	41	40	39	38	38	38
		電気夫	〃	15	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15
		工作夫	〃	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14
		雑役夫	〃	19	17	17	17	17	17	19	19	18	19	19	19	19	18
		定額給夫計	〃	95	92	94	94	94	93	93	94	94	94	93	92	92	91
	間接夫計		〃		122	124	124	124	123	123	124	124	124	123	122	122	121
	坑内夫計		〃	809	807	803	801	803	815	841	839	828	821	811	804	790	778
坑外夫	露天夫		男														
			係														
			女														
			計														
	坑外両計		男														
			係														
			女														
			計														
坑内外合計			男	984	982	977	975	976	988	1016	1014	1003	996	987	979	965	952
			係	5	4	4	4	4	4	3	3	6	6	6	6	6	5
			女	53	54	54	54	54	50	52	53	52	51	51	51	51	50
			計	1042	1040	1035	1033	1034	1042	1071	1070	1061	1053	1044	1036	1022	1007

月末人員調

項目				採砂厚生														西五坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9	27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	選炭夫	女																												
		棹取夫	男															34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
			係																												
			女																												
		坑木仕仕	男															2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			女																												
		請負給夫計	男															36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
			係																												
			女																												
	定額給夫	運搬夫	男															7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6
			係																												
			女																												
		機械夫	男	19	19	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	33	33	33	33	33	32	32	31	31	30	31	31	31	32
			係															2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2
		電気夫	男															8	10	10	10	10	9	10	11	11	11	11	11	11	11
			係															3	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3	3	3	3
		工作夫	男	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	25	25	25	24	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28	28	28
			係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														
			女	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		雑役夫	男	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	64	63	62	62	61	63	63	63	63	64	64	63	63	62
			係																												
			女	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	53	54	54	54	54	50	52	53	52	51	51	51	51	50
		定額給夫計	男	49	49	49	48	48	48	48	49	48	48	49	49	49	48	139	140	139	139	138	138	140	140	140	140	141	140	140	139
			係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	3	3	6	6	6	6	6	5
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	53	54	54	54	54	50	52	53	52	51	51	51	51	50
	坑外計		男	49	49	49	48	48	48	48	49	48	48	49	49	49	48	175	175	174	174	173	173	175	175	175	175	176	175	175	174
			係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	3	3	6	6	6	6	6	5
			女	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	53	54	54	54	54	50	52	53	52	51	51	51	51	50
			計	54	54	54	53	53	53	53	54	53	53	54	54	54	53	233	233	232	232	231	227	230	231	233	232	233	232	232	229

月末人員調

項目				六坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男	340	351	357	357	387	384	384	383	360	364	357	352	357	357
		仕繰夫	〃	417	426	426	426	425	422	424	420	411	417	426	433	426	416
		掘進夫	〃	139	134	130	130	132	149	163	164	159	156	153	153	146	145
		直接夫計	〃	896	911	913	913	944	955	973	967	930	937	936	938	929	918
		押搬夫	〃	55	55	55	55	55	54	55	55	55	53	53	53	54	53
		請負給夫計	〃	951	966	968	968	999	1009	1028	1022	985	990	989	991	983	971
	定額給夫	運転夫	〃	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		機械夫	〃	63	63	63	63	63	62	64	65	66	66	66	66	65	64
		電気夫	〃	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
		工作夫	〃	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
		雑役夫	〃	28	26	26	26	26	26	27	26	25	26	26	27	27	27
		定額給夫計	〃	143	141	141	141	141	140	143	143	143	144	144	145	144	143
	間接夫計		〃		196	196	196	196	194	198	198	198	197	197	198	198	196
	坑内夫計		〃	1098	1107	1109	1109	1140	1149	1171	1165	1128	1134	1133	1136	1127	1114
坑外夫	鉱夫夫		男														
			保														
			女														
			計														
	坑外両計		男														
			保														
			女														
			計														
坑内外合計			男	1504	1519	1517	1517	1547	1554	1579	1571	1534	1537	1534	1534	1516	1499
			保	7	7	7	7	7	7	5	4	8	8	8	8	7	7
			女	123	120	119	119	118	116	118	117	116	116	116	115	112	110
			計	1634	1646	1643	1643	1671	1676	1702	1692	1658	1661	1658	1657	1635	1616

項目				七坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑内夫	請負給夫	採炭夫	男	101	104	104	104	104	110	109	108	109	105	96	30	64	77
		仕繰夫	〃	68	68	65	65	66	71	81	82	78	79	73	64	62	58
		掘進夫	〃	55	55	55	55	55	55	55	56	56	55	54	112	88	52
		直接夫計	〃	224	227	224	224	225	236	245	246	243	239	223	206	194	187
		押搬夫	〃	11	11	11	11	10	10	11	11	12	12	12	10	10	10
		請負給夫計	〃	235	238	235	235	235	246	256	257	255	251	235	216	204	197
	定額給夫	運転夫	〃														
		機械夫	〃	15	14	14	14	14	16	17	17	20	20	20	20	20	20
		電気夫	〃														
		工作夫	〃	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7
		雑役夫	〃	7	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	6	6	6
		定額給夫計	〃	28	26	26	26	26	28	29	30	33	33	33	33	33	33
	間接夫計		〃		37	37	37	36	38	40	41	45	45	45	43	43	43
	坑内夫計		〃	263	264	261	261	261	274	285	287	288	284	268	249	237	230
坑外夫	鉱夫夫		男														
			保														
			女														
			計														
	坑外両計		男														
			保														
			女														
			計														
坑内外合計			男	304	306	303	303	302	315	327	328	327	325	310	290	278	268
			保														
			女	15	14	15	15	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
			計	319	320	318	318	316	328	340	341	340	338	323	303	291	281

月末人員調

項目				六坑													
				27.8	9	10	11	12	27.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	運炭夫	女	55	55	55	55	55	53	53	53	53	53	53	53	51	50
		採炭夫	男	121	122	122	122	121	122	122	121	120	118	117	115	107	105
			係														
			女														
		坑木仲仕	男	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
			女														
		請負給夫計	男	126	127	127	127	126	127	127	126	125	122	121	119	111	109
			係														
			女	57	55	55	55	55	53	53	53	53	53	53	53	51	50
	定額給夫	運搬夫	男	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
			係														
			女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		機械夫	男	99	98	96	96	94	94	94	94	95	96	95	94	93	91
			係	4	4	4	4	4	4	4	3	5	5	5	5	4	4
		電気夫	男	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21
			係		1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
		工作夫	男	71	73	74	74	75	74	76	74	74	73	73	73	73	73
			係	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
			女														
		雑役夫	男	73	73	70	70	71	70	70	71	71	72	72	72	72	72
			係	1	1	1	1										
			女	65	64	63	63	62	62	64	63	62	62	62	61	60	59
		定額給夫計	男	284	285	281	281	281	278	281	280	281	281	280	279	278	276
			係	7	7	7	7	6	6	5	4	8	8	8	8	7	7
			女	66	65	64	64	63	63	65	64	63	63	63	62	61	60
	坑外計		男	410	412	408	408	407	405	408	406	406	403	401	398	389	385
			係	7	7	7	7	6	6	5	4	8	8	8	8	7	7
			女	123	120	119	119	118	116	118	117	116	116	116	115	112	110
			計	540	539	534	534	530	527	531	527	530	527	525	521	508	502

項目				七坑													
				27.8	9	10	11	12	28.1	2	3	4	5	6	7	8	9
坑外夫	請負給夫	運炭夫	女														
		採炭夫	男	13	14	14	14	13	13	13	15	13	14	14	13	12	11
			係														
			女														
		坑木仲仕	男														
			女														
		請負給夫計	男	13	14	14	14	13	13	13	15	13	14	14	13	12	11
			係														
			女														
	定額給夫	運搬夫	男	5	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	7	6
			係														
			女														
		機械夫	男	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	6	6	6	6
			係														
		電気夫	男														
			係														
		工作夫	男	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
			係														
			女														
		雑役夫	男	13	12	12	12	12	12	13	11	11	11	11	11	11	11
			係														
			女	15	14	15	15	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		定額給夫計	男	28	28	28	28	28	28	29	26	26	27	28	28	29	27
			係														
			女	14	14	15	15	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	坑外計		男	41	42	42	42	41	41	42	41	39	41	42	41	41	38
			係														
			女	15	14	15	15	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13
			計	56	56	57	57	55	54	55	54	52	54	55	54	54	51